

古殿町地域防災計画

令和4年3月

古 殿 町 防 災 会 議

目 次

第1編 総 則	1
第1節 計画の目的及び方針・位置づけ	3
第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	5
第3節 古殿町の概況と災害要因の変化	11
第4節 地震災害と被害想定	13
第5節 調査研究推進体制の充実	24
第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	25
第7節 住民等の責務	31
第2編 一般災害対策編	33
第1章 災害予防計画	35
第1節 防災組織の整備・充実	35
第2節 防災情報通信網の整備	41
第3節 気象等観測体制	44
第4節 水害・土砂災害予防対策	45
第5節 雪害予防対策	49
第6節 火災予防対策	53
第7節 建造物及び文化財災害予防対策	56
第8節 電力、ガス施設災害予防対策	58
第9節 緊急輸送路等の指定	60
第10節 避難対策	62
第11節 医療(助産)救護・防疫体制の整備	70
第12節 食料等の調達・確保、防災倉庫等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備	72
第13節 防災教育	75
第14節 防災訓練	79
第15節 自主防災組織の整備	81
第16節 要配慮者対策	84
第17節 ボランティアとの連携	90
第18節 危険物施設等災害予防対策	92
第19節 災害時相互応援協定の締結	96
第2章 災害応急対策計画	98
第1節 応急活動体制	98
第2節 職員の動員配備	107
第3節 災害情報の収集伝達	112
第4節 通信の確保	129
第5節 相互応援協力	132

第6節 災害広報	136
第7節 消防計画	138
第8節 水防計画・土砂災害応急対策	140
第9節 救助・救急	145
第10節 自衛隊災害派遣	147
第11節 避難	152
第12節 避難所の設置・運営	169
第13節 医療（助産）救護	176
第14節 緊急輸送対策	179
第15節 災害警備活動及び交通規制措置	181
第16節 防疫及び保健衛生	186
第17節 廃棄物処理対策	190
第18節 救援対策	193
第19節 被災地の応急対策	197
第20節 応急仮設住宅の供与	200
第21節 死者の搜索、遺体対策等	204
第22節 生活関連施設の応急対策	207
第23節 文教対策	214
第24節 要配慮者対策	218
第25節 ボランティアとの連携	221
第26節 危険物施設等災害応急対策	223
第27節 災害救助法の適用等	228
第28節 被災者生活再建支援法に基づく支援等	232
第29節 雪害応急対策	237
第30節 凍霜害対策	240
第31節 ヘリコプター等による災害応急対応	241
第3章 災害復旧計画	242
第1節 施設の復旧対策	242
第2節 被災地の生活安定	246

第3編 地震災害対策編 252

第1章 災害予防計画	254
第1節 防災組織の整備・充実	254
第2節 防災情報通信網の整備	254
第3節 地震観測計画	255
第4節 市街地の防災対策	256
第5節 上水道及び下水道施設災害予防対策	259
第6節 電力、ガス施設災害予防対策	261
第7節 道路及び橋梁等災害予防対策	263
第8節 河川等災害予防対策	265
第9節 地盤災害等予防対策	266

第10節 火災予防対策	268
第11節 建造物及び文化財災害予防対策	270
第12節 積雪・寒冷対策	271
第13節 緊急輸送路等の指定	272
第14節 避難対策	273
第15節 医療(助産)救護・防疫体制の整備	274
第16節 食料等の調達・確保、防災倉庫等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備	275
第17節 防災教育	276
第18節 防災訓練	277
第19節 自主防災組織の整備	278
第20節 要配慮者対策	279
第21節 ボランティアとの連携	280
第22節 危険物施設等災害予防対策	280
第23節 災害時相互応援協定の締結	281
第2章 災害応急対策計画	282
第1節 応急活動体制	282
第2節 職員の動員配備	283
第3節 災害情報の収集伝達	287
第4節 通信の確保	291
第5節 相互応援協力	291
第6節 災害広報	292
第7節 消防計画	293
第8節 救助・救急	295
第9節 自衛隊災害派遣	296
第10節 避難	297
第11節 避難所の設置・運営	302
第12節 医療(助産)救護	302
第13節 緊急輸送対策	303
第14節 災害警備活動及び交通規制措置	303
第15節 防疫及び保健衛生	304
第16節 廃棄物処理対策	305
第17節 救援対策	307
第18節 被災地の応急対策	307
第19節 応急仮設住宅の供与	308
第20節 死者の搜索、遺体対策等	308
第21節 生活関連施設の応急対策	309
第22節 文教対策	311
第23節 要配慮者対策	311
第24節 ボランティアとの連携	312
第25節 危険物施設等災害応急対策	312
第26節 災害救助法の適用等	313

第 27 節 被災者生活再建支援法に基づく支援等	313
第 28 節 ヘリコプター等による災害応急対応	314
第 3 章 災害復旧計画	315
第 1 節 施設の復旧対策	315
第 2 節 被災地の生活安定	316
第 4 編 事故対策編	318
第 1 章 原子力災害対策計画	320
第 1 節 総則	320
第 2 節 原子力災害事前対策	322
第 3 節 緊急事態応急対策	324
第 4 節 原子力災害中長期対策	334
第 2 章 航空災害対策計画	336
第 1 節 航空災害予防対策	336
第 2 節 航空災害応急対策計画	337
第 3 章 道路災害対策計画	339
第 1 節 道路災害予防対策	339
第 2 節 道路災害応急対策計画	341
第 3 節 道路災害復旧対策計画	343
第 4 章 危険物等災害対策計画	344
第 1 節 危険物等災害予防対策	344
第 2 節 危険物等災害応急対策計画	347
第 3 節 危険物等災害復旧対策計画	350
第 5 章 大規模な火事災害対策計画	351
第 1 節 大規模な火事災害予防対策	351
第 2 節 大規模な火事災害応急対策計画	354
第 3 節 大規模な火事災害復旧応急対策計画	356
第 6 章 林野火災対策計画	357
第 1 節 林野火災予防対策	357
第 2 節 林野火災応急対策計画	359
第 3 節 林野火災復旧対策計画	362

第 1 編 総 則

第1節 計画の目的及び方針・位置づけ

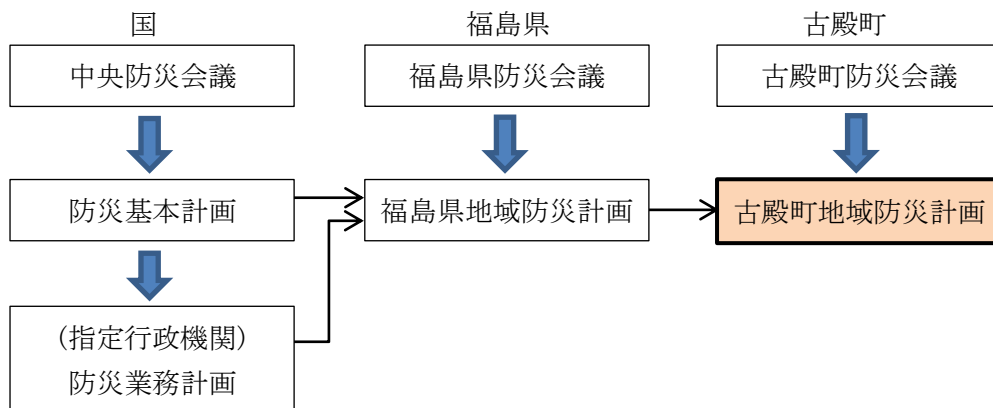
第1 計画の目的

この計画は、町内の風水害、雪害、地震災害等に対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 計画の位置付け

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、古殿町防災会議が定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画及び福島県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）と連携した町の地域に関する計画である。

■ 国、県、町における防災会議と防災計画の位置づけ



第3 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第35条の規定に基づいて、本町における災害の実態を分析して問題点の究明に努め、これに即応した具体的な対策を定めたものである。

古殿町地域防災計画は、次の各編で構成する。

1 総則

本計画全体に共通する前提となる事項を定める。

2 一般災害対策編

風水害等について、予防計画・応急対策計画・復旧計画を定める。

3 地震災害対策編

地震災害対策について定める。

4 事故対策編

原子力災害、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災について定める。

5 資料編

各編に関連する各種資料を掲載する。

第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第5 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

第6 地震防災緊急事業五ヵ年計画

県は、地震防災対策の強化を図るため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する地震防災緊急五ヵ年計画（以下「五ヵ年計画」という。）を策定し、事業の推進を図ることとされている。

本町においては、これら五ヵ年計画の事業計画を、この町地域防災計画の一部として定めるとともに、関係部署は県と協議のうえ積極的に事業を推進する。

第7 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災に関する教育及び訓練を実施する。

2 防災広報の徹底

地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図る。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める次の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定する。

- (1) 本町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 国、県、他の地方公共団体及び公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 災害に備えるための措置を適切に組合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。
- (4) 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護する。
- (5) 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護する。
- (6) 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図る。

第2 基本方針

この計画は、防災に関し、国、県及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進にあたっては、次の事項を基本とする。

1 地域自立型防災対策の推進

(1) 自立的防災空間の形成

本町は、福島県の南、石川郡の南東端に位置し、町のほぼ中央を鮫川が流れ、その支流に大平川、大久田川、小松川などがあり、その川沿いに耕地や宅地が集中している。また集落は、山腹斜面に沿って点在しており、気象情報や避難情報を的確に伝えるための情報伝達手段の整備をしていくことが必要である。

大規模な災害発生時には、できる限り迅速な対応が被害の軽減を図る上で重要なポイントであることから、自立的な防災性を高めていくことが重要である。

このため、災害に強い町づくりを進める上で、町の地域特性を活かし、防災施設・機能の整備を図るなど、自立的な防災生活圏の形成を図る。

(2) 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災、さらには東日本大震災を契機に、地区住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識され

た。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられる。また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を超える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならないものと考えられる。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し、「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

2 広域連携による災害対応力の強化

被災地域の対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、近隣市町村の生活圏相互の迅速かつ的確な応援活動が重要となる。

迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向けては、生活圏相互の応援活動のルールや仕組みづくり、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努める。

3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定される。発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくことが重要と考えられる。つまり、被害の断片情報が被害の全体像に結びつけられる能力を養成することが重要である。

そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握した上で、災害に関する情報の共有を図りながら、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要である。これにより、災害対策本部の情報処理負荷を軽減し、災害初動期の資源配分の決定に余裕を生むことになる。

また、応急対策活動を行う場合に、被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応をとるためには町、県、国を始めとする防災関係機関を含めた応急対策活動のマニュアルづくりの推進が重要となる。

さらには、日頃から防災と関係の薄い課においても、大規模な災害発生時には災害対策本部の組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるので、これらの課においても災害時の活動マニュアルを作成しておくことが必要である。

加えて、令和元年東日本台風の検証結果等を踏まえて、効率的かつ効果的な組織のあり方について検討するよう努めるものとする。

4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当課の活動では限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当課に限ってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があるため、防災担当課のみならず、全庁的に防災を担当する意義を認識する必要がある。

5 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことができるのかをあらかじめ検討しておく必要がある。それぞれの課、機関で所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要である。

また、地域防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提にいかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していくことが重要である。防災まちづくりは、すべての人にとって快適で安全な町づくりにも通じるものである。各種計画の策定にあたっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えることが必要である。

6 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

7 住民運動の展開

いつ、どこでも起こりうる災害から人的・経済的被害を軽減し、住民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自分で守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日頃から災害に備えておくことが大切である。

このため、町は、住民が安全に安心して暮らし活動することができる地域社会の実現に向け、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」に基づき、県、住民、事業者、地域活動団体等とともに信頼関係を築きながら連携・協力し、住民一人ひとりによる自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進するものとする。

8 新型コロナウイルス感染症対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することが必要である。

9 水害による死者をゼロにする災害文化の醸成

台風などの風水害はある程度被害を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して台風などによる死者をゼロにすることを目指すものとする。

10 地震・津波被害想定調査結果の反映

近年における社会経済情勢の変化、東日本大震災及び阪神・淡路大震災の教訓等の反映に努めるとともに、県が実施した地震・津波被害想定調査結果に対応できるように、体制の整備に努めていく必要がある。

具体的には、災害対策本部の初動体制、救助・救急活動、消火活動、医療・救護活動等の発生直後の応急・復旧対策活動、情報伝達体制、物資等の調達体制、広域的な応援協力体制、避難対策、ボランティアの受入体制等に関する新たな知見を踏まえて防災行政を立案していくことが重要である。

第3 発災直前及び発災後の活動目標

1 風水害及び雪害

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、災害の様相は、発災の直後から時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

活動区分	活 動 目 標
直前対応	■災害直前活動 ・気象情報、警報等の伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・給食、給水の実施 ・道路警戒、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	■被災者の生活の安定 ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復 ・生活再建に係る支援の実施
復旧対応	■地域・生活の回復 ・被災者のケア ・ガレキ等の撤去 ・地域環境の回復
復興対応	■地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・地域復興計画の推進 ・地域機能の回復・強化

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用にあたっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

2 地震災害

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため、発災後の時間的な区切り方、各段階での呼び方、活動目標を整理する。

発災後の 時間経過	段階名	活 動 目 標
直 後	即時対応期	■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間内		■生命・安全の確保（瞬時の対応） ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・広域的な応援活動の要請
1日目～3日目	緊急時対応期	■生命・安全の確保（72時間以内の対応） ・専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の搜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・有毒物・危険物の漏洩対策等の二次災害の防止関連対策 ・給食・給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
4日目～1週間	応急対応期Ⅰ	■被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復
1週間～1ヶ月	応急対応期Ⅱ	■被災者の生活の安定（日常活動環境） ・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1ヶ月～数ヶ月	復旧対応期	■地域・生活の回復 ・被災者のケア ・がれき等の撤去 ・地域環境の回復 ・生活の再建
数ヶ月以降	復興対応期	■地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・地域復興計画の推進 ・地域機能の回復・強化

第3節 古殿町の概況と災害要因の変化

第1 位置と地勢

古殿町は、福島県の南東に位置し、福島空港から車で30分、東北新幹線新白河駅、郡山駅から車で60分。JR水郡線磐城石川駅から30分の所にあり、町の中心部を東西に県道いわき石川線、横川より町の中央を北に国道349号が走っている。東はいわき市田人・遠野、西は石川町、南は鮫川村に、北部は平田村、いわき市三和に隣接し、東西15.5km、南北19.5km、総面積163.29km²を有する。阿武隈山系の標高300m～600mの所にあり、東経140°-35′北緯37°-15′のところにある。

耕地は、鮫川とその支流の大平川の流域に点在し、集落は山腹斜面に沿って散在し森林面積は87%を占めている。主な山岳は町中心地より南に鎌倉岳(669m)、三株山(842m)、北方に芝山(819m)、北東に犬仏山(767m)、大辻山(734m)があり、気象条件がよければ三株山より太平洋を眺めることもできる。

第2 気象

本町は、山地によって囲まれ、阿武隈山系にあるため、これが気象条件に与える影響も大きく、年間の平均気温は11.5度、最高気温は35.8度、最低気温は-9.1度、1年間の降雨量は1,266.5mmである。(気象庁：古殿臨時地域気象観測所データより2020年)

第3 地質

地質は花崗岩を母体とした形式で、中生層及び古生層の竹貫式結晶片岩でおおわれており、町を横断する鮫川を境として南部は御斉所式結晶片岩が分布している。

第4 災害の発生状況

本町の災害発生状況は、火災、水害が主であるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び翌4月11日に発生した余震では、建物の損害や道路の崩落等の被害も発生している。

また、令和元年東日本台風：台風19号(令和元年10月12日から13日)においては町内数箇所において河川の越水、山からの流水等により床上・床下浸水の被害が発生している。その他、道路崩落、土砂崩れも多数発生した。

(雨量の累計は松川地内325mm、三株地内で484mmを計測)

第5 社会的災害要因の変化

災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人口の分布や建築物の状況等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えられと考える。

まず第1は、地域間の人口分布の変化である。少子化や転出超過による人口減少と高齢化の進展により、災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高くなっている。

また、国際化に伴う外国人の増大や高齢者の増加等、いわゆる要配慮者の増大についても配慮しなければならない。

第2には、通勤・通学や買物行動等の日常活動範囲の拡大による夜間と昼間時の人口分布の変化である。昼間時には市街地中心部に人口が集中し、住宅地等の周辺部では夜間に比べ極めて人口が少なくなるという傾向がある。このため、昼間に発災した場合は、市街地中心部に被害が集中する可能性が非常に高くなる一方で、その周辺部では災害応急活動を行うためのマンパワーが不足するといったことが起こりうる。

第3は、人々の生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害発生の危険性も含んでいる。

また、町役場庁舎においてもこれらの施設の依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

第4は、コミュニティ意識の低下である。本町においては、他地域と比べて低下の度合は小さいが、徐々に低下の傾向が見られる。災害による被害を最小限にくい止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における防災体制の整備充実が欠かせないものである。

このような社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状態にあるとはいえない。したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

第4節 地震災害と被害想定

第1 既往の地震災害と福島県における地震発生特性

地震は、発生の仕組みからみると、大きく分けて二つのタイプにまとめられる。プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震と、プレートがぶつかりあいプレート境界で発生する海洋型地震である。

1 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

（1）活断層分布特性

福島県内の顕著な活断層は、阿武隈高地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部に認められる。

阿武隈高地東縁部にある双葉断層は、既に先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

福島盆地西縁部の活断層は、盆地西縁丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものとして注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。

この3つの断層以外に、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より300m高く、地質的にも西側には先第三紀基盤岩が露出するが、東側にはそれがなく湖成層等が発達する。さらに、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が本県との県境まで伸びていることが推定されている。宮城県南部には、白石断層が確認されており、この断層の活動により昭和31年の白石地震が（ $M=6.0$ ）が発生したといわれている。

（2）地震発生履歴

ア 1611年（慶長16年）9月（会津地方） $M=6.9$

会津地方に強い地震があり、特に河沼、大沼、南会津の3郡で被害が多かった。会津若松城をはじめ、神社仏閣の堂塔倒壊・大破多く、民家も多く潰れ又は大破し（2万余棟）、死者3,700名余りとなった。日橋川、大川などがせき止められ、耶麻郡山崎・慶徳付近では、 16 km^2 ほどの山崎湖が出現した。

イ 1659年（万治2年）4月（会津地方）

会津地方で大地震があり39名が死亡し、家屋409戸が倒壊した。

ウ 1821年（文政4年）12月（大沼郡） $M=5.5\sim 6.0$

大沼郡大石村の狭い範囲に強震。130棟壊れ、大小破300余、死若干。

2 海洋型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

（1）本県沖における地震発生特性

海洋型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。本県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。

また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震

が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

(2) 地震発生履歴

ア 1677 年（延宝 5 年）11 月（磐城地方） $M \approx 8.0$

磐城地方に強い地震があり、500 余名が死亡した。また、午後 8 時ごろ小名浜に地震があり、家屋 1,000 余棟が流出し、80 余名が溺死した。

イ 1696 年（元禄 9 年）6 月（磐城地方）強震地域—磐城小名浜

磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450 名が死亡した。

ウ 1793 年（寛政 5 年）2 月（陸前・陸中・磐城、震源は宮城県沖） $M=8.0 \sim 8.4$

余震が多く、相馬では 10 ヶ月も続いた。

また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者 8 名、矢祭で死者 3 名となっている。

エ 1938 年（昭和 13 年）5 月 塩屋崎沖地震 $M=7.0$

県下全域に強震があり、家屋や土蔵の蔵にはく離や亀裂 250 ヶ所、煙突の倒壊や折損箇所、橋や堤防の亀裂 6 ヶ所等の被害があった。

オ 1938 年（昭和 13 年）11 月 福島県東方沖地震 $M=7.5$

県下全域に強い地震があった。震源は塩屋崎の東北東約 70km の沖合で、県内の被害は死者 1 名、負傷者 9 名、住家全壊 4 棟、半壊 29 棟、非住家全壊 16 棟、半壊 42 棟となっている。

また、同日に $M=7.3$ 、翌日に $M=7.4$ の強い余震を観測している。

カ 1964 年（昭和 39 年）6 月 新潟地震 $M=7.5$

16 日午後 1 時 20 分ごろ、県下全域に震度 4～5 の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者 12 名、住家全壊 8 棟、住家半壊 6 棟、一部損壊 83 棟、非住家被害 86 棟、道路破損 15 ヶ所、山・がけ崩れ 17 ヶ所等の被害があった。

キ 1978 年（昭和 53 年）6 月 宮城県沖地震 $M=7.4$

12 日午後 5 時 14 分ごろ地震があり、福島市が震度 5、会津若松市、いわき市、小名浜、白河市が震度 4 であった。国見町で死者 1 名、負傷者 19 名を出し、重傷者は福島市、桑折町で計 3 名報告されている。住家全壊は福島市で 5 棟、相馬市で 1 棟報告されており、県内では計 800 強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破損 9、山（がけ）崩れ 26 等の被害も発生している。

ク 2005 年（平成 17 年）8 月 宮城県沖地震 $M=7.2$

16 日午前 11 時 46 分ごろ地震があり、国見町などで震度 5 強、福島市、白河市、いわき市、小名浜が震度 4、会津若松市が震度 3 であった。福島県内で負傷者 5 名が発生した。

ケ 2011 年（平成 23 年）3 月 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） M_w （モーメントマグニチュード） $=9.0$

11 日午後 2 時 46 分ごろ、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11 市町村で最大震度 6 強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した。

また、4 月 11 日午後 5 時 16 分ごろには浜通りを震源として余震と思われる $M=7.0$ の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度 6 弱を観測した。

3 東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（東日本大震災）の発生

（1）地震、津波の被害

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード 9.0 という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。また長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて 3,400 名以上という、本県の歴史上類を見ない大災害となった。

（2）原子力災害の誘発

津波により東京電力ホールディングス㈱福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が生じ、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16 万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

（3）本町の被害状況

町内で震度 5 強を観測し、地震発生直後の午後 2 時 50 分に災害対策本部を設置して災害対応を行った。

人的被害は無かったものの、建物被害として住家半壊 27 棟、住家一部破損 785 棟、公共建物被害 16 棟、その他非住家被害 202 棟が発生した。

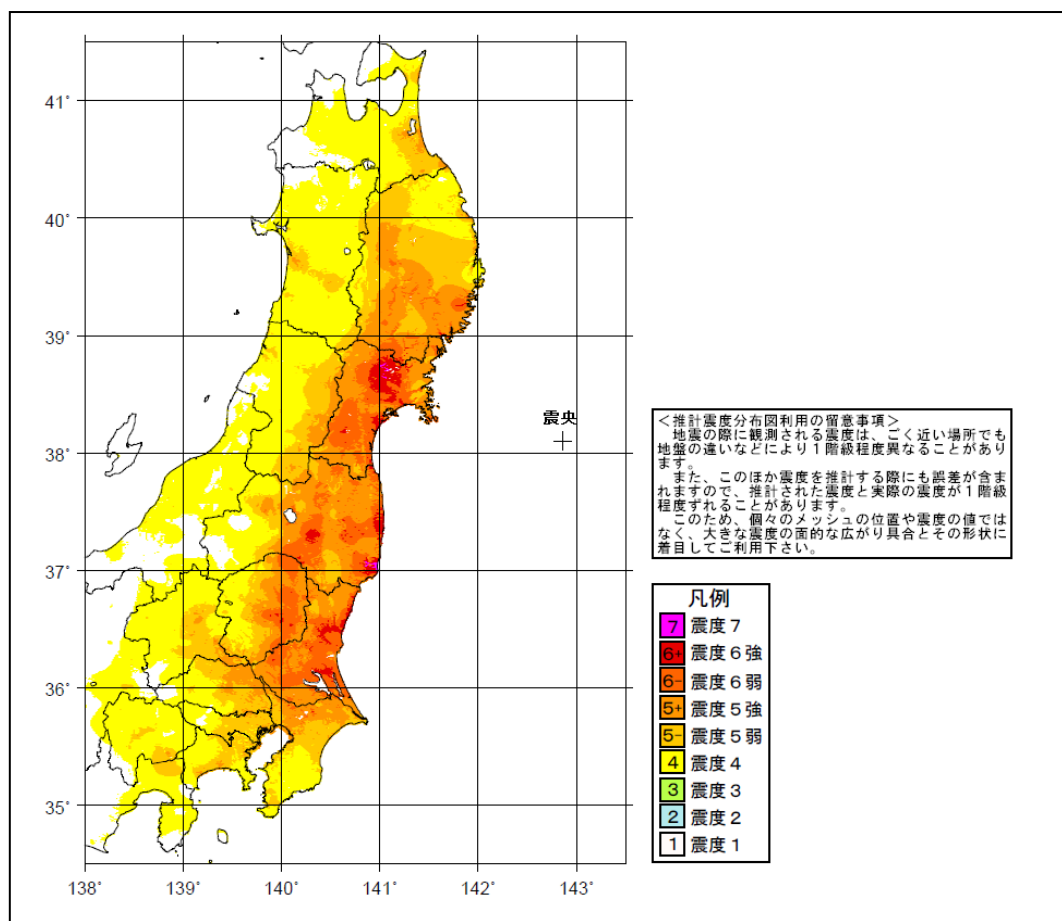
なお、災害対策本部は、平成 23 年 4 月 12 日にて解散している。

■ 東日本大震災の規模、被害の概要

（平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第 1780 報）令和 3 年 9 月 6 日現在）

発生日時	平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分
震 源	三陸沖（震源の深さ 24km）
規 模	モーメントマグニチュード 9.0
県内の観測震度	震度 6 強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、檜葉町、双葉町、新地町 震度 6 弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度 5 強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津波規模	計測値：相馬港 9.3m 以上※、小名浜港 333cm （※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある）
人的被害	死者：4,161 名 行方不明者：一名、重傷者：20 名、軽傷者：163 名
建物被害	住家全壊：15,435 棟、住家半壊：82,783 棟、住家一部損壊：141,054 棟 住家床上浸水：1,061 棟、住家床下浸水：351 棟 公共建物被害：1,010 棟、その他建物被害：36,882 棟
消防職員出動述べ人数	消防職員：5,706 人 消防団員：43,776 人

■ 東北地方太平洋沖地震震度の推計震度分布図（出典：気象庁）



第2 地震被害の想定

1 地震被害想定調査の実施

地震による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策などの震災対策を立案することが重要である。

このような考え方から、福島県においては、平成7年度から3ケ年を通じて地震・津波被害想定調査を実施した。

まず、地質や地盤の状況、人口、建物の分布状況の基本データの収集、整理を行った。次に、想定地震を設定し、過去の地震被害例等を参考にして、地震動・液状化等の危険度を想定し、さらに、地震動に起因する人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測を行った。

また、これらの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、地震災害対策の提言を行っている。

この調査の推進にあたっては、学識経験者から構成される専門委員会を設置し、その指導と助言のもとに必要事項の検討を行ってきた。さらに、そこで検討された内容は、福島県防災会議地震・津波対策部会において審議され、県地域防災計画の策定に反映されている。

2 地震被害の想定

(1) 想定地震の設定

計画の前提となる想定地震は、次の4種類（内陸部3、海溝部1）とする。

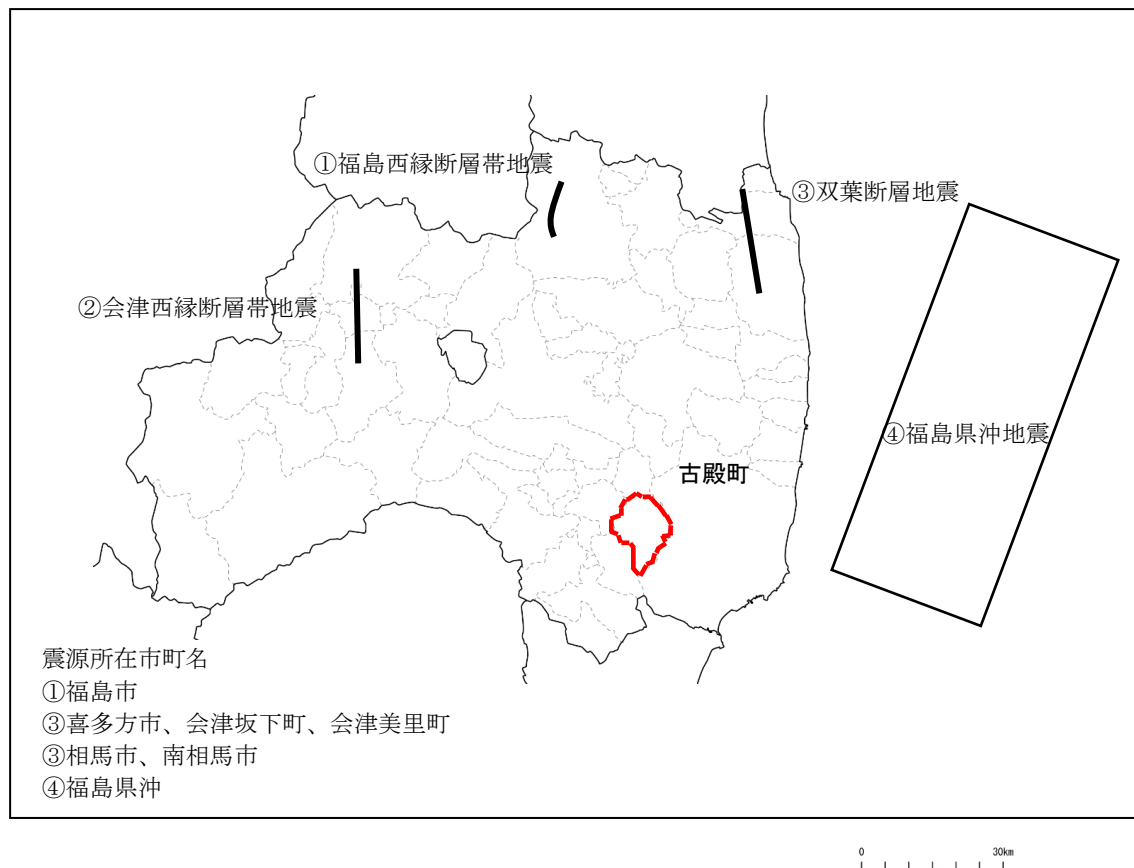
■ 想定地震の概要

地震名		マグニチュード	震源深さ等	
内 陸 部	福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
内 陸 部	会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
内 陸 部	双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震	M7.0	震源深さ	10km
			長さ	20km
			幅	5km
海 溝 部	福島県沖を震源とする地震	M7.7	震源深さ浅部	20km
			東西幅	60km
			南北長さ	100km

内陸部の地震については、起震断層としての活断層の存在が認められており、周辺地域の人口規模等、地震発生による社会的な影響が大きいと判断される地震として、上記3つの地震を選定している。

海溝部の地震については、過去に100年から200年程度の周期間隔で繰り返し同じ場所で数回の地震発生が認められていることから、昭和13年の福島県東方沖の地震をモデルとして想定地震の選定を行っている。

■ 地震想定の震源位置



(2) 震度分布想定結果の概要

各想定震度の震度分布は次のとおりである。

■ 古殿町での想定最大震度

地 震 名	想定最大震度
①福島盆地西縁断層帯を震源とした地震	4
②会津盆地西縁断層帯を震源とした地震	5 弱
③双葉断層北部（塩手山断層）を震源とした地震	5 弱
④福島県沖を震源とした地震	5 弱

(3) 想定地震別の地震被害発生の特徴

ア 福島盆地西縁断層帯地震

福島盆地西縁断層帯地震は、人口や産業の集中が著しく進行し、市街地の拡大や高密度化が進んでいる福島盆地の西縁部直下で発生し、最大で震度6強を記録するほか、福島市、二本松市、猪苗代町、桑折町、伊達市など、震源域を中心とした直径30km、短径20kmの楕円形状の広い範囲に大きな揺れをもたらすものと予想される。この地震により、最大で800名を上回る多くの尊い人命が奪われる可能性があるほか、建物についても木造大破棟11,000棟強、非木造倒壊棟約500棟にも及ぶ被害の発生が想定される。

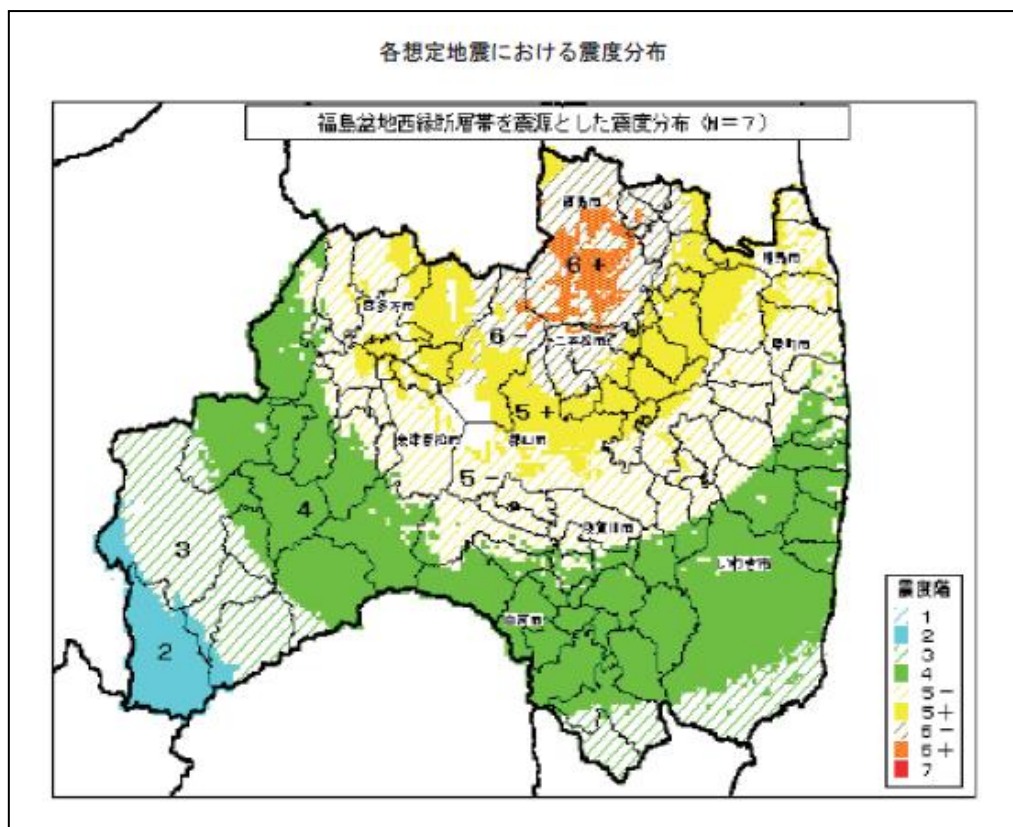
また、道路や鉄道、ライフライン供給施設等の都市基盤をはじめ、住民生活や社会経済活動全体に甚大な被害をもたらされるものと予想される。

この地域には、東北地方の流通・経済の生命線となっている東北新幹線や東北自動車道が貫通しており、これらが寸断された場合には、東北地方全体の社会経済活動の機能停止に結びつく危険性も有している。

また、都市部では、交通混雑が激しい朝夕の時間帯に地震が発生した場合には、路上での事故や高架橋、駅舎等交通施設の被害、走行中の電車の脱線等により通勤・通学者を中心とする死傷者の発生規模がさらに拡大するものと予想される。

さらに、都市部には、行政機関庁舎、警察署、消防署、ライフライン関係機関等の防災関係機関の施設をはじめとして、病院、避難所、主要幹線道路など防災上重要な施設が集積しており、これらの施設が被害を受け、機能が損なわれた場合には、被災地で展開される様々な災害対策活動に支障をきたすことになる。

■ 福島盆地西縁断層帯を震源とした震度分布



イ 会津盆地西縁断層帯地震

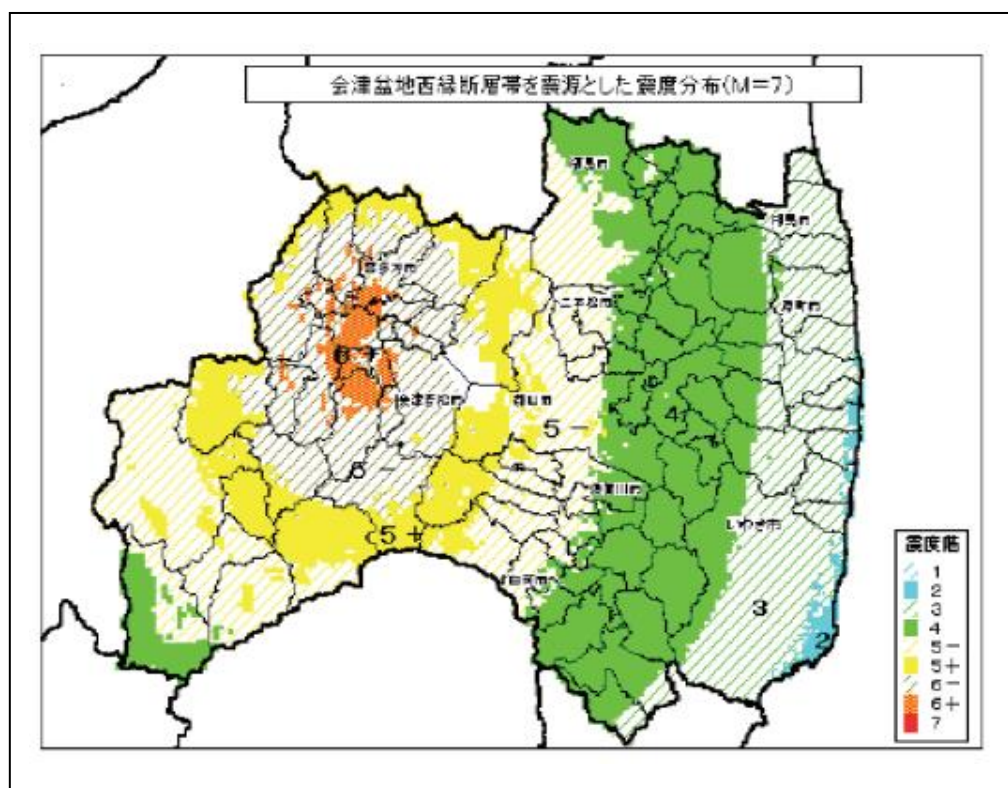
会津盆地西縁断層帯地震では、会津盆地をはじめ、猪苗代湖北岸及び西岸周辺など広い範囲にわたって大規模な液状化被害の発生が見込まれるとともに、会津美里町北部から喜多方市南部に至る地域を中心として、会津坂下町、会津若松市、会津美里町などでは、最大で震度6強の強い地震動の発生が予想されることから、磐越自動車道を中心とする交通網の寸断や大量の住宅の倒壊が想定されており、建物被害については、福島盆地西縁断層帯地震による被害の発生規模とほぼ同じ水準に達している。この地震による人的被害については、死者が最大で750名近くにも及ぶほか、負傷者も最大で4,500名を大きく上回るなど極めて深刻な被害がもたらされるものと想定される。

また、会津盆地周辺の山地では、数多くの斜面崩壊の発生が予想されるため、交通手段の確保が困難となり、周辺地域からの広域的な応援や傷病者等の搬送手段に支障をきたすおそれがある。

さらに、会津盆地周辺は、冬期間においては豪雪等の影響により交通などの都市機能や住民生活が阻害されるなど、雪に対して極めて脆弱な環境下に置かれていることから、冬に地震が発生した場合には、救助・救急、消火など様々な災害対策活動に甚大な影響を及ぼすことが予想される。

また、会津盆地と周辺地域を結ぶ幹線道路が豪雪等の影響により通行不能に陥った場合には、周辺地域との連携が困難になり、陸の孤島化するおそれもある。

■ 会津盆地西縁断層帯を震源とした震度分布



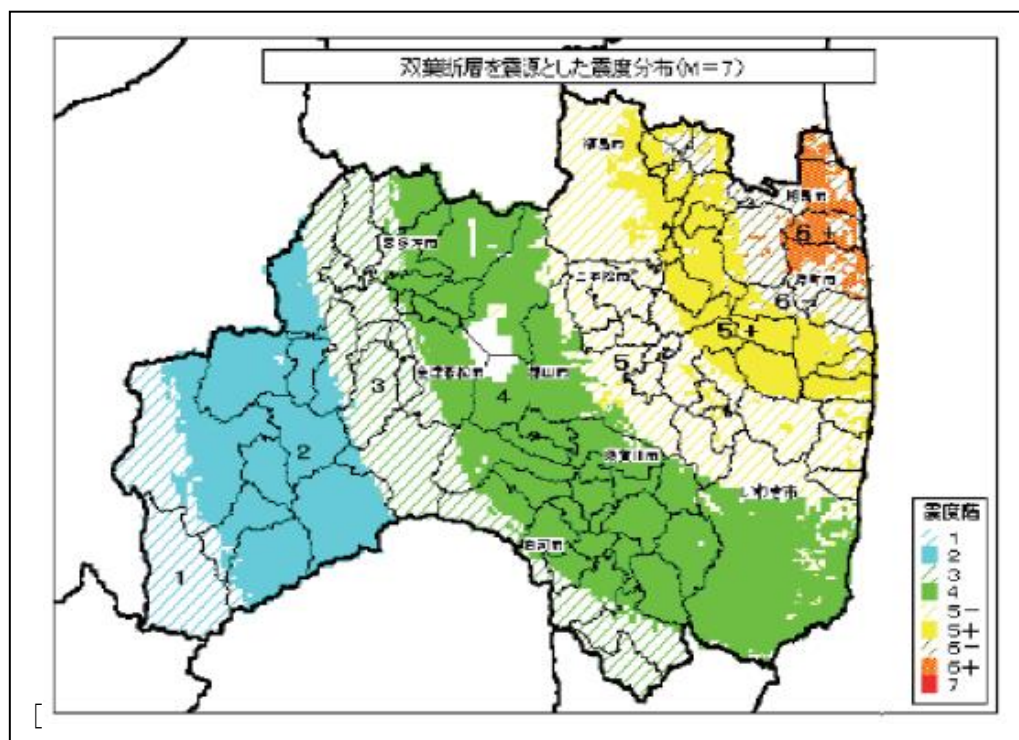
ウ 双葉断層地震

福島県浜通り地方北部を震源とする双葉断層地震では、最大震度 6 強の強い地震動を伴い相馬市、南相馬市を中心として新地町、飯舘村など阿武隈山地と太平洋に挟まれた低地一帯にわたって被害が集中的に発生するものと想定される。この地震による死者は最大で 550 名を超え、建物の大破・倒壊棟数は 8,000 棟にも及ぶものと想定される。

さらに、浜通り地方中部の大熊町、双葉町、富岡町、楡葉町沿岸部に立地する原子力発電所（東京電力ホールディングス㈱福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所）については、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災後の事故により全号機の運転が停止されている。福島第一原子力発電所 1～4 号機では事故の完全収束及び廃炉に向けての取組が続けられており、事故後の原子炉建屋については、東京電力ホールディングス㈱と国において耐震性が確認されているものの、原子炉等の冷却は仮設設備であることから、再び地震等により機能を失った場合に備えて予備設備等も準備されている。福島第一原子力発電所 5・6 号機及び福島第二原子力発電所 1～4 号機では冷温停止が維持されている。

しかし、仮に地震等によって予備設備等を含めてすべての冷却機能が失われ核燃料が高温となった場合には、放射性物質の放出等が想定される。

■ 双葉断層を震源とした震度分布



工 福島県沖地震

福島県沖では、過去に 100～200 年程度の周期でマグニチュード 7 前後の地震が同一の場所で数回繰り返し発生しており、津波を伴う場合もある。

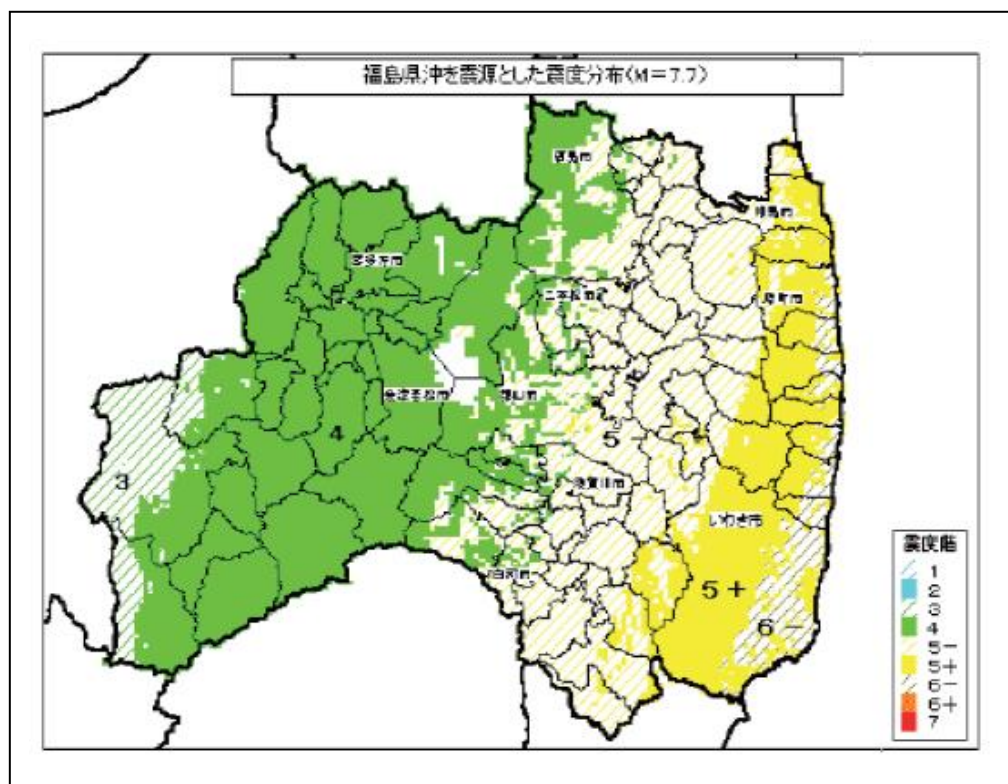
福島県沖地震では、いわき市から南相馬市に至る沿岸部の広い範囲で最大震度 6 弱の大きな揺れが発生するものと予想され、最大で 350 名近くにも及ぶ死者と 1,600 名を上回る負傷者をはじめ、5,000 棟にも及ぶ建物の大破・倒壊といった被害が想定されている。このように福島県沖地震では、他の 3 つの想定地震のような内陸型の地震と比較して、地震動により局地的にもたらされる激甚な被害が少ないものの、被害の範囲が広範にわたるといった特徴がみられる。

また、福島県沖地震による津波では、地震発生後 20～40 分程度でいわき市沿岸部に津波第一波が到達するほか、富岡町仏浜を中心とする地域で最大 6.1 m にも及ぶ津波水位が想定されているが、概ね津波高が現状における海岸保全施設の天端高を下回っており、陸域への越流がほとんどみられない状況となっている。

しかし、海岸地形や海底地形などの特性により実際の津波高が想定地震による津波高を上回る可能性があるほか、想定される津波高を越える地震津波が発生する可能性も考えられる。また、地震動や液状化により海岸保全施設の構造物自体が被災し、施設が持つ本来の機能が損なわれる可能性もあるため、津波対策のより一層の充実強化に努めることが重要である。

また、いわき市、広野町に形成されている石油コンビナート等では、地震による被災により大量の危険物が漏洩した場合は、海水を介して危険物が広範囲に拡散しやすく、大規模な火災や爆発に発展するおそれがある。さらに、津波来襲地には、浸水域の拡大や津波の河川遡上等を通じて、内陸の市街地にも被害が及ぶ可能性もある。

■ 福島県沖を震源とした震度分布



第3 地震被害想定調査結果及び過去の経験の活用

第2に示した「地震被害の想定」の結果及び東日本大震災の経験を、町の地震災害対策の検討及び住民の防災意識の向上への活用を図る。

1 町における震災対策の検討

町は、地震被害想定調査の結果を踏まえて、地震災害対策の検討、地域防災計画の見直し及び防災アセスメント調査の反映等に活用する。

2 東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで福島県が想定してきた地震、津波規模を遥かに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害であったが、今後も東日本大震災と同程度の災害が起こりうることを想定し、町、県及び防災関係機関は、人的被害を最小限に食い止めるための対策を策定する必要がある。

3 住民防災意識の向上

地震被害想定調査結果及び東日本大震災の経験を踏まえた防災対策について、広く普及啓発を図り、本町の地震被害発生の可能性に関する住民の意識を深め、防災意識の向上を図るものとする。

第5節 調査研究推進体制の充実

第1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

1 一般災害

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、各種災害におけるハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

なお、防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

2 地震災害

県で実施した被害想定は、県内を500mないし1km四方のメッシュ地区に分割したマクロ被害想定である。町は、生活者と密着した被災地における防災の第一次的な責任を有する基礎的自治体であり、このマクロ被害想定だけでは十分とはいえない。町における具体的な被害軽減施策や対策活動等の検討に結びつけるためには、より詳細な地質・地盤特性や建物分布状況等に注目した検討が必要となる。

このため町は、県による被害想定調査を前提としつつ、より地域の特性に注目した災害誘因・素因の分析及び評価等の防災アセスメントの実施を図る。

第2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町は、整備した詳細な情報を地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県が整備するデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努める。

第3 自主防災組織等地域における取組

東日本大震災及び令和元年10月の台風19号災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざという時にとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加したりする等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

一方で、東日本大震災においては、災害の種類によっては「いち早く逃げる」ことの重要性も浮き彫りとなった。限られた時間の中ですべての住民に対して避難を周知することは困難であるため、地域において避難の在り方について十分に議論し、理解を深める必要がある。

第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

防災関係機関は、災害対策の基本理念にのっとり、災害対策を実施する責務を有する。

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有するすべての機能を十分に発揮するよう努める。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を図る。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 古殿町

- (1) 町防災会議の事務調整に関すること。
- (2) 防災知識の整備及び育成指導に関すること。
- (3) 防災知識の普及及び教育に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災施設の整備に関すること。
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備に関すること。
- (7) 消防活動その他の応急措置に関すること。
- (8) 避難対策に関すること。

- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施に関すること。
- (11) 保健衛生に関すること。
- (12) 文教対策に関すること。
- (13) 被災施設の復旧に関すること。
- (14) その他の災害応急対策に関すること。
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置に関すること。
- (16) 関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。

2 須賀川地方広域消防本部（石川消防署古殿分署）

- (1) 火災、災害警戒防御活動に関すること。
- (2) 警戒、警報等の広報及び伝達に関すること。
- (3) 災害時における人命又は財産保護のための応急活動及び救護活動に関すること。
- (4) 被害情報の収集及び被害調査に関すること。
- (5) 危険物の安全及び規制に関すること。

3 古殿町消防団

- (1) 火災予防の指導及び広報活動に関すること。
- (2) 水、火災防御及び地震等の災害の鎮圧、警戒に関すること。
- (3) 災害時における救助活動及び避難活動に関すること。
- (4) 消防水利の確保、保全に関すること。

4 福島県（県中地方振興局）

- (1) 防災組織の整備に関すること。
- (2) 町及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること。
- (3) 防災知識の普及及び教育に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災施設の整備に関すること。
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備に関すること。
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (8) 緊急輸送の確保に関すること。
- (9) 交通規制、その他社会秩序の維持に関すること。
- (10) 保健衛生に関すること。
- (11) 文教対策に関すること。
- (12) 町が実施する被災者の救助及び救護の応援に関すること。
- (13) 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。
- (14) 被災施設の復旧に関すること。
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置に関すること。

5 県中保健福祉事務所

- (1) 医薬品等の需給調整に関すること。
- (2) 災害地における防疫及びその他環境衛生に関すること。
- (3) 被災地の飲料水の対策に関すること。

- (4) 被災要保護者等の救護及び更生の対策に関すること。

6 県中農林事務所須賀川農業普及所

- (1) 災害時における農作物の技術対策に関すること。

7 石川土木事務所

- (1) 水防活動（水防資材の調達を含む。）に関すること。
- (2) 交通不能箇所調査及びその応急対策に関すること。
- (3) 土木関係被害の調査及びその対策に関すること。

8 県中教育事務所

- (1) 文教対策に関すること。

9 福島県警察（石川警察署）

- (1) 災害に関する広報及び警報の伝達に関すること。
- (2) 被害状況の把握と警備体制の確立に関すること。
- (3) 避難等の処置に関すること。
- (4) 交通の確保に関すること。
- (5) 被災地における治安の確保に関すること。
- (6) 災害防衛活動及び災害救助活動に対する協力に関すること。

10 指定地方行政機関

- (1) 東北農政局（福島県拠点）
 - ア 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成に関すること。
 - イ 農業関係被害情報の収集報告に関すること。
 - ウ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導に関すること。
 - エ 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導に関すること。
 - オ 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付けに関すること。
 - カ 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策に関すること。
 - キ 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
- (2) 関東森林管理局（福島森林管理署）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。
 - イ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
- (3) 東北地方整備局（福島河川国道事務所・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・リエゾン）
 - ア 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援に関すること。
 - イ 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。
 - ウ 洪水予警報等の発表及び伝達に関すること。
 - エ 水防活動の支援に関すること。
 - オ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
 - カ 被災直轄公共土木施設の復旧に関すること。
 - キ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。

(4) 仙台管区气象台（福島地方气象台）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその結果の収集及び発表に関すること。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層活動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報発表、伝達及び解説に関すること。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
- エ 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

11 自衛隊（福島駐屯地）

- (1) 町、県、その他の防災関係機関が実施する応急的な災害対策の支援協力に関すること。

12 指定公共機関又は指定地方公共機関

(1) 日本郵便(株)（古殿郵便局）

- ア 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
- イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

(2) 日本赤十字社（福島県支部）

- ア 医療、助産等救護の実施に関すること。
- イ 義援金の募集に関すること。
- ウ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること。

(3) 日本放送協会（福島放送局）

- ア 気象・災害情報等の放送
- イ 住民に対する防災知識の普及

(4) 東日本旅客鉄道(株) 磐城石川駅

- ア 鉄道施設等の整備及び防災管理に関すること。
- イ 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力に関すること。
- ウ 災害時における応急輸送対策に関すること。
- エ 被災鉄道施設の復旧に関すること。

(5) 通信事業者（東日本電信電話(株)福島支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)）

- ア 電信通信施設の整備及び防災管理に関すること。
- イ 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達に関すること。
- ウ 被害電気通信施設の復旧に関すること。

(6) 運輸業者（日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)）

災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること。

(7) 東北電力ネットワーク(株) 須賀川電力センター

- ア 電力供給施設の整備及び防災管理に関すること。
- イ 災害時における電力需給の確保に関すること。
- ウ 被害電力施設の復旧に関すること。

(8) 東京電力ホールディングス(株)

- ア 原子力施設の防災管理に関すること。
- イ 放射能災害対策の実施に関すること。

- (9) 放送機関（福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島）
 - ア 気象（津波）予報、警報等の放送に関する事。
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送に関する事。
 - ウ 放送施設の保安に関する事。
 - エ 住民に対する防災知識の普及に関する事。
- (10) 新聞社（(株)福島民報社、福島民友新聞(株)）
 - 災害状況及び災害対策に関する報道に関する事。
- (11) 福島交通(株) 石川営業所
 - ア 被災地の人員輸送に関する事。
 - イ 災害時における避難者等の緊急輸送の協力に関する事。
- (12) (公社)福島県トラック協会須賀川支部
 - 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事。
- (13) (一社)福島県医師会、(一社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)福島県看護協会、(公社)福島県診療放射線技師会
 - ア 医療助産等救護活動の実施に関する事。
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供に関する事。
 - ウ 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。
- (14) (一社)福島県L Pガス協会
 - 災害時におけるL Pガスの安全対策の実施に関する事。

12 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 夢みなみ農業協同組合
 - ア 町、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - エ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (2) 古殿町商工会
 - ア 町、県が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (3) 金融機関
 - 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
- (4) 医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における受入者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の受入及び保護
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (5) 社会福祉施設等の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (6) 燃料供給事業者
 - ア 施設の安全管理

- イ 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給
- (7) 危険物関係施設管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備
 - ウ 災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (8) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）
 - 災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する対策への協力に関すること

第7節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町及び県が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

第 2 編 一般災害対策編

第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災体制を整備するとともに、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化する。また、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期する。

第1 町の防災組織【総務課】

1 古殿町防災会議

(1) 所掌事務

防災会議の所掌事務は次のとおりとする。

- ア 古殿町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- イ 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ウ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- エ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

【資料編：1－1 古殿町防災会議条例】

(2) 組織

防災会議の組織は、防災関係機関の長及び会長の指名する職員をもって構成する。

【資料編：1－2 古殿町防災会議委員名簿】

(3) 防災計画の修正

この防災計画は、毎年定期に検討を加え、必要があると認めたときは修正するとともに、随時必要と認めるときは、すみやかに修正をする。

(4) 計画の周知徹底

この防災計画は、当町の全職員及び関係地方行政機関、関係地方公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるようにし、計画のうち特に必要と認めるものについては、地域住民にも周知徹底しておく。

(5) 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町における災害対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として抵触しないように作成されなければならない。

2 古殿町災害対策本部

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき設置する。

所掌事務としては、防災会議と堅密な連絡のもとに、町地域防災計画の定めるところにより町内の災害予防及び応急対策を実施する。

【資料編：1－3 古殿町災害対策本部条例】

3 町の水防責任

町は、町内河川の洪水による水害を警戒し、防御するなど町内における水防を十分に果すべき責任を有する。

第2 防災関係機関の防災組織【総務課】

古殿町を所管し又は、町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、古殿町地域防災計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

第3 自主防災組織【総務課】

災害対策基本法第5条の規定に基づき、災害発生時の被害を軽減するためには、町や防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が「自らの命と地域は自らの力で守る」という意識のもとに自主防災組織を結成し、相互扶助による防災活動を積極的に行うことが重要である。

【資料編：3－7 自主防災組織の状況】

1 自主防災組織の充実

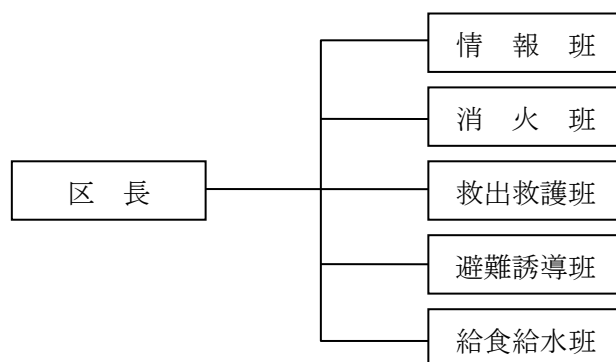
町及び防災関係機関は、災害発生時における自主防災組織の必要性等について住民に理解を得られるよう通常から広報等を行うとともに、防災訓練等の開催により、自主防災組織の活動の充実を促進する。

2 自主防災組織の編成

自主防災組織は、地域に密接して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、集落（区）単位で編成する。

- (1) 大きな集落（区）は、適正規模となるように留意する。
- (2) 他の地域等への通勤等により昼間人口が減る地域では、日中の活動人員が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合には、事業所と協議のうえ、事業所内の自衛消防隊を地域の自主防災組織へ積極的に活用する。
- (4) 自主防災組織は、防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、活動内容を明確にする。

組織編成を例示すると次のとおりである。



3 自主防災計画

自主防災組織は、災害時に効果的な活動ができるよう次の事項について計画を立てておく。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内の危険箇所
- (3) 各世帯への連絡系統及び連絡方法、及び避難場所、避難経路、避難の伝達方法（区単位にある防災無線及び各戸の受信機の活用）
- (4) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (5) その他の防災資機材等配置場所及び点検方法

4 日常の自主防災活動

- (1) 防災知識の普及

万一の災害発生に、迅速かつ的確に対応できるよう、日頃から正しい防災知識の普及に努める。

また、町社会福祉協議会等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者等のいわゆる要配慮者の確認にも努める。

- (2) 防災訓練等の実施

自主防災組織が主体となり、町及び消防関係機関等の協力のもとに、日頃から各種訓練を行い、住民各自が防災活動に必要な知識と技術を習熟し、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

- ア 災害情報の収集伝達訓練
- イ 給食給水訓練
- ウ 消火訓練
- エ 避難訓練
- オ 応急手当訓練

- (3) 防災資機材等の整備・点検

災害時の活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、定期的な点検を実施し、非常時に確実に使用できるよう備える。

第4 応援協力体制の整備【総務課・各課】

大規模な災害が発生した場合、町及び防災関係機関のみでは十分な応急対策の実施が困難となるおそれがあることから、県、他市町村等の応援協力体制の強化を図る。

1 町と県との相互協力

町は、県地域防災計画において定める町と県との相互協力の手段として、発災初期に迅速かつ的確な災害情報収集・連絡を行うため、県から町に派遣される情報連絡員（県リエゾン）との連携を図る。

2 県内市町村間の相互応援及び県外市町村との相互応援

町は、町域に係る災害について適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下・喪失・移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に圏内の

市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進める。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておくものとする。

【資料編：1－4 災害協定（自治体）一覧】

3 国への応援の要求等

町及び県は、訓練等を通じて、国（総務省）が所管する応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発生時における円滑な活用の促進に努める。

また、大規模災害など、本町の職員のみでは災害対策要員が不足する事態に備えて、「被災市区町村応援職員確保システム」の活用習熟に努めるものとする。

4 防災関係機関の相互応援

町の地域を所管し、又は町域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、情報を共有しながら相互に連絡協調して、円滑な組織の整備・運営が成し得るように努める。

5 消防の相互応援

（1）福島県広域消防相互応援協定

町は、須賀川地方広域消防本部と連携し、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

（2）緊急消防援助隊

被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う。

町は、その効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

（3）広域航空消防応援

大規模地震発生時においては、同時多発的な被害の発生とともに、陸上交通網の被害が予想されるため、ヘリコプターを活用した人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。

このため、県は、県内各市町村・消防本部との間で締結している福島県消防相互応援協定に新たにヘリコプター応援に係る協定を加え、消防防災ヘリコプター「ふくしま」を導入し、航空消防防災体制の整備を図っている。

町は、その効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

なお、消防防災ヘリコプターは、福島県の現状等を踏まえ、ヘリコプターの持つ機能・特性を生かして次のような活動に利用される。

ア 救急・救助活動

- (ア) 山村、豪雪地域等陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送
- (イ) 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送
- (ウ) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- (エ) 河川等での水難事故等における捜索・救助
- (オ) 山岳遭難事故における捜索・救助
- (カ) 高層建築物火災における救助
- (キ) 大規模地震・山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

イ 災害応急対策活動

- (ア) 地震、台風、豪雨・豪雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
- (イ) 孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- (ウ) 高速道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮
- (エ) 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

ウ 火災防御活動

- (ア) 林野火災等における空中からの消火活動
- (イ) 火災における情報収集、伝達、住民の避難誘導等の広報と作戦指揮
- (ウ) 交通遠隔地等への消火資器材、消火要員等の輸送

エ 災害予防対策活動

- (ア) 災害危険箇所等の調査
- (イ) 各種防災訓練等への参加
- (ウ) 住民への災害予防の広報

オ 広域航空消防防災応援活動

6 県、指定行政機関、指定地方行政機関からの職員派遣受け入れに対応するための資料整備

町は、知事及び指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長から職員の派遣を受けた場合、直ちに派遣受け入れ体制が整えられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

7 経費の負担

指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度、あるいは事前に相互で協議し定めておく。

8 民間協力計画

町及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整える。

特に、町の各課は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体、民間企業及び団体等とあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努める。

第5 その他の防災組織【総務課】

不特定多数の者を受入れる施設、危険物施設等の施設の管理者は、消防法等の法令に基づき、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図る。

第6 公的機関等の業務継続性の確保【総務課・各課】

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定・見直し等により、業務継続性の確保を図る必要がある。また、業務継続計画は、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとされている。

町は、古殿町業務継続計画に基づき、実効性ある業務継続体制を確保するとともに、引き続き必要な資源の継続的な確保や、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

また、業務継続体制の整備を通じて、災害情報を一元的に把握し、共有することができ体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努めるものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態を保つため、町及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、設備の安全対策を講じる。

第1 県防災情報通信網の活用【総務課】

町は、県が整備を行っている次の防災情報通信を積極的に活用し、災害対策に役立てる。

1 福島県総合情報通信ネットワーク

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備え、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網である。

平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあつては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速・的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、無線設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送などの防災通信機能が拡充・強化されている。

2 防災事務連絡システム

気象台からの気象情報や県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害情報などが県の各機関、市町村及び消防機関へ配信されている。

町は、この情報を災害対策に役立てるとともに、防災行政無線や広報車による広報、緊急速報メール（緊急地震速報のみ）等を活用して気象情報や被害状況等を地域住民へ情報提供するなど、システムの活用に努める。

3 防災情報提供システム

町は、県総合情報通信ネットワークを通じて福島地方気象台から提供される、次の気象、地象及び水象情報等を受け、配備動員の判断等への活用を図る。

- (1) 気象に関する特別警報
- (2) 気象及び洪水に関する警報及び注意報
- (3) 土砂災害警戒情報
- (4) 気象情報
- (5) 地震に関する情報
- (6) 噴火警報等

第2 町防災行政無線の整備【総務課】

町は、大規模災害時の住民等に対する災害情報の提供、被害情報の提供、被害情報収集伝達手段として、町防災行政無線等の機能等の充実に努める。

平成30年度から令和元年度にかけて整備した町防災行政無線（同報系）デジタル化改修では、防災機能の充実・親局・中継局・屋外子局の耐震化が行われた。また、住宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、地域の実情や効率化の観点から、全世帯への戸別受信機の設置を推進した。

第3 その他通信網の整備・活用【総務課】

1 非常通信体制の充実強化

町及び防災関係機関は、大規模停電時も含め災害時に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

また、県が社団法人アマチュア無線連盟福島県支部と締結した「災害時におけるアマチュア無線の利用等に関する協定」に基づき、アマチュア無線による情報提供ボランティアの協力について検討を進める。

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

2 その他通信連絡網の整備・活用

(1) 整備と活用

ア 町及び防災関係機関は、災害時の情報伝達手段として、インターネット等の有線系メディアの整備・活用のほか、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、国、通信事業者等の支援による携帯無線機等の臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信される情報等多様化する災害関連情報の十分な活用を図る。

イ 町は、消防庁が運用する J-ALERT（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を住民に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を検討する。

ウ 町は、災害時に通信連絡網が十分に機能するように、訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図る。

エ 町は、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等の安全確保への自発的取り組みを促進する。

(2) 災害時の機能確保

各情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

3 クラウドシステムなどICTの導入に係る検討

町及び関係機関は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第4 通信手段の周知【総務課】

町は、住民が自ら情報を入手できるよう、個人が所有する携帯電話やパソコン等の活用方法の周知を図り、町とヤフー株式会社が協定を結んでいる「災害に係る情報発信等に関する協定」に基づくアプリの活用について周知・利用拡大を図る。

第3節 気象等観測体制

自然災害による被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

第1 町域内の観測所の整備状況【総務課】

1 統一河川情報システム

(一財)河川情報センターが、気象庁のデータ及び各地のテレメータから送られた気象情報、河川水位情報等を、福島県総合情報通信ネットワークシステムの端末機を通して町へ提供される。また、鮫川（古殿水位局）に危機管理型水位計を設置し、警戒水位等の情報を携帯電話やパソコン等の個人情報端末にリアルタイムで配信が可能となっている。

第2 気象観測体制の充実【総務課】

町は、各気象観測機関との連携を図りながら、自然災害を未然に防止するため、気象観測施設等の充実と情報収集の改善に努め、気象観測体制の充実を図る。

第4節 水害・土砂災害予防対策

水害、土砂災害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

第1 水害予防対策【総務課・地域整備課・産業振興課】

本町には、鮫川のほか支流の大平川、大久田川、小松川等の河川が流れており、河川の増水により床上・床下浸水被害が起きるなど、浸水対策のための河川整備を図ることは、安全な社会基盤の整備を図るうえで必要不可欠であるため、総合的な水害防止対策を推進する。

1 河川対策

(1) 河川の整備

災害発生の危険度の高い鮫川及び中小河川の流域について、整合を図りながら整備を進めるとともに、将来の土地利用計画を踏まえた河川の先行的整備に努める。

また、河川の適切な維持管理に努める。

(2) 洪水ハザードマップ整備の促進

町は、水防法第14条及び第15条により、浸水想定区域に従い、洪水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報の伝達経路、避難所等の避難措置について、地域住民への周知徹底を図る。

町は、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績を把握したときには、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

また、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要がある施設については、電話、ファクシミリ等による当該施設利用者への洪水時の円滑な洪水予報等の伝達体制を整備する。

2 下水道対策

(1) 現状と計画

近年における産業活動、生活様式の高度化に伴う家庭からの生活排水は、公共用水域の水質汚濁をもたらすなど、問題を抱えている。

これらの問題の解決のために下水道の果たす役割は大きく、公共用水域の水質保全、浸水被害の防除、居住環境の改善、公衆衛生の向上などに重要な役割を果たしている。

町は、農業集落排水事業の供用、小規模の集落について、林業集落排水事業を供用している。また、合併処理浄化槽設置事業による補助も行っている。今後においても、合併処理浄化槽設置事業を推進し、設置者の拡大を図る。

3 その他の施設の維持、管理、補修

(1) 農業用水利基幹施設

農業用水利基幹施設（農業用河川工作物、排水機場、ため池）は、町内に数多く整備されているが、築造後経年とともに河床変動、老朽化等により不適當又は不十分となっているものもある。

排水機場については、洪水期前の機械の点検や操作に従事する管理者等との操作確

認や体制の確認を行う。

ため池については、管理者との連携を密にし、適正管理を要請する。

4 重要水防区域

町内の重要水防区域は資料編に掲載する。

【資料編：2－1 河川及び重要水防区域】

第2 土砂災害予防対策【総務課・地域整備課・産業振興課】

土砂災害が発生するおそれのある箇所については、災害を未然に防止するため災害危険区域の設定を推進し、避難地や避難路等の防災施設や診療所、特別養護老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する対策を強化した上、自然環境や周辺の景観に配慮した砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等を整備する。

また、県と連携しながら、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域の地域住民への周知や土砂災害情報を相互に伝達する体制の整備、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成等に努め、関係機関とともに総合的な土砂災害対策を推進する。

1 土石流対策

町は、土石流による災害から住民の生命や財産を守るため、砂防事業を推進するとともに、県から土石流危険渓流や砂防指定地、土石流災害に対処するため警戒避難に関する資料を収集する。

2 地すべり対策

町は、地すべりによる災害から住民の生命や財産を守るため、地すべり対策事業を推進するとともに、県から地すべり危険箇所や地すべり防止区域、地すべりに対処するための警戒避難に関する資料を収集する。

3 急傾斜地崩壊対策

町は、がけ崩れによる災害から住民の生命や財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、県から急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れに対処するための警戒避難に関する資料を収集する。

4 土砂災害警戒区域等の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進している。

町は、県と連携し、土砂災害危険箇所の地域住民への危険周知や土砂災害情報を相互に伝達する体制の整備等、総合的な土砂災害対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

町は、県に対し、土砂災害が発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定するよう要請する。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

ア 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会

福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

■ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名	管理者	備考
古殿小学校	町教育委員会	土石流

イ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

町は、区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。

(3) 土砂災害特別警戒区域における対策

町は、県が実施する規制、勧告等に協力する。

5 道路落石等防止対策

落石・法面崩壊等により、交通網の寸断と住民の生活の安定を損なうことを防ぐため、県の支援のもと、定期的に落石等のおそれのある箇所での点検を実施し、安全度が低い箇所から順次「災害防除事業等」を行って、安全の確保に努める。

6 治山対策

森林は、住民の生活に欠かせない水源のかん養や保健休養の働きとともに、土砂災害の発生防止・土砂災害の際の人家への被害緩和等、土砂災害予防対策に重要な機能を有している。特に重要な働きをする森林は、森林法に定める保安林に指定されており、森林の保全や森林の有する機能が高度に発揮されるように治山事業を実施している。

町は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険地区の予防対策により、山地に起因する災害から住民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある町土を形成するため、治山事業（山腹崩壊箇所の復旧等）を柱として計画的に実施する。

7 森林整備対策

本町の森林面積は、町の総面積 16,329ha 中 82.7%にあたる 13,497ha が森林であり、民有林面積 7,305ha のうち 5,482ha はスギを主体とした人工林で、民有林全体の人工林率は 75.0%となっている。

これらの森林のもつ水源のかん養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されている一面がある。

町は、森林の持つ公益的機能に対する期待が一層高まる中で、治山事業、森林整備事業、森林病虫害防除事業等の計画に基づき、県、森林組合、森林所有者と一体となって森林整備を推進する。

8 宅地防災対策

(1) 現状

がけの高さが10メートル以上あること、移転適地がないこと、人家が概ね10戸（災害発生地区は5戸）以上あること等の条件に該当し、がけ地の付近で災害発生のおそれのある地区にあつては、従来より急傾斜地崩壊防止工事が行われているが、これにあたらぬ地区では本格的な災害対策が推進されにくい状況にあり、がけ地近接等危険住宅移転事業の対象となる既存不適格住宅も、まだ相当数散在している。

(2) 計画

ア 宅地造成に伴う災害防止の周知

町は、梅雨期及び台風期に備えて、住民及び事業者に注意を促し、宅地造成等規制法等に基づき必要な防災対策を行うよう指導する。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

町は、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（福島県建築基準法施行条例により建築を制限している区域）に存在する既存の不適格住宅の移転を促進するために、国、県と連携し、移転について指導を行う。

(3) 液状化対策等

町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表に努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

9 土砂災害危険箇所

町内の土砂災害危険箇所は資料編に掲載する。

【資料編：2－2 地すべり危険箇所】

【資料編：2－3 土石流危険溪流】

【資料編：2－4 砂防指定地】

【資料編：2－5 急傾斜地危険箇所】

【資料編：2－6 崩壊土砂流出危険箇所】

【資料編：2－7 地すべり危険地区】

【資料編：2－8 山腹崩壊危険地区】

【資料編：2－9 土砂災害警戒区域】

第5節 雪害予防対策

降積雪期においても住民の安全・安心な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、雪害の発生による被害を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などに関する対策を実施する。

第1 雪害予防体制の整備【総務課・健康福祉課・地域整備課・産業振興課】

町は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図る。また、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備える。

第2 生活基盤の耐雪化【総務課・健康福祉課・地域整備課・産業振興課】

1 建築物の安全確保

(1) 公共建築物

ア 施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握し、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪下ろしを行う。

イ 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、結果により適切な修繕・補強を行う。

ウ 降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修・補強を行う。

エ 役場、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点となることから、これらの除排雪対策を確立し、その保全を図る。

オ 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。

カ 雪庇の発生状況を点検し、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行う。

(2) 一般建築物

町は、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

2 ライフライン施設（電力、通信、L Pガス）の雪害対策

電力、通信及びL Pガスの供給等を確保するため、施設管理者及び関係機関は雪害対策用資器材の整備・保守点検及び要員等について計画的な推進を図る。

3 道路交通対策

冬期間の道路交通を確保するため、町は、迅速かつ的確な除排雪体制の推進を図る。また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される箇所においては、すべり止め用砂箱の設置を行う。

(1) 除排雪機械の整備

除排雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除排雪作業を迅速かつ効果的に行える協力体制の確立に努める。

(2) 凍結抑制剤等の配備

凍結のおそれのある箇所における滑り止め対策のために、スリップ防止用の砂や散布用の凍結抑制剤を配備する。

(3) 除排雪計画

町は、次の点に留意してそれぞれ道路除排雪計画を策定する。

ア 適切な冬期道路網及び歩行者の安全が確保されるよう、他の道路管理者とともに十分連携し策定する。

イ 除排雪業務分担の決定にあたっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。

ウ 計画全般について、関係機関と十分協議し、調整を図る。

4 公共交通機関対策

(1) バス交通対策

バス事業者は、道路管理者(町)と事前協議し、除排雪協力体制を確立しておく。

また、全線の運行を把握し、利用者に対して的確に情報提供できるよう情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制を図る。

第3 雪崩対策等の推進【総務課・地域整備課】

1 雪崩危険箇所の周知及び危険防止

町は、気象状況、積雪の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について、住民に適宜広報を行い、注意を喚起するとともに、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難情報の発令等を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに避難所への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

2 融雪期における土砂災害対策

融雪期には雪崩発生の危険性に加え、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所及び山地災害危険地区等における土砂災害発生の危険性も高い。

町は、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図る。

3 消防防災ヘリコプター等の活用

町は、必要に応じ県に依頼し、消防防災ヘリコプター等による上空からの監視を行い、地上からは発見しにくい異常現象等の早期発見に努める。

第4 救済体制の整備【総務課・健康福祉課・地域整備課】

1 孤立集落の防止

(1) 実態の調査と救助計画の策定

町は、孤立のおそれがある集落について、事前に実態を把握するため調査を行うとともに、万一に備え、救助計画を策定しておく。

(2) 機能の維持

町は、孤立のおそれがある集落の機能維持を図り、住民の安全を確保するため、必要な資機材の整備を行う。

(3) 連絡体制の整備

町は、関係機関と連携し、孤立のおそれがある集落と役場等との通信を確保するため、双方向の情報連絡体制の整備に努める。

(4) 救急、救助計画の整備

消防、警察等は、急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

なお、孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターの活用が有効であることから、町は、県及び警察本部に対し、ヘリコプターの冬期間の運航体制を確立しておくとともに、孤立のおそれがある集落のヘリポート適地を選定し、除排雪計画の策定に努めるなど受入体制を整備しておく。

(5) 生活必需品の確保

町は、孤立のおそれがある集落住民に対して、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

2 ボランティアの活動支援

(1) 体制

町は、ボランティアの受入体制として、「第17節第3 ボランティアの連携体制の整備」に定める体制を整備する。

(2) 受入

ボランティアの受入は、「災害時における古殿町と古殿町社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき町社会福祉協議会が必要に応じ募集するとともに、受入窓口の一本化を図る。

(3) 企業やNPO等との連携

町は、迅速かつ的確な雪害応急活動が行われるため、企業やNPO等と連携するよう努める。

3 避難行動要支援者の安全確保

(1) 避難行動要支援者の情報把握と共有

町は、降雪期前に避難行動要支援者名簿に基づき、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら個別訪問等を行い、支援を必要とする避難行動要支援者の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

(2) 避難行動要支援者の安全確保・避難支援

災害発生後、直ちに在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、近隣住民であることから、町は、身近な地域において、迅速に安否確認、除排雪協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組が実施されるよう啓発する。

また、町は一人ひとりの避難行動要支援者に対して安全確保や複数の避難支援を行う者（以下「支援者」という。）を定めるなど、避難支援対策の整備に努める。

なお、降積雪期に、町は定められた避難行動要支援者へ定期的に個別に訪問し、積雪状況、健康状態、備蓄状況等の情報を把握し、支援者との情報共有に努める。

必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪協力等を行う。

4 支援体制

雪害から住民の生命、身体及び財産を保護するためには、町及び防災関係機関の防災対策だけでなく、地域住民が「自らの命と地域は自らで守る。」といった考え方を認識し、雪害に備えることが必要である。

しかし、当該地域の対応力を上回る大規模な雪害が発生した場合、地域住民だけでは十分に対応できないことから、町は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、雪害予防の体制整備に努める。

また、本町のみで雪害対策を行うことが不可能となった場合に備え、県への支援要請体制の整備に努める。

第5 広報活動【総務課】

1 防災意識の高揚

町は、雪害を最小限にとどめるため、住民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するよう努める。また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するため事前の注意喚起に努める。

2 住民に対する防災知識の普及

町は、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動など適時的確に防災知識の普及啓発を図る。また、事前に除排雪に伴う注意点を報道機関等を通じて喚起する必要がある。

また、集中的な大雪が予測される場合には、住民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることの周知に努める。

あわせて、雪道を運転する場合は、気象条件や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくことを心がけるよう周知に努める。

第6節 火災予防対策

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施する。

第1 消防力の強化【総務課】

1 消防力の強化

町は、「消防力の強化を図るため、消防施設年次別整備計画に基づき、消防資機材の整備を図る。また、消防団員については技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とする。

【資料編：3－6 消防施設及び消防団員等の現有勢力】

2 消防水利の整備

大規模な災害が発生した場合、消火栓が使用不能となる場合もあるため、町は、耐震性の防火水槽の整備、河川水等を活用した自然水利の確保等、水利の多様化に努める。

3 救助体制の整備

消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。

また、町は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第2 広域応援体制の整備【総務課】

1 広域応援体制の整備

町は、消防本部と連携し、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

さらに、消防本部による、県内全消防本部との「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

2 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入体制

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等については、県によりマニュアル化が行われている。

町は、消防本部と連携し、町が応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の策定に努める。

第3 火災予防対策【総務課・健康福祉課】

1 火災予防思想の普及啓発

住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町及び消防本部は、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用火災警報器等の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

消防本部は、防火対象物の防火管理体制を強化するため、防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には、必ず防火管理者選任届の提出を求める。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施する。

5 火災原因調査

消防本部は、火災原因の究明を行い、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第4 初期消火体制の整備【総務課】

1 消火器等の普及

町及び消防本部は、災害発生時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災警報器の早期設置についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の強化

町及び消防本部は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

町及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去【総務課・地域整備課】

1 道路等の整備

町は、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路、避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 耐火建築の推進

町及び県は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑み、たうで耐火構造の要否を判断するものとする。公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃及び耐火建築の推進を啓蒙指導する。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、町及び消防本部はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第6 火災予防計画【総務課】

火災の予防及び応急救護等、人命尊重等を主眼とし、広報紙、講習会、報道機関の協力等あらゆる機会を活用することにより防災意識の高揚を図る。

1 火災予防思想の普及の徹底

火災防止を図るため、町広報紙及び防災行政無線による広報を行い、火災予防思想の普及の徹底を期する。

2 民間防火の徹底

消防OB、幼年消防クラブ等消防協力組織の育成強化を図りながら、家庭防火等民間防災の徹底を図る。

3 防火対象の不燃化

新築建造物及び防火対象物については不燃化の指導を行い、大火防止を推進する。

4 危険物等特殊防火対象物の把握

危険物施設及び特殊防火対象等についてその実態を把握し、施設の改善及び消防用設備等の整備を促進し、危険物等特殊火災の防止に期する。

5 消防教養訓練の充実

消防団員の教養訓練高揚を図るため、県消防学校への入校を積極的に推進するとともに新入団員、幹部等については移動消防学校及び町消防団研修所に入校させ、訓練の充実を図る。

6 火災警報発令伝達計画

火災を未然に防止するため、火災警報の発令、解除等の伝達及び周知方法等について計画する。

7 災害情報の収集及び報告体制の確立

災害情報の収集及び報告は、災害に対するうえで重要なものであることから、これが迅速的確に行われるための体制を確立しておく。

第7節 建築物及び文化財災害予防対策

町には、以前として木造建築物が多く、建築物防災対策も状況に応じて行う必要がある。

また、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、町教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策【地域整備課】

1 民間の建築物

町は、既存住宅・建築物の耐震性能を向上させるため、建築物所有者等に対して、国、県及び町が行う助成制度の活用を促し、耐震診断・改修等の促進を図る。

2 公共建築物の対策

町は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性を確保し被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定に基づき、定期的に資格を有する者に建築物及び建築設備（以下本項において「建築物」という）の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

第2 特殊建築物、建築設備の防災対策【地域整備課】

特定行政庁の指定する特殊建築物の所有者は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、建築基準法第12条の規定により義務付けられた、定期的に建築士又は国土交通大臣が定める資格を有するものに調査又は検査させ、特定行政庁へ報告することを実施する。

第3 文化財災害予防対策【町教育委員会】

1 文化財保護思想の普及啓発

住民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町教育委員会では、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努める。

4 予防査察の徹底

消防機関は、町教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し、改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期する。

5 訓練の実施

町教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施する。

第8節 電力、ガス施設災害予防対策

台風、洪水、雷、風雪害に対する災害予防の対策を講じ、電気設備及びガス施設の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

第1 電力施設災害予防対策【東北電力ネットワーク(株)】

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、本社、支社及び事業所に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておく。

【資料編：1－5 災害協定（民間）一覧】

第2 ガス施設（LP ガス）災害予防対策【LP ガス販売店】

1 現況

LP ガスは、生活に欠くことができない重要なエネルギーとして、広く一般的家庭に浸透し、今の生活を支えている。このような、LP ガスの安定供給及び一般家庭での災害の防止を図るため、供給設備の維持管理及び消費設備の調査並びに安全器具等の設置、業者等に対する保安教育等を実施する。

2 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

3 事業計画

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進する。

(1) LP ガス設備の強化計画

ア 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施する。

特に、降雪の多い地区においては、屋根からの落雪で壊れないような設置を講ずるとともに、除雪時においても LP ガス設備に損傷をあたえないような設置を講ずる。

イ 安全器具の設置

耐震自動遮断機能搭載の S 型マイコンメーターの設置はもちろんのこと、集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現する。

ウ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を推進する。

なお、推進するにあたっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮する。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速

かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておく。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておく。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておく。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食・飲料水

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充電用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ、LP ガス業者と事前に協議し、復旧計画を定めておく。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先度を考慮して策定する。

(5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、町地域防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施する。

(6) 防災関係機関との相互協力

ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるように協議しておく。

第9節 緊急輸送路等の指定

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

第1 緊急輸送路等の指定【総務課・地域整備課】

町は、地域内における緊急輸送を確保するため、緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場及び物資受入拠点を指定するものとする。

1 緊急輸送路

- (1) 町は、県庁（県災害対策本部）、県中地方振興局（県災害対策地方本部）、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等（別表1）を緊急輸送路として、指定する。
- (2) 確保すべき路線の順位は、次のとおりとする。

ア 第1次確保路線

町内の輸送に不可欠な幹線道路で、最優先に確保すべき路線であり、県指定緊急輸送路の第2次確保路線とする。

イ 第2次確保路線

町災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路

ウ 第3次確保路線

第2次確保路線以外の緊急輸送路

2 ヘリコプター臨時離着陸場

町は、空路からの物資受入拠点として、別表2のヘリコプター臨時離着陸場を指定する。

3 物資受入拠点

町は、県等からの緊急物資等の受入、一時保管、他市町村の物資受入拠点への積替え・配送を行うための陸上輸送の拠点として、陸上輸送拠点の指定について、今後検討する。

第2 緊急輸送路等の整備【地域整備課】

町、県及び道路管理者は、警察署等の関係機関と連携し、交通規制等を実施し、あらかじめ指定されている緊急輸送路の確保に努める。

第3 緊急通行車両の事前届出【総務課・各課】

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについては、あらかじめ公安委員会に緊急通行車両の事前届出を行い、届出済証の交付を受けておく。

また、民間協定締結事業者等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図る。

別表1

緊急輸送路線

(1) 第1次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
国 道	349 号	鮫川村境～平田村境
主要地方道	いわき石川線	石川町境～いわき市境

※県指定緊急輸送路の第2次確保路線

(2) 第2次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
主要地方道	古殿須賀川線	福島空港西線～全線
主要地方道	いわき上三坂小野線	いわき市～全線
主要地方道	勿来浅川線	いわき市境～鮫川村境
県 道	三株下市萱小川線	平田村境～全線
県 道	浅川古殿線	石川町境～全線
町 道	名花石戸屋線 ほか4路線	一級路線

(3) 第3次確保路線

今後、逐次指定を行う。

別表2

ヘリコプター臨時離着陸場

(1) 自衛隊東北方面特科連隊第1大隊管内

市 町 村 名	所 在 地	名 称	管 理 者
古 殿 町	古殿町大字松川字横川 476	町民運動場	町 長

【資料編：3-2 ヘリポート】

第10節 避難対策

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、町及び防災関係機関は、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図る。

第1 避難計画の策定【総務課・健康福祉課】

- (1) 町は、風水害による浸水、家屋の倒壊、急傾斜地の崩壊、山崩れ及び地すべり等の災害発生時又は発生するおそれがある場合、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。なお、避難計画の策定にあたっては、避難先の伝達方法、避難の長期化、広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。
- (2) 町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示及び緊急安全確保のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。
- (3) 町は、避難情報の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、指定緊急避難場所やタイミング、判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮する。
- (4) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、危険な場所にいる場合は、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所への移動」又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (5) 土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
- (6) 町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築に努めるものとする。また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- (7) 不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

■ 避難計画に定めるべき事項

- ・避難情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）を発令する基準
- ・避難情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）の伝達方法
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- ・指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
（給水・給食措置、毛布・寝具・衣料・日用必需品等の支給、負傷者に対する応急救護・ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援、在宅者への支援）
- ・指定避難所の管理に関する事項
（避難所の管理者・運営責任者及び運営方法、避難受入中の秩序保持、避難者に対する災害情報の伝達、避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底、避難者に対する各種相談業務）
- ・指定避難所の整備に関する事項
（受入施設、給水・給食施設、情報伝達施設、トイレ施設、ペット等の保管施設）
- ・要配慮者に対する救援措置に関する事項
（情報の伝達方法、避難及び避難誘導、避難所における配慮等、デイサービスセンターの活用等）
- ・避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
（広報紙・掲示板・パンフレット等の発行、標識・誘導標識等の設置、住民に対する巡回指導、防災訓練の実施等）

第2 指定緊急避難場所の指定等【総務課】

町が定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておく。

1 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

また、町は、災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることを検討する。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入に供するべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りでない。

ア 当該異常な現象により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入の用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有すること。

(4) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

ウ 誘導標識を設置する場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知するよう努める。

2 管理者の同意等

町長は、指定緊急避難場所を指定しようするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

3 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

第3 指定避難所の指定【総務課】

町が定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておく。

1 指定避難所の指定

町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として

指定する。また、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定するよう努める。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、宿泊施設等の活用等を含めて検討するよう努める。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。
- (2) 速やかに被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される者にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア 指定避難所における避難者1人あたりの必要面積は、概ね2平方メートル以上とする。

イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。

ウ 指定避難所は、がけくずれや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。

エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難場所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

【資料編：3-1 指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所、一時避難所】

2 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定しようするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

6 指定した施設の整備

- (1) 町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努める。
- (2) 町は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、パーティション、非常用電源等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器の整備を図る。
- (3) 町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (5) 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点【総務課】

1 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

【資料編：3－1 指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所、一時避難所】

2 地域との事前協議

町は、災害発生時に指定緊急避難場所及び指定避難所の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに収容するための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

3 学校を指定する場合の措置

町は、学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、町教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

4 その他の施設の利用

町は、指定した避難所が不足する場合や避難が長期化する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、内閣府と協議のうえ、宿泊施設等の借上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

第5 避難路の選定【総務課・地域整備課】

町の避難路の選定基準は概ね次のとおりとする。

- (1) 避難路は、概ね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて設定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。

- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第6 避難場所等の居住者等に対する周知【総務課・健康福祉課】

- (1) 町は風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (2) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (4) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努める。
- (5) 町は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、次の情報が記載されたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所にいく必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
 - ア 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
 - イ 災害に関する情報伝達方法
 - ウ 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項
 - エ 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したもの。

第7 学校等施設における避難計画【町教育委員会・健康福祉課】

学校、社会福祉施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画の中に次の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等における避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

また、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。加えて、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定子ども園等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定める。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに収容方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 医療施設における避難計画

医療施設においては、被災時における医療施設内の保健、衛生の確保及び医療周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

4 広域避難計画

社会福祉施設等や医療施設の管理者は、県外も含めた市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとし、町は、その策定に助言や協力、調整を行う。

第8 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進【総務課・健康福祉課】

町は、男女共同参画の視点から、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

第9 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進【総務課】

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。町は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について次のとおり周知啓発を図るものとする。

- (1) 自宅や職場の自然災害の危険性について、町が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。
- (2) 指定避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- (3) 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第11節 医療(助産)救護・防疫体制の整備

災害時には、救助や医療(助産)救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分に予測される。

このため、町は、関係機関の協力のもと医療(助産)救護活動を迅速に実施し、人命の安全確保を行うとともに、被害の軽減を図るために必要な医療(助産)救護・防疫体制の充実を図る。

第1 医療(助産)救護体制の整備【健康福祉課・健康管理センター】

1 医療(助産)救護活動体制の確立

町は、災害時における迅速な医療(助産)救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた体制の確立を図る。

- (1) 救護所の指定及び整備と住民への周知
- (2) 救護班の編成体制の整備
- (3) 災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣要請

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

3 血液確保体制の確立

町は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について住民への普及啓発を図る。

4 傷病者等搬送体制の整備

- (1) 搬送手段の確保

町及び消防本部等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の輸送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保する。

- (2) 搬送経路、搬送拠点の確保

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合や重症患者の広域輸送を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路や広域搬送拠点を確保する。

- (3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立させる。

5 医療関係者に対する訓練等の実施

町は、県と連携のもと、災害発生時に迅速かつ円滑な医療(助産)救護活動が行われるよう、医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

第2 防疫対策【健康福祉課・健康管理センター】

1 防疫体制の確立

町は、被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄、調達計画の確立を図る。

3 感染症患者等に対する連絡体制の整備

町は、災害の発生による、感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）の発生が予測されることから、県及び医療機関との連絡体制を整備する。

第3 応援医療体制の整備【健康福祉課・健康管理センター】

1 広域的医療協力体制の確立

災害時に、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師の不足及び医薬品や医療資器材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の救護活動を行うため、町及び関係医療機関は広域的医療協力を得るための調整・整備を図る。

2 応援要請のための情報連絡体制の整備

町は、災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資器材の調達等すべての医療（助産）救護局面において、広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網を、県、関係市町村及び関係機関と調整し整備を図る。

第12節 食料等の調達・確保、防災倉庫等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

町及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。

また、住民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくものとする。

第1 食料、生活物資の調達及び確保【総務課・健康福祉課】

1 食料

(1) 町は、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなど、食料調達体制の整備に努める。

(2) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮するなどして創意工夫を講じる。

(3) 町が備蓄を行うにあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努める。

また、備蓄数量の設定にあたっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

(4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対して最低3日間、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(5) 町は、災害応急対策に従事する職員用として食料の備蓄に努める。

2 生活物資

(1) 町は、住民に最も身近な行政主体として、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結するなど、生活物資の調達体制の整備に努める。

なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定する。

(2) 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、ブルーシート、土のう袋、簡易トイレ、要配慮者向け用品などが考えられる。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討する。

(3) 町が備蓄を行うにあたっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、備蓄数量の設定にあたっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

- (4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活物資や非常持出品を日頃から備えておくよう啓発を図るとともに、防災訓練での供与訓練等の実施に努める。

第2 飲料水の確保【総務課・地域整備課】

1 応急飲料水の確保

- (1) 町は、発災後3日間は被災者1人1日3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。
- (2) 町は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討する。
- (3) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対して最低3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (4) 町は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資器材等の整備

町は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資器材の整備に努める。

また、県の指導のもと、応急飲料水確保対策のために行う非常用飲料水貯留施設等の設置に努める。

第3 物資等輸送力の確保【総務課・地域整備課】

1 一般物資輸送力の確保

町は、災害発生時に緊急支援物資等の輸送を行うトラックの台数の把握や輸送事業者等との災害時応援協定の締結に努め、県と連携のもと、一般物資輸送力の確保に努める。

2 燃料輸送力の確保

町は、災害発生時に需要が急増するガソリンや灯油等の輸送を確保するため、燃料輸送事業者やタンクローリー等の台数の把握など、燃料輸送力の確保に努める。

3 荷捌きスペースの確保

町は、支援物資の輸送を効率的に実施するための荷捌きスペースの確保に努める。

第4 防災資機材等の整備【総務課・地域整備課】

1 防災資器材の整備

- (1) 町は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資器材（エンジンカッター、発電機、投光機等）の整備充実を図る。
- (2) 長期間の避難者受け入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置等の資材整備に努める。

2 防災倉庫の整備

町は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資器材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第5 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立【住民税務課・健康福祉課】

1 災害廃棄物処理計画の策定

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下「指針」という。）に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

町は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

2 広域処理体制の確立や民間連携の促進

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

第6 罹災証明書発行体制の整備【住民税務課】

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第13節 防災教育

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

第1 一般住民に対する防災教育【総務課】

町及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期等を通じて、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難情報の意味と内容の説明などを行う。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努める。

1 実施の時期

普及啓発事項	予防運動	期間
風水害予防に関する事項	水防月間	5月1日～5月31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
	山地災害防止キャンペーン	5月～6月
火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動	3月1日～3月7日
	秋季全国火災予防運動	11月9日～11月15日
雪害予防に関する事項	雪崩防災週間	12月1日～12月7日
地震災害に関する事項	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日

2 普及の内容

町及び防災関係機関は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図る。

- (1) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等への備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (2) 町地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握
- (3) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

- (4) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (5) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- (6) 平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組

3 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、住民一人ひとりに十分内容が理解できるものとするほか、様々な広告媒体の積極的な利用を図る。

4 地域防災力の向上

- (1) 町は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。
- (2) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供に努める。
- (3) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

第2 防災上重要な施設における防災教育【総務課】

町及び防災関係機関は、社会福祉施設及び宿泊施設等の不特定多数の者を収容する施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図る。

第3 防災対策に関わるすべての職員に対する教育・研修・訓練【総務課】

町及び防災関係機関は、災害時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属するすべての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に行うなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織の形成を図る。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第4 学校教育における防災教育【町教育委員会】

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすること等、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発

達段階に応じて工夫し、特に災害発生時の安全な行動の方法については実態に即した具体的な指導を行うよう努める。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施等、内容を工夫するとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

3 教科等による防災教育

教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習・探究の時間」等を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

4 教職員に対する防災研修

町教育委員会は県と連携し、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第5 消防学校の防災教育【総務課】

1 目的

住民の願いである「安全で安心できる生活」を確保するため、教育訓練機能の拡充強化による消防団員の資質の向上を図るとともに、自主防災組織の指導者等に対する防災意識の普及啓発と教育の充実を図ることにより、将来の消防防災を担うにふさわしい人材の育成に努める。

2 消防団員の教育訓練の充実強化

近年の社会経済状況は、急激な都市化、山間部における過疎化、さらには高齢化の進展とともに、住民生活の多様化をもたらし、火災をはじめ災害の態様も複雑かつ大規模化してきているところである。

このため、消防に対するニーズも一層増大かつ高度化してきており、町は消防本部と連携し、各種の災害に際して的確な判断と適切な対応をなし得る消防団員等を養成するため、消防学校における教育訓練への参加を促し、充実強化を図る。

3 自主防災組織の指導者等の教育の充実強化

災害発生時には、被災者及び地域住民自らの迅速的確な対応が極めて重要である。

また、東日本大震災を契機とした住民の防災意識の高揚や災害ボランティア活動への関心が高まりつつあることから、町は消防本部と連携し、自主防災組織、自衛消防隊、幼年消防クラブ等の指導者や防災担当者に、県等が実施する教育への参加を促し、防災意識の普及啓発と教育の充実を図る。

第6 災害教訓の伝承【総務課】

1 災害教訓の収集、公開

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

2 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第14節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

このため、町は、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、町地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1 総合防災訓練【総務課・各課】

町は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を定期的の実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、訓練の実施にあたっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努める。

第2 個別訓練【総務課・各課】

町及び防災関係機関は、総合防災訓練のほか、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的、かつ、継続的に個別訓練を実施する。

■ 個別訓練の種類

訓練の種類	訓練の内容
水防訓練	水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報の伝達、資料管理等の確認迅速化、住民に対する水防意識の高揚を目的とする訓練
通信訓練	大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握、応急対策の指令を迅速かつ適切に行うための通信訓練
動員訓練	災害時における職員の動員を迅速に行うための訓練
災害対策本部運営訓練	災害発生時の災害対策本部の設置、職員の動員配備、本部会議の開催等、災害対策本部の運営を適切に行うための訓練
避難誘導訓練	避難命令の伝達、誘導方法、避難所の指定、避難誘導隊の組織編成指揮命令系統の整備及び適正避難のための訓練
避難所設置運用訓練	避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するための訓練
警備訓練	警戒区域の設定、立入禁止区域の設定、交通の規制等の訓練
救護訓練	住民、職員等による医療救護訓練、医療関係機関等の協力による救護班の活動訓練
救出訓練	生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者の搜索、救出、保護を目的とする訓練
物資輸送と給水訓練	救助物資の輸送、飲料水の供給を目的とする訓練
炊き出し訓練	避難者、災害対策の実施者に対しての炊き出しを行うことを目的とする訓練

訓練の種類	訓練の内容
遭難救助訓練	山岳遭難者等の救助を目的とする訓練
消防訓練	消防用機械器具操法訓練及び放水演習、非常招集訓練及び出動訓練、人命救助訓練、通信連絡訓練、林野火災防御訓練、車両火災防御及び危険物火災等特殊火災防御訓練
土砂災害防災訓練	土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行うため実施する土砂災害情報伝達訓練、災害発生時の避難方法を確認するとともに住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図るための住民避難訓練

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練【総務課】

1 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的実施する。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、町、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努める。

3 自主防災組織等における訓練

- (1) 自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防本部等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努める。
- (2) 訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。
- (3) 自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

4 一般住民の訓練

- (1) 住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、町及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。
- (2) 住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努める。

第4 訓練の評価と地域防災計画への反映【総務課】

町は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させる。

第15節 自主防災組織の整備

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導【総務課・健康福祉課】

町及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、町は自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努める。

第2 自主防災組織の編成基準【総務課・健康福祉課】

自主防災組織の編成にあたっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区単位の規模で編成する。

なお、組織の編成にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議のうえ、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置付ける。
- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動【総務課・健康福祉課】

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておく。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画

- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努める。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から実践的な各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、町及び消防本部等の協力のもとに、次のような訓練を実施する。

■ 防災訓練等の種類

訓練の種類	訓練の内容
災害情報の収集伝達訓練	災害時において正確かつ迅速に地域住民に防災関係機関からの情報伝達し、地域の被害状況を関係機関に正確に通報するための訓練
消火訓練	消火に必要な技術・知識の習得するための消火器等の消防用資機材を使用した訓練
救出、応急手当の実施訓練	負傷者の救出・手当てを行ううえで必要な応急処置方法の習得するための訓練
給食給水訓練	学校、各家庭の限られた資機材を利用した給食、配給方法等について習熟を図る。
避難訓練	各家庭の非常持出品の準備、災害時における秩序ある避難、避難行動要支援者者の安全確保を行うための訓練
避難所運営訓練	避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、町との連絡体制、物資の配給方法などを習得するための訓練

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は、災害時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時において確実に資機材を活用できるよう備える。

第4 企業防災の促進【総務課】

- (1) 企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとと

もに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

- (2) 具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。
- (3) 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- (4) 町及び各業界の民間団体は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
- (5) 町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- (6) 県、商工会・商工会議所は、中小企業等による業務継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- (7) 町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。
- (8) 企業は、豪雨や暴雨風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- (9) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

第5 地区防災計画の作成【総務課】

- (1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。
- (2) 必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。
- (3) 町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第16節 要配慮者対策

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

第1 町地域防災計画、全体計画において定める全般的事項【総務課・健康福祉課】

1 町地域防災計画において定める事項

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、町地域防災計画において次の事項を定める。

- (1) 避難支援等関係者となる者
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 名簿の更新に関する事項
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保

2 全体計画において定める事項

町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月 内閣府（防災担当）」に基づく「全体計画」を町地域防災計画の下位計画として位置づけ、町地域防災計画において定める事項に加え、次の事項を定めるものとする。

- (1) 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- (2) 避難支援等関係者への依頼事項
- (3) 支援体制の確保
- (4) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うにあたって、調整等を行う者
- (5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援体制
- (6) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (7) 避難行動要支援者の避難場所
- (8) 避難場所までの避難路の整備
- (9) 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制
- (10) 避難場所からの避難先及び当該避難場所への運送方法 等

第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供【健康福祉課】

1 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町内に居住する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るために必要な措置を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、役場庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

2 避難行動要支援者の範囲

（1）避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者の情報（要介護状態区分別、障害種別、支援区分別）を集約するなどして把握に努め、発災時に迅速な対応が取れるよう、避難行動要支援者の特性に応じて、避難行動要支援者名簿を作成し、管理する。

また、在宅の状態にない、社会福祉施設等に入所している要配慮者に関しても可能な限り把握する。

さらに、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要ながあると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求める。

（2）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 町の生活支援を受けている難病患者
- カ 上記以外で行政区、民生児童委員等が支援の必要を認めた者

（3）避難行動要支援者名簿の記載事項

名簿に記載する事項は、次のとおりである。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げるものの他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

（4）避難行動要支援者名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町はその名簿について、少なくとも6ヶ月に一度は更新を行う。

更新に関しては、避難行動要支援者に該当する者が、転入又は転居・死亡等した場合、新たに避難行動要支援者として認められた者がいた場合は、名簿の情報を追加又は削除する。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所をした場合も該当する名簿の情報を削除する。

3 要配慮者の情報利用等

町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 避難行動要支援者の名簿情報の提供

(1) 名簿情報の提供

町は、本人の同意を得た上で、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(2) 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者は、次のとおりである。

- ア 県警察（石川警察署）
- イ 消防機関（石川消防署古殿分署・消防団）
- ウ 民生児童委員
- エ 町社会福祉協議会
- オ 行政区長
- オ 自主防災組織
- カ その他避難支援等の実施に携わる関係者

(3) 避難行動要支援者の意思確認

町は、名簿に掲載された避難行動要支援者本人に対し、避難行動要支援者名簿に掲載されたことを通知するとともに、拒否の意思表示をしない限り避難支援等関係者に名簿情報を提供することを通知する。

5 名簿情報の適正管理

(1) 町の措置

町は、避難支援等関係者に名簿情報を提供する場合は、以下に示す措置を講ずるよう努める。

- ・避難行動要支援者名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・町の一地区の自主防災組織に対して他地区の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ・施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- ・受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- ・名簿情報の取扱状況を報告させる。

- ・避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(2) 避難支援等関係者における名簿情報の適正管理

名簿情報の提供を受けた者は、名簿情報を適正に管理する。

6 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 個別避難計画の策定【総務課・健康福祉課】

町は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生児童委員、町社会福祉協議会、行政区、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から共有し、一人ひとりの避難行動要支援者に対してできるだけ複数の避難支援等関係者を定める等、個別避難計画の策定に努める。

第4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築【総務課・健康福祉課】

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

第5 社会福祉施設等における対策【健康福祉課】

1 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時においては移動等の問題などから要配慮者となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防本部等への通報連絡や入所者の避難誘導体制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、町との連携のもとに、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておく。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう、施設の構造、入所者の判断能力と行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施する。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施する。

5 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

また、町は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気自動車等からの円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る期間が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

第6 在宅者に対する対策【健康福祉課】

1 情報伝達体制の整備

町は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者）等の安全を確保するため、災害時の通報システム等による情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅の要配慮者の安全性を高めるため、自動消火器や火災警報器等の設置など必要な補助・助成措置を講ずる。

2 防災知識の普及啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、防災に関するパンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難情報の意味と内容の説明など、啓発活動を行う。

また、町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

特に発災初期においては、防災関係機関の対応が著しく制限されることから、行政区、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努める。

第7 外国人に対する防災対策【健康福祉課・住民税務課】

町は、言語、生活習慣、防災意識等が異なる外国人も要配慮者として位

置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知に努める。

- (1) 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム標示
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- (4) 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第8 避難所への移送【健康福祉課】

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第9 避難所における要配慮者支援【健康福祉課・健康管理センター】

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむをえずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努める。

また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努める。

2 福祉避難所の指定

町は、健康管理センター・地域福祉センター「コスモス荘」を福祉避難所として指定し、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

【資料編：3－1 指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所、一時避難所】

第17節 ボランティアとの連携

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対して、町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図る。

また、ボランティアの受入に際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義【健康福祉課】

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものがある。

町は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努める。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等【健康福祉課・町社会福祉協議会】

町は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

第3 ボランティアの連携体制の整備【健康福祉課・町社会福祉協議会】

1 情報の共有

ボランティアが活動を行うにあたって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、町は、関係機関等と連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報の共有に努める。

2 コーディネート体制の整備

町は、町社会福祉協議会やボランティア関係団体等と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を整備しておく。

災害時におけるボランティアセンターの運営は、町社会福祉協議会が実施する。

また、町は、災害時におけるボランティアセンターの拠点として町社会福祉協議会を想定するとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施するものとする。

3 ボランティア活動保険

町、町社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。

4 ボランティアの連携体制の構築

町は、町社会福祉協議会・NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入や調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進する。

第4 ボランティアの種類【健康福祉課・町社会福祉協議会】

ボランティア活動には、一般ボランティアと、専門職ボランティアの2つが考えられる。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは介護職等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受入、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

町は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどを町社会福祉協議会や関係団体と連携し、育成を図る。

第18節 危険物施設等災害予防対策

台風等風水害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る。

第1 危険物施設災害予防対策【総務課】

1 現況

現在、石油類をはじめ種々の危険物は、エネルギー源、各種産業における原材料として欠くことができず、また、生活様式の高度化により広く一般家庭に浸透している。

町は、危険物による災害を未然に防ぐため、増加する危険物取扱所に対し有効な指導ができるよう、消防本部と連携して危険物行政の指導を行い、危険物取扱者の資質向上及び自主保安体制の確立を目的に危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業を消防関係機関等の協力の下に実施している。

2 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏洩、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

3 事業計画

(1) 施設強化計画

危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏洩、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努める。

(2) 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図る。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。

(4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。

(5) 自主保安体制の確立

町は、関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため、消防本部と連携し次の措置を講ずる。

ア 危険物取扱者制度の効果的運用

(ア) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。

(イ) 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知等により受講率の向上を図る。

イ 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保

(ア) 危険物施設保安員の選任を指導する。

(イ) 危険物の取扱い等について技術上の基準を遵守するよう指導する。

(ウ) 危険物取扱い等の安全確保のため予防規定の作成及び必要に応じて見直しを指導する。

4 安全対策の強化

町は消防本部と連携し、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の予防査察指導の強化、効率化を図る。

第2 火薬類施設災害予防対策【総務課】

1 現況

火薬、爆薬をはじめとする火薬類は、土木、採石、鉱山などの幅広い産業分野において活用されており、火薬類の製造、貯蔵、消費、移動等に当たっては、社員等に対し、保安教育等災害防止対策を行っている。

また、県において、火薬類の爆発等の災害防止及び盗難を防止するため、保安検査、立入検査及び保安指導を実施している。

2 防災体制の確立

製造業者、販売業者及び消費者（以下「関係事業者」という。）は、災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

3 事業計画

(1) 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の強化計画

ア 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の構造物（以下「施設等」という。）は、火災等による爆発等防止及び盗難防止を図るため、火薬類取締法に基づく管理を徹底するものとする。

また、火薬庫については、火薬庫定期自主検査指針に基づき、定期的に自主検査を行う。

イ 貯水槽等の消防用設備は、常に良好な状態に維持する。

(2) 予防教育計画

ア 火薬類取扱保安責任者及び従事者に対し、手帳制度に基づく再教育講習、保安教育講習を受講させ、災害防止及び盗難防止の徹底を図る。

イ 関係事業者は、保安教育計画に基づく保安教育を実施し、保安の促進を図る。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行う。

(4) 防災訓練の実施

水害等発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓

練を実施する。

(5) 関係事業者の自主保安体制

関係事業者は、県の指導のもと、自主保安体制の促進を図る。

第3 高圧ガス施設災害予防対策【総務課】

1 現況

高圧ガスについては、化学工場をはじめとして各種工場、冷凍倉庫から病院に至るまで幅広く使用されており、高圧ガスの製造、貯蔵、消費、移動等にあたっては、社員等に対し、保安教育等災害防止対策を行っている。

また、県において、ガスの漏洩、爆発、火災による災害を防止するため、高圧ガス製造事業所等に対する保安検査、立入検査及び保安指導を実施している。

2 防災体制の確立

高圧ガス製造事業者等は、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

3 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

過去の風水害等による被害想定を行い、設備等の強化を段階的に実施する。

(2) 予防教育計画

保安統括者及び製造保安係員等に対し、保安教育講習を実施し、災害防止の徹底を図る。

(3) 防災資機材の整備等

復旧作業に必要な防災資機材等を整備しておくものとする。

ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておく。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施する。

(5) 関係事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

高圧ガス製造事業者等及び関係団体は、県の指導のもと、自主保安体制の促進を図る。

第4 毒物・劇物施設災害予防対策【総務課】

1 現況

毒物・劇物については、化学工場をはじめとして各種工場での原料等に幅広く使用されており、毒物・劇物の製造、貯蔵、取扱、運送にあたっては、災害発生の際の毒物劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる災害を防止するため、県においては、毒物劇物取扱施設等に対する立入検査を実施するとともに、危害防止対策の指導を実施している。

2 防災体制の確立

毒物劇物取扱事業者は、水害等の災害発生に伴う毒物・劇物の製造、販売、貯蔵等の取扱施設からの飛散、漏れ、しみ出若しくは流れ出又は地下にしみ込むことによる二次災害に備え、毒物劇物危害防止規定に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について、整備する。

3 事業計画

(1) 毒物劇物取扱事業所の強化計画

ア 毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が毒物及び劇物取締法（以下この項目について「法」という。）に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底する。

また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守する。

イ 消防用設備は、常に良好な状態に維持する。

(2) 予防教育計画

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、事業所従事者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図る。

(3) 防災資機材等の整備

毒物劇物取扱事業者は、取り扱う毒物・劇物に対する保護具、中和剤等防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持する。

(4) 防災訓練の実施

毒物劇物取扱事業者は、災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した防災訓練を行う。

(5) 毒物劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

毒物劇物取扱事業者及び関係団体は、県の指導のもと、自主保安体制の促進を図る。

第19節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力を積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、様々な場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

第1 自治体間の相互応援協力【総務課】

1 市町村間の枠組み

(1) 県内市町村間の相互応援協定

市町村間の相互応援協定については、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間で相互応援の協定の締結も検討する。

(2) 県外の市町村との相互応援協定

友好都市、姉妹都市、文化交流などで県外の市町村との既存の交流関係が確立している場合は、職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入などが有効であるため、県外市町村との災害時の相互応援協定が未締結である市町村においては、協定締結を促進する。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定【総務課】

災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要な場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。

1 食料、生活必需品等の供給

町は、スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者等など、店舗や流通に在庫を有する企業等と食料や生活必需品の供給に関する災害時応援協定の締結を推進する。

2 物流、物資配送等の災害対応業務

町は、物資の管理、受払い、運送業務を委託できる運送業者等と災害時における物流・物資配送等に関する災害時応援協定の締結を推進する。

また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

3 徒歩帰宅者への支援

町は、大規模な災害発生時に交通機関が麻痺した場合など、災害情報や休憩場所等を提供し、徒歩帰宅者や帰宅困難者の支援を行う。

第3 応援協定の公表【総務課】

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努める。

第4 連絡体制の整備【総務課】

町は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に行えるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うとともに、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、協定締結先においては、災害発生時に町等からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努める。

第1節 応急活動体制

防災関係機関は、町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び町地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

なお、文中の「部長」及び「班長」等の名称は、本部組織においてその職に至ることとなる行政組織の職名を読み替えるものとする。

第1 災害応急対策の時系列行動計画【総務課】

1 時系列行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、町、県及び防災関係機関、並びに住民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各課における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。

当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応すべきものである。

2 初動対応において重要な対策

住民の生命を守るために必要な初動対応については、次のとおり。

（1）災害発生後1時間以内

- ア 住民への速やかな避難情報の発令、避難誘導
- イ 災害対策本部の設置、本部員会議の開催、住民へ向けての町長メッセージ発出
- ウ 通信連絡網の確立
- エ 被害情報の収集・発信
- オ 自衛隊への災害派遣要請

（2）災害発生後3時間以内

- ア 消防庁（緊急消防援助隊）、国、県、災害時応援協定による自治体等への応援要請
- イ 避難所の開設、応急給水開始
- ウ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- エ 各種公共施設の安全対策

（3）災害発生後6時間以内

- ア DMAT、広域援助体制による救助活動
- イ 応急復旧作業
- ウ 被害情報とともに安心情報の発信
- エ 広域避難の調整

第2 応急活動体制【総務課・各課】

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の基準により、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、本部長を町長とする古殿町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

また、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長へ連絡するとともに配備体制をとる。

なお、設置基準の詳細は「第2節 職員の動員配備」及び「第3編第2章第2節 職員の動員配備」による。

ア 大規模な災害発生のおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 災害が発生し、その規模範囲等によって特に対策を要するとき。

ウ 災害救助法による救助の適用を受ける災害が発生したとき。

(2) 解散基準

災害対策本部長が総合的に情勢を判断して、災害応急対策が必要でないと判断した場合、又は予想された災害の危険が解消されたと認めた場合は、災害対策本部を解散する。

また、災害救助法の基準により設置した場合は、規定に基づく救助が完了した場合に解散する。

(3) 災害対策本部の設置及び解散の伝達

災害対策本部の設置及び解散の伝達は、口頭、電話、放送又は広報車で、各部長、福島県並びに必要なに応じて「第3節 災害情報の収集伝達」による防災関係機関及び住民に伝達する。

(4) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として町役場総務課に設置する。

役場及び周辺地域の被災によりその機能が維持できない場合は、代替え場所を町公民館とし、それも難しい場合は、本部長の判断により決定した場所とする。

(5) 町長不在時の決定者

大規模災害発生時に町長が不在等で、町長による災害対策本部設置の決定が困難な場合は、副町長が決定し、それも困難な場合には、教育長を第2順位、総務課長を第3順位とする。

また、自衛隊への災害派遣要請等緊急を要する判断について、町長不在等の非常時にも前記述同様に対応する。

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模、その他の状況により必要があると認めたときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、名称、所管区域及び場所を定めて現地災害対策本部を設置する。

また、国、県による現地災害対策本部が設置された場合は、当該現地対策本部と連絡調整を図りつつ、国、県が実施する対策に対して、協力等を行う。

3 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合においては、重複する要因の所在調整、情報の収集、連絡、調整のための要員の相互派遣、担当課による合同会議の開催等に努める。

4 災害対策本部組織

古殿町災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、「災害対策基本法第23条の2」「古殿町災害対策本部条例」の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

(1) 災害対策本部組織

ア 勤務時間における配備

各部長は、災害対策本部が設置されたときは、あらかじめ定めている職員を各班に配備し、災害活動を実施する。

イ 勤務時間外における配備

各部長は、勤務時間外において災害が発生し、災害対策本部設置の連絡を受けたときは職員へ連絡し、あらかじめ定めてある職員を各班に配備につけ、災害活動を実施する。

また、各部長は、職員の参集状況に応じ本編成に至るまでの間、応急対策班を編成し、災害活動を、命じることができる。

ウ 配備状況の報告

各部長は、職員の配備が完了次第、速やかに総務部長を通じ、本部長へ報告する。

エ その他

この規定の外、その都度本部長が定めることができる。

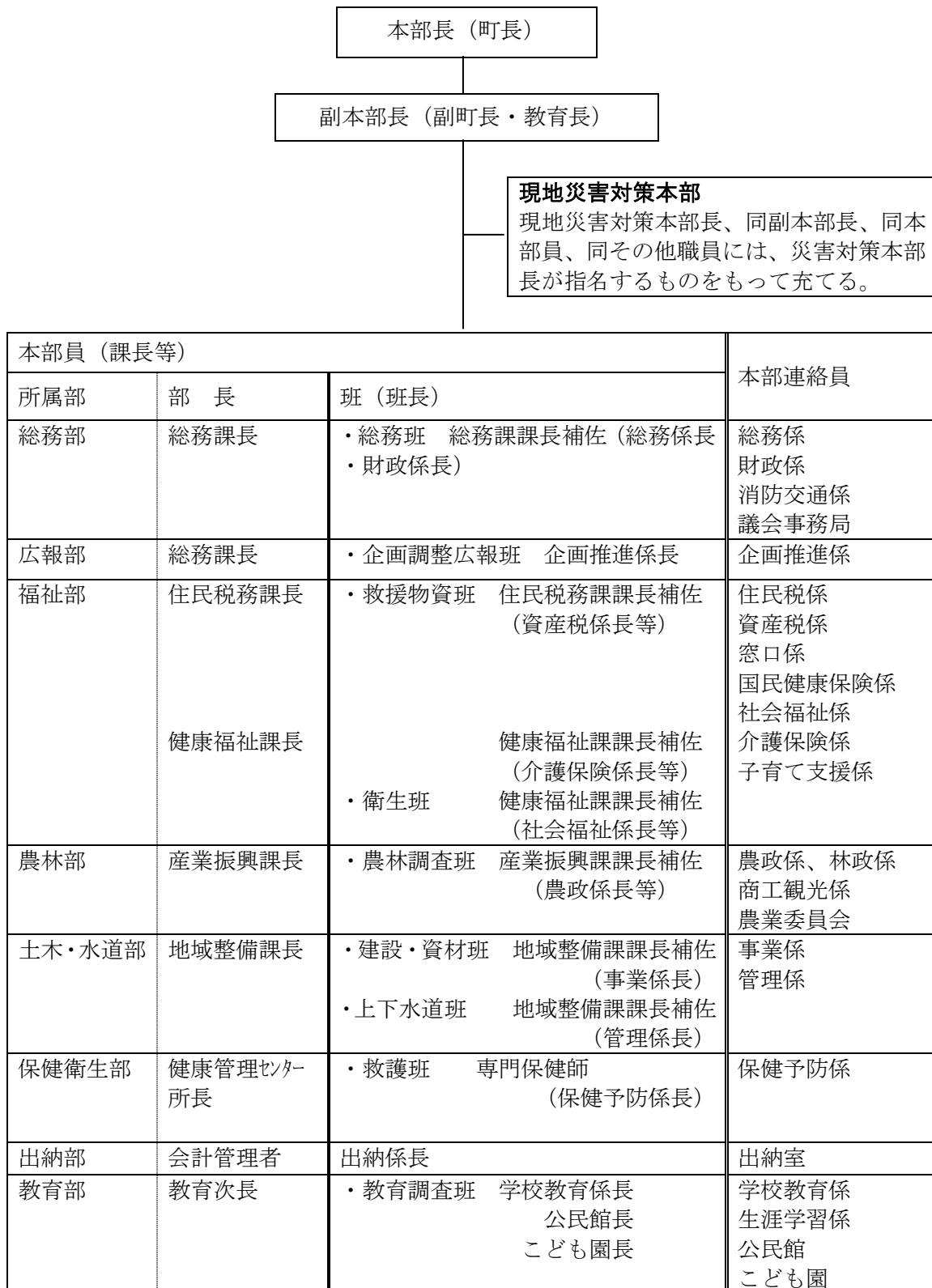
(備考)

部長は、部の分掌を処理するために必要な担当の職員を定め、体制の整備をする。

また、必要に応じて事務分掌以外で他部の行う事項についての応援を分掌する。

【資料編：1－3 古殿町災害対策本部条例】

■ 古殿町災害対策本部組織図



(2) 災害対策本部員会議

災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の指示を行うため、本部員会議を定期的に開催する。

災害発生後の初回本部員会議は、災害発生後1時間以内に開催するものとし、2回目以降は本部長の指示により開催する。

なお、本部員会議には、本部長の要請により県・国及び関係機関の代表（自衛隊、応援市町村、医療関係者、物資関係者等）をオブザーバーとして参加させ、意見を聞くことができる

(3) 災害対策本部事務分掌

部名（部長）	課名（班名）	分 掌 事 務
各部・各班に共通する事務		1. 職員・来庁者の救助・搬送に関する事。こと。 2. 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関する事。こと。 3. 所管施設の被害状況の把握及び保全措置に関する事。こと。 4. 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関する事。こと。 5. 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関する事。こと。 6. 指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関する事。こと。 7. 所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関する事。こと。 8. 住家被害状況の調査、罹災証明書の発行、被災者名簿（台帳）作成への協力に関する事。こと。 9. 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関する事。こと。 10. 各課（他部・班）との総合調整（応援・協力）に関する事。こと。 11. その他本部長の命ずる事項に関する事。こと。
総務部 （総務課長）	総務課 （総務班）	1. 災害応急対策費の予算設置に関する事。こと。 2. 町議会との連絡に関する事。こと。 3. 他部班に所属しない事務に関する事。こと。 4. 災害時における職員の動員計画に関する事。こと。 5. 職員の非常召集に関する事。こと。 6. 他団体、機関等に対する派遣要請の際の各部との調整に関する事。こと。 7. 被災地への配車計画に関する事。こと。 8. 古殿町地域防災計画に関する事。こと。 9. 地震防災5箇年計画に関する事。こと。 10. 自主防災組織に関する事。こと。 11. 古殿町防災会議に関する事。こと。 12. 古殿町災害対策本部の庶務に関する事。こと。 13. 災害の総合対策の樹立と、各部の連絡調整に関する事。こと。 14. 被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。こと。 15. 避難情報の発令及び救出計画に関する事。こと。 16. 指定避難所、指定緊急避難場所の指定及び開設に関する事。こと。

部名（部長）	課名（班名）	分 掌 事 務
		17. 消防計画に関すること。 18. 自衛隊派遣計画に関すること。 19. 他市町村との相互応援協定に関すること。 20. 受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保に関すること。 21. 防災知識の普及に関すること。 22. 不明者の捜索に関すること。 23. 防災組織の整備等予防計画に関すること。 24. 火災予防対策に関すること。 25. 避難対策に関すること。 26. 災害にかかる公聴、苦情、相談に関すること。 （被災者の相談行政を含む）各部門の連絡調整に関すること。 27. 応急救助及び応急復旧に要する労働力の供給に関すること。 28. 防災教育に関すること。 29. 防災訓練に関すること。
広報部 （総務課長）	総務課 （企画調整 広報班）	1. 被害に対する広報計画に関すること。 2. 被害写真の撮影、収集及び記録並びに県の関係機関への広報に関すること。 3. 国・県に対する被害対策の要望、並びに資料作成等、総合調整に関すること。 4. 防災情報通信網の整備等に関すること。
福祉部 （住民税務課長） （健康福祉課長）	住民税務課 健康福祉課 （救援物資班） （衛生班）	1. 救援物資等、民間輸送事業者、その他事業者への輸送協力依頼に関すること。 2. 要配慮者の被災応急対策に関すること。 3. 災害救助法に関すること。 4. 罹災救助金の給付に関すること。 5. 公共福祉施設の被害状況の調査に関すること。 6. 生活保護世帯の援護対策に関すること。 7. 一般被災世帯の援護対策に関すること。 8. 義援金配分委員会に関すること。 9. 心身障がい者世帯の援護対策について、被災世帯の更生、生活福祉資金の貸付に関すること。 10. 福祉避難所に関すること。 11. 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること。 12. 避難対策に関すること。 13. 応急救助のための主食及び食料品類（かんづめ、漬物類等保存食品等）、毛布、衣料、寝具、ローソク、その他、生活必需品に関すること。 14. 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること。 15. 住家被害状況の調査、罹災証明書の発行、被災者名簿（台帳）の作成に関すること。 16. 被災者への税等の徴収、猶予及び減免の措置に関すること。 17. 遺体の収容及び処理に関すること。 18. 環境放射線モニタリングに関すること。

部名（部長）	課名（班名）	分 掌 事 務
		19. 避難者のスクリーニング及び除染に関すること。 20. 土地家屋等、民有財産の被害調査に関すること。 21. 被災地の災害廃棄物の処理及び清掃に関すること。 22. 被災地の環境汚染の応急対策に関すること。 23. 環境衛生・食品衛生の保持に関すること。 24. 災害時の愛玩動物（ペット）対策に関すること。
農林部 （産業振興課長）	産業振興課 （農林調査班）	1. 農林業等の公共施設の被災状況の調査及び農林業等公共施設災害の応急対策に関すること。 2. 農林産物の災害調査及び応急対策に関すること。 3. 被災農林作物・園芸特産物の調査及び技術対策に関すること。 4. 農業気象に関すること。 5. 被災農家に対する農林金融及び農業災害補償に関すること。 6. 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達に関すること。 7. 農業用水の確保に関すること。 8. 森林病虫害防除及び倒伏木の処理対策と植林に関すること及び応急復旧に関すること。 9. 気象観測データ収集及び町雨量測定体制の整備による予防対策に関すること。 10. 水害予防対策に関すること。 11. 土砂災害予防対策に関すること。 12. 雪害予防対策に関すること。 13. 山林火災予防対策に関すること。 14. 商工業者の被災状況調査に関すること。 15. 被災商工業者の復旧、改善、経費資金の貸与に関すること。
保健衛生部 （健康管理センター所長）	健康管理センター （救護班）	1. 災害時における応急医療対策に関すること。 2. 公共保健施設の被害状況調査に関すること。 3. 被災地への救護班の派遣及び応援要請に関すること。 4. 医薬品、衛生資材の確保配分に関すること。 5. 被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 6. 被災地の感染症予防・応急対策に関すること。
土木・水道部 （地域整備課長）	地域整備課 （建設・資材班） （上下水道班）	1. 生活交通関係の被害状況調査及び通行確保に関すること。 2. 緊急輸送路の確保に関すること。 3. 農林公共土木施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 4. 町営住宅、急傾斜地及び一般住宅の被災状況調査及び応急対策に関すること。 5. 被災建物、被災宅地の応急危険度判定に関すること。 6. 住宅被災者の仮設住宅対策に関すること。 7. 住宅被災者の応急対策資材の調達あっせんに関すること。 8. 住宅建設資金、融通等に関すること。 9. がれき処理、障害物除去に関すること。

部名（部長）	課名（班名）	分 掌 事 務
		10. 災害時における危険箇所の表示及び通行禁止区域の設定に関すること。 11. 急傾斜地等危険区域の避難命令に関すること。（地すべりを含む） 12. 気象観測データ収集及び、町雨量測定体制の整備による予防対策に関すること。 13. 水害予防対策に関すること。 14. 土砂災害等予防対策に関すること。 15. 雪害予防対策に関すること。 16. 建物災害予防対策に関すること。 17. 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 18. 上下水道復旧工事に関する町外業者の応援に関すること。 19. 被災地における飲料水の供給に関すること。
出納部 （会計管理者）	出納室	1. 災害救助基金の出納に関すること。 2. 災害対策に係る出納に関すること。 3. 義援金の出納事務に関すること。
教育部 （教育長）	教育委員会 （教育調査班）	1. 教育施設の被害調査及び応急処置に関すること。 2. 教育委員会事務職員及び教職員の動員に関すること。 3. 指定避難所・指定緊急避難場所（学校等）の供与に関すること。 4. 被災児童生徒等の学用品の支給に関すること。 5. 被災児童生徒等の就学援助に関すること。 6. 児童生徒等の通学及び通学対策に関すること。 7. 被災児童生徒等の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 8. 避難対策に関すること。

備考 1. 部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当の職員を定め、体制を整備しておくものとする。

2. 事務分掌にあるもののほか、必要に応じ他部の行う事項について分掌を応援するものとする。

第3 災害救助法が適用された場合の体制【総務課・各課】

町は、災害救助法が適用された場合は、法に基づく救助事務の実施又は県が行う救助事務の補助を行うが、この場合の体制についても前項と同様の体制とする。

第4 部隊間の活動調整【総務課】

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第5 新型コロナウイルス等の感染症対策【総務課・各課】

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

- ・ 災害対策本部設置場所の工夫
 - ・ 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
 - ・ 災害対策本部設置場所の換気の徹底
 - ・ 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
 - ・ 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
 - ・ 電話やTV会議システム等の活用
- (1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト(例)を参考とする。

第2節 職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を定める。

第1 配備基準【各課】

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生した場合における防災活動を実施するため、災害応急活動体制は次のとおりとする。

1 災害対策本部設置前

〔指揮監督者〕総務課長

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
事前配備	1 町域に気象注意報(大雨、洪水、強風注意等)が発表され、なお警報の発表が予想されるときで、総務課長が配備を決定したとき。 2 その他必要により、町長及び総務課長が当該配備を決定したとき。	総務課、地域整備課の少数の人員を当てる。 状況により次の配備に円滑に移行できる体制とする。

〔指揮監督者〕総務課長

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
警戒配備	1 町域に気象警報が発表されたとき。 2 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報、土砂災害警戒情報が発表されたとき。 3 その他必要により、町長及び総務課長が当該配備を決定したとき。	予想される災害に関係する課で所要の人員を配備し、情報収集、連絡活動及び応急処置にあたる。 災害の発生とともに直ちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。

2 災害対策本部設置後

〔指揮監督者〕本部長（町長）

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
第1非常配備	1 町内で局地的に災害が発生し、拡大のおそれがあるとき。 2 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生したとき。 3 気象庁HPのキキクル（危険度分布）において、町域内に「非常に危険」が表示されたとき。 4 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき。	発生災害に関係する各部班の長は、所要人員を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、又は災害応急活動を実施する。 事態の推移に伴い、第2非常配備に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

	5 複数の地域で災害の発生が予想されるとき。 6 その他必要により本部長が当該配備を指示したとき。	
第2非常配備	1 特別警報が発表されたとき。 2 気象庁HPのキキクル（危険度分布）において、町域内に「極めて危険」が表示されたとき。 3 避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき。 4 局地的に激甚な災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 5 町内各地に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、広域的な応急対策が必要又は必要となると認められるとき。 6 町内全域に応急対策が必要と認められるとき。 7 その他必要により本部長が当該配備を指示したとき。	災害対策本部、各部、各班の概ね全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。

- 備考 1. 災害の規模及び特性に応じ上記一般的基準により難いと認められる場合には、臨機応変に配備体制を整える。
2. 大規模災害を想定しているが、その他の災害にも非常配備体制は、これに準じて対応する。
3. キキクル（危険度分布）には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

第2 各配備下における活動要領【各課】

活動の要点は、概ね次のとおりとする。

1 「事前配備」下の活動

- (1) 総務課・地域整備課の担当する職員は、気象情報及び町内状況の情報を収集する。
- (2) 雨量、水位、流量等に関する情報を収集するとともに、危険区域の情報を収集し、被害拡大のおそれがある場合は総務課長に報告する。
- (3) 総務課長は、必要に応じ町長に報告する。

2 「警戒配備」下の活動

- (1) 関係各課長は、必要に応じ総務課長に報告し、相互に情報を交換する。
- (2) 総務課長は、客観情勢を判断し当該情勢に対応する処置を検討して、必要に応じ町長へ報告のうえ指示を仰ぐ。
- (3) 警戒配備につく職員は、自己の所属する班の所定の場所に待機する。
- (4) 警戒配備を行う各班の責任者は、総務課からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行う。

(5) 警戒配備につく職員の人数は、状況により各課長（班長）において増減する。

3 「第1非常配備」下の活動

- (1) 第1非常配備は、古殿町災害対策本部の設置とともに活動を開始するものであり、本部の機能を円滑にならしめるため、本部を総務課内、又は災害の形態により本部長の指定する場所、若しくは、中会議室に開設する。本部長室には、本部を示す本部標識を掲示する。
- (2) その他の関係課長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。
- (3) 総務課長は、関係各課長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について、必要の都度随時これを本部長に報告する。
- (4) 総務課長は、必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。
- (5) 各課長は次の措置をとり、状況を随時総務課長に報告する。総務課長は本部長へ報告する。
 - ア 状況を関係各班の職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。
 - イ 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。
 - ウ 装備、物資、設備、機械器具等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
- (6) 本部長は、必要に応じ災害対策本部員会議を招集する。

4 「第2非常配備」下の活動

非常体制が指令された後及び被害が発生した後は、各課長は、災害活動に全力を集中するとともに、その状況を随時総務課長に報告する。総務課長は本部長へ報告する。

第3 配備人員【各課】

各課の体制ごとの配備人員は、資料編に掲載する。

なお、災害の状況、特殊性を考慮して、本部長等の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができる。その際、職員配備ローテーション等に配慮する。

配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、町役場までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておく。

【資料編：3－4 職員の動員配備】

第4 動員伝達方法【総務課・各課】

- (1) 休日における日直員は、災害の発生、気象警報の連絡を受けたときは、下記により電話でその旨を報告し指示を受ける。
- (2) 役場不在になる夜間においては、関係防災機関から通報を受けた者（総務課職員等）は、下記により電話でその旨を報告し指示を受ける。

ア 町内に災害が発生したとき

【休日】

日直員 → 総務課長 （不在のときは、次席の者）

日直員 → 地域整備課長 （不在のときは、次席の者）

【夜間】

総務課職員等 → 総務課長 （不在のときは、次席の者）

総務課職員等 → 地域整備課長 （不在のときは、次席の者）

イ 大雨、暴風、暴風雪、洪水、大雪又は水防の警報が発令されたとき

【休日】

日直員 → 総務課長 （不在のときは、次席の者）

日直員 → 地域整備課長 （不在のときは、次席の者）

日直員 → 産業振興課長 （不在のときは、次席の者）

【夜間】

総務課職員等 → 総務課長 （不在のときは、次席の者）

総務課職員等 → 地域整備課長 （不在のときは、次席の者）

総務課職員等 → 産業振興課長 （不在のときは、次席の者）

ウ 土砂災害警戒情報、特別警報が発表されたとき

【休日】

日直員 → 総務課長 （不在のときは、次席の者）

日直員 → 各課課長 （不在のときは、次席の者）

【夜間】

総務課職員等 → 総務課長 （不在のときは、次席の者）

総務課職員等 → 各課課長 （不在のときは、次席の者）

（3）課長等からの連絡

ア 日直員又は、総務課職員等から連絡を受けた課長等は、日直員又は総務課職員等への指示事項がある場合は、指示するとともに配備の必要性を配備体制基準に基づき判断して関係各課長へ電話等により連絡を行う。

イ 関係課長から、所属職員への連絡は、あらかじめ定めてある「災害時連絡体制」の順位により電話等で行う。

【資料：3－5 災害情報の収集伝達】

第5 非常参集【総務課・各課】

職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、職員動員伝達の有無に関わらず、配備体制基準の配備内容に基づき、直ちに所定の場所に参集し配置につく。

なお、参集途上においても、必要に応じて目視等による被害状況の収集を行うものとし、所属において、直ちにその状況を報告する。

ただし、職員は、災害の状況により所定の場所に参集できないときは、最寄りの出先機関、公民館等へ参集し、当該施設の長又は当該施設の長が指名する職員の指示に従い、その業務を応援する。

【資料編：3－4 職員の動員配備】

第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施【総務課・各課】

各課長（災害対策本部が設置されたときは各部長）は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況を総務部に報告する。災害対策本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認めるときは、総務部長を通じて各部長に応援の指示を行う。

また、各課長（災害対策本部が設置されたときは各部長）は、職員や家族の安否確認を併せて行うこととし、その状況を総務部に報告する。

第7 消防団員等の動員【総務課】

1 動員命令

動員命令は、町長（災害対策本部が設置されたときは本部長）が消防団長に対して行い、消防団長が各分団に対して下記により命令する。

- ア 動員を要する分団名
- イ 動員の規模
- ウ 作業内容及び作業場所
- エ 装備等
- オ 集合時間及び集合場所
- カ その他必要と認める事項

2 動員の規模、能力

動員の規模、能力については、「第7節 消防計画」による。

第3節 災害情報の収集伝達

町内に風水害等の災害が予想されるとき、予警報等の関係情報を、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより迅速かつ確実に伝達する。

また、町内に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行う。

第1 警戒レベルを用いた防災情報の提供【総務課】

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））では、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って町及び県や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなっている。

住民は、町から警戒レベル4避難指示や警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとるものとする。一方で、多くの場合、防災気象情報は町が発令する避難情報よりも先に発表されるため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、避難情報が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をするものとする。

避難にあたっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川等から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断でその時点で最善の安全確保行動をとることが重要となる。

■ 防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル5 相当
土砂災害警戒情報 キキクル（危険度分布） 「非常に危険」 （うす紫） 氾濫危険情報	災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4 相当
大雨警報（土砂災害） 洪水警報 キキクル（危険度分布） 「警戒」（赤） 氾濫警戒情報	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の	警戒レベル3 相当

	水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	
キキクル（危険度分布） 「注意」（黄） 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2 相当
キキクル（危険度分布） 「注意」（黄） 大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
早期注意情報 （警報級の可能性） 注：大雨に関して、 [高]又は[中]が予想 されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

※キキクル：大雨による災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」の愛称

※気象庁ホームページを基に作成

第2 気象特別警報・警報・注意報等について【総務課】

1 定義

予 報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

警 報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

注意報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

情 報：気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

2 特別警報・警報・注意報の発表基準と構成

（1）発表基準

ア 特別警報

現象の種類	現在想定している基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

現象の種類	現在想定している基準
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

■ 雨を要因とする特別警報の指標

大雨特別警報（浸水害）の場合
以下①、②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、浸水キキクル(危険度分布)又は洪水キキクル(危険度分布)で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表する。

48 時間降雨量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 km 格子が、ともに 50 格子以上まとまって出現	3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 km 格子が、ともに 10 格子以上まとまって出現（ただし、3 時間降水量が 150 mm 以上となった格子のみをカウント対象とする）
--	---

大雨特別警報（土砂災害）の場合
過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1 km 格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表する。

※ 土壌雨量指数：降った雨が地価の土壌中にたまっている状態を指す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

※ 3 時間雨量 150 mm：1 時間 50 mm の雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に強い雨）が 3 時間続くことに相当

■ 雨に関する 50 年に一度の値（古殿町）

（令和 3 年 3 月 25 日現在）

地 域				50 年に一度の値		
府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	48 時間降水量 (mm)	3 時間降水量 (mm)	土壌雨量指数
福島県	中通り	中通り南部	古殿町	299	119	196

■ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

台風については、指標(発表条件)の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風等の警報を特別警報として発表する。	温帯低気圧については、指標(発表条件)の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報を、特別警報として発表する。
---	--

■ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

■ 雪に関する 50 年に一度の値（白河）

（令和 3 年 10 月 28 日現在）

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最新積雪深 (cm)
福島県	白河	51	76

イ 警報

種類	発 表 基 準
暴 風	暴風によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
暴風雪	雪を伴う暴風によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
大 雨	大雨によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合 大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように警戒すべき事項が明記される
洪 水	洪水によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
大 雪	大雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

ウ 注意報

種類	発 表 基 準
強 風	強風によって災害が発生するおそれがあると予想される場合
風 雪	雪を伴う強風によって災害が発生するおそれがあると予想される場合
大 雨	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 町域内で発表基準に到達することが予想される場合
洪 水	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合 町域内で発表基準に到達することが予想される場合
大 雪	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合
濃 霧	濃霧のため交通機関等に支障を及ぼすおそれのある場合
雷	落雷等により被害が予想される場合
乾 燥	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合
なだれ	なだれが発生し被害があると予想される場合
着氷・ 着雪	着氷や着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合
霜	早霜、晩霜等により農作物に被害が予想される場合
低 温	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合
融 雪	融雪により被害が予想される場合

■ 警報・注意報の発表基準

(令和2年8月6日現在) 発表官署 福島地方気象台

古殿町	府県予報区		福島県	
	一次細分区域		中通り	
	市町村等をまとめた地域		中通り南部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	116
	洪水	流域雨量指数基準	鮫川流域=25.2, 小松川流域=10.7, 大平川流域=9.9	
		複合基準※2	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	18m/s	

	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 35cm
	波浪※ ¹	有義波高	
	高潮※ ¹	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9
		土壌雨量指数基準	73
	洪水	流域雨量指数基準	鮫川流域=20.1, 小松川流域=8.5, 大平川流域=7.9
		複合基準※ ²	鮫川流域= (7, 17.9), 大平川流域= (7, 6.3)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20cm
	波浪※ ¹	有義波高	
	高潮※ ¹	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	①最小湿度 40%、実効湿度 60%で風速 8m/s 以上 ②最小湿度 30%、実効湿度 60%	
	なだれ	①24 時間降雪の深さが 40cm 以上 ②積雪 50cm 以上で日平均気温 3℃以上の日が継続	
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：中通り南部の平地：最低気温が-10℃以下、又は-7℃以下の日が数日続くとき	
	霜	早霜、晩霜期に概ね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）	
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm

※1 本町においては対象外

※2 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

【警報・注意報発表基準一覧表の解説】

(1) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表の解説】

(1) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、

両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

（2）土壌雨量指数基準値は1 km 四方毎に設定しているが、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

（3）洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

（参考）

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

（<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>）を参照。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

（<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>）を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明（<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>）を参照。

エ 情報

（ア）全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合に発表される。

なお、雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。会津で大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

（イ）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（湯川村を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

（ウ）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（う

す紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1 時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

(エ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(オ) 顕著な大雨に関する情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

キキクル(危険度分布)上では、「雨雲の動き」「今後の雨」(1 時間雨量又は3 時間雨量)において、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域を赤い楕円で表示する。

(カ) 早期注意情報(警報級の可能性)

5 日先までの警報級の現象の可能性が[高][中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2 日先から5 日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(キ) キキクル(危険度分布)

土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10 分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握できる。土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)がある。

(ク) 流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて 常時10 分ごとに更新される。

オ その他

(ア) 火災気象通報

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台により通報される。

(イ) スモッグ気象情報

大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に知事が行う緊急の措置に資するための気象情報。

※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。

注意報基準：オキシダント濃度 0.12ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。

(ウ) 大気汚染気象通報及び電力気象通報

(2) 地震後等の警報等暫定基準の設定

ア 暫定基準を設定する事象

(ア) 大雨警報・注意報（土砂災害）

a 震度5強以上の地震を観測した場合

b 地震以外のその他の事象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）により、土砂災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

(イ) 洪水警報・注意報

a 河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合

b 土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合

c その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合で、当該地域において災害に対する避難体制が独自に確立されている場合には、暫定基準は設定せず、必要に応じて当該地域に対する気象情報の提供を行う。

なお、(ア) (イ) 以外の、大雨（浸水害対象）、風、融雪などに関する警報・注意報についても、排水施設の損壊、家屋倒壊や防風林の倒木、広範囲の地盤沈下などの状況によっては暫定基準の設定が考えられる。

イ 設定区域

市町村単位で設定することを基本とする。

(ア) 地震の場合は、震度5強以上が観測された市町村（※）

ただし、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準については、土砂災害警戒情報の発表単位が市町村を分割している場合には、その発表単位ごとに設定する。

(イ) その他事象の場合は、影響を受けるおそれがある市町村

※ 震度は市町村内の震度観測点で観測された最大の震度を用いる。

震度が得られない市町村については、推計震度分布図を参考に、隣接するいずれかの市町村で観測された震度を用いる。

3 気象注意報、警報及び地震情報の伝達・周知

気象業務法、水防法及び消防法に基づく警報、注意報、水防警報及び火災予防のための気象通報並びに、これらに関連して必要とされる各種の情報を関係防災機関相互にお

いて、迅速かつ確実に受理し及び伝達し、防災措置の適切な実施を図り、被害を最少限度に防除する。

(1) 受信伝達に関する業務担当者と周知方法

ア 注意報、警報、土砂災害警戒情報等(気象情報)及び火災気象通報の受信は、総務課が担当し関係各課へ伝達する。

イ 土、日曜、祝祭日における上記アの受信、伝達にあたっては、日直員がこれにあたり、事後すみやかに担当課長に報告するとともに下記、エにより周知する。

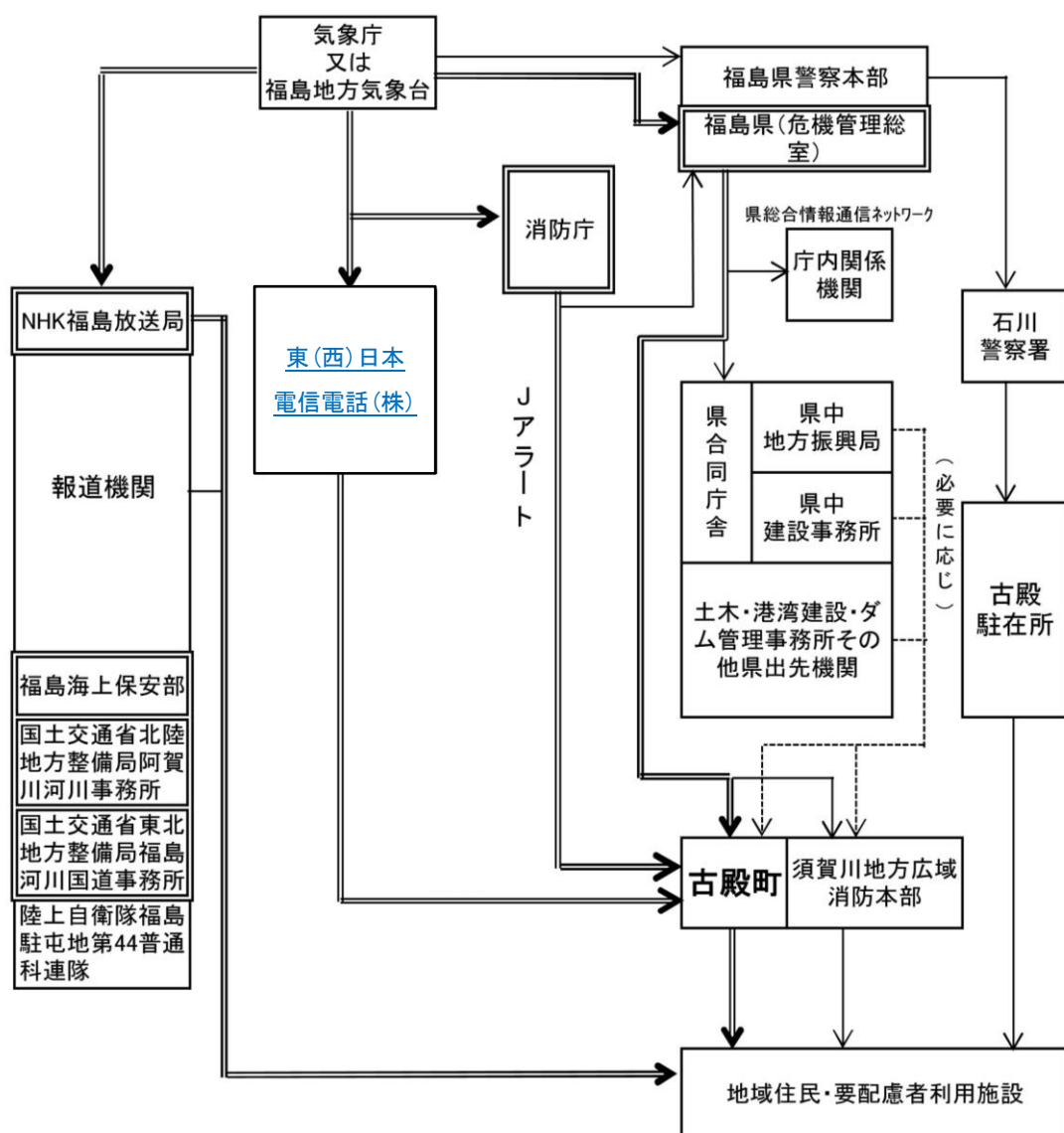
ウ 夜間における上記アの受信、伝達にあたっては、役場が無人になることから関係防災機関から連絡を受けたもの(総務課職員等)が関係担当課長に伝達する。

エ 上記、アの周知にあたっては、住民への周知は防災行政無線により行うものとし、必要に応じ広報車により行う。また関係防災機関への周知は電話により行う。

(2) 防災気象情報等の伝達系統

福島地方気象台が発表する気象注意報・警報の伝達系統は、次のとおりである。

■ 防災気象情報の伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達義務(放送機関はNHK福島放送局のみ)気象業務法第15条の2

※二重枠は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先

※気象台から福島県危機管理総室への経路は二重化(防災情報提供システム、アデスオンライン)

第3 被害状況等の収集、報告【総務課・地域整備課・産業振興課】

1 被害報告

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況調査を行う。

特に、大規模な災害が発生した時、又は発生が予想されるときは、県と連携し必要に応じ消防本部、警察署、その他の関係機関と緊密な連携を取り、写真撮影及びビデオ等の画像情報を活用する等、早期かつ適切な情報の収集に努める。

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

なお、被害状況の情報収集にあたっては、下記の点に留意して行う。

- (1) 被害状況の情報収集は、消防本部（石川消防署）、県警察本部（石川警察署）等の防災関係機関との連携のもとに行う。
- (2) 被害状況の調査は、町職員が巡回して行うことを原則とし、必要に応じ消防団員、区長等から情報を得る。
- (3) 被害状況の報告は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先する。
- (4) 上記（3）の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集する。
- (5) 職員は、参集途上等において必要に応じて目視等による被害情報の収集を行い、所属長へ直ちにその状況を報告する。
- (6) 必要に応じ、災害現場に近い町の施設（公民館、その他）の職員と連絡を取り、報告を求める。

【資料編：3－11 被害認定基準】

2 被害状況の集約

災害による被害が発生した場合における被害状況は、各部門の状況を各部毎に取りまとめ、総務部長に報告する。

総務部長は各部門の被害状況を取りまとめ本部長に報告する。

3 被害状況等の報告方法

町は、県が指定する様式及び日時により、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等とともに、上記2により集約した被害状況の調査内容を即報と確定等を区分して具体的に報告する。

(1) 災害情報・被害報告系統

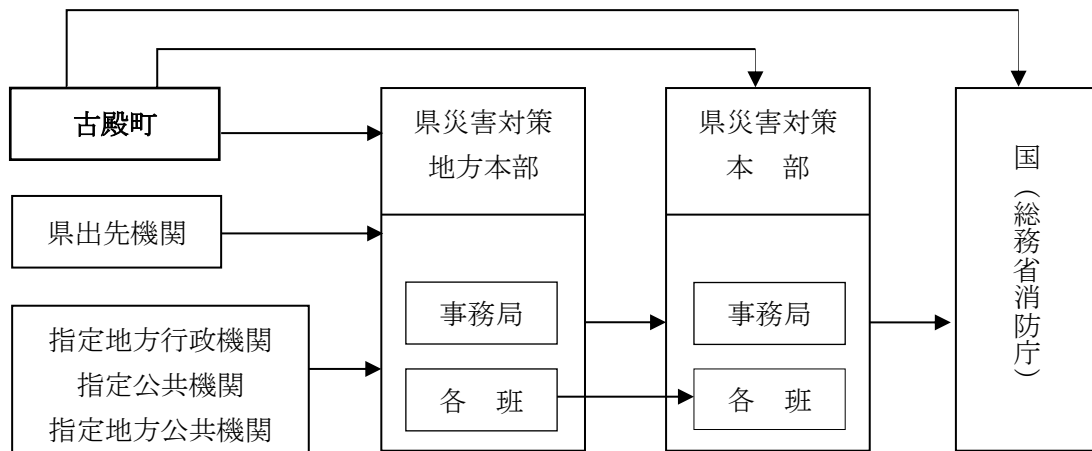
ア 町及び防災関係機関は、発生後に調査収集した被害状況等について、次の経路により、速やかに報告を行う。町からの県への報告は、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とする。

イ 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、町は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告する。

ウ なお、いずれの場合においても、町が県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。また、大規模な災害等により、火

災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合、町はその状況を直ちに総務省消防庁及び県へ報告する。

■ 災害情報及び被害報告系統図



■ 被害状況の報告先

【県】

NTT 回線		024-521-7194	(FAX) 024-521-7920
総合情報通信 ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201-2632、2640	(FAX) TN-8-10-201-5524
	地上系	TN-8-11-201-2632、2640	(FAX) TN-8-11-201-5524

【国】（消防庁等）

区分		平日 (9:30～18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別			
NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注）TNは、内線から無線への乗入れ番号

※ 県が災害対策本部を設置しない場合、県災害対策地方本部は県中地方振興局に、県災害対策本部は県民安全総室と読みかえる。

エ 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外

国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

オ 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うため、町は把握している人的被害の数について県に連絡する。また、県は、人的被害の数について広報を行う場合には、町等と連携しながら適切に行うものとする。

カ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、国、県及び指定公共機関と協力し、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況及び復旧状況について把握するものとする。また、町は、町内における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

キ 有線が途絶した場合は、県防災行政無線、警察無線、東北地方非常通信協議会所属無線局又はその他の無線局を利用する。

ク 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

（3）報告すべき災害

災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、町が県に被害状況等を報告すべき災害は、次のとおりとされている。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備する。

ア 町において災害対策本部を設置した災害

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

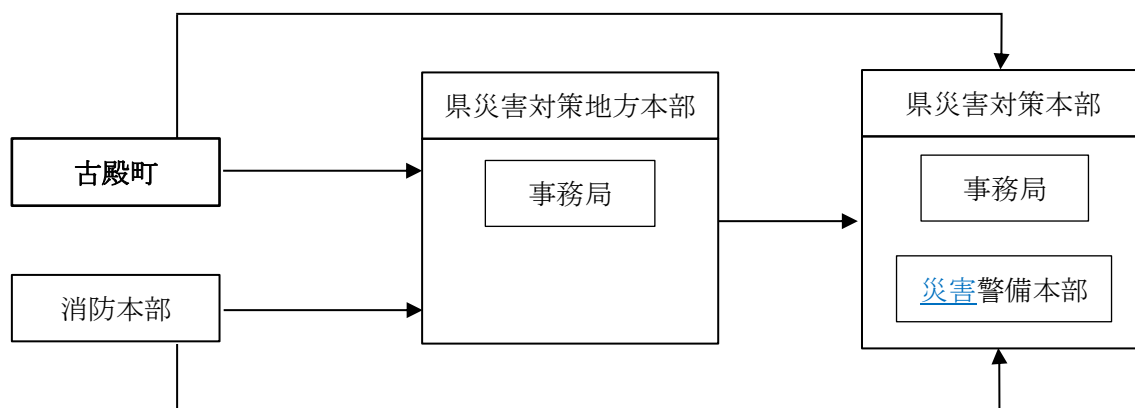
ウ 上記ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

4 被害区分別報告系統

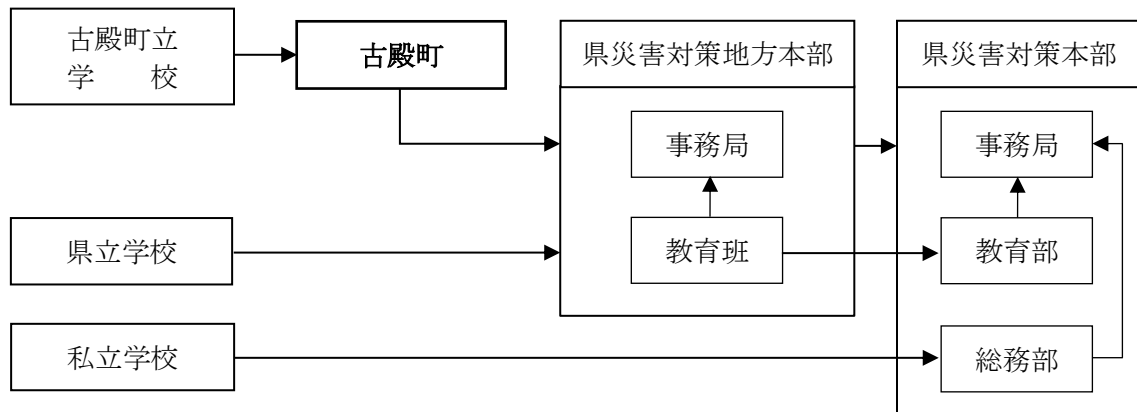
被害の区分別の報告系統は次のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備する。

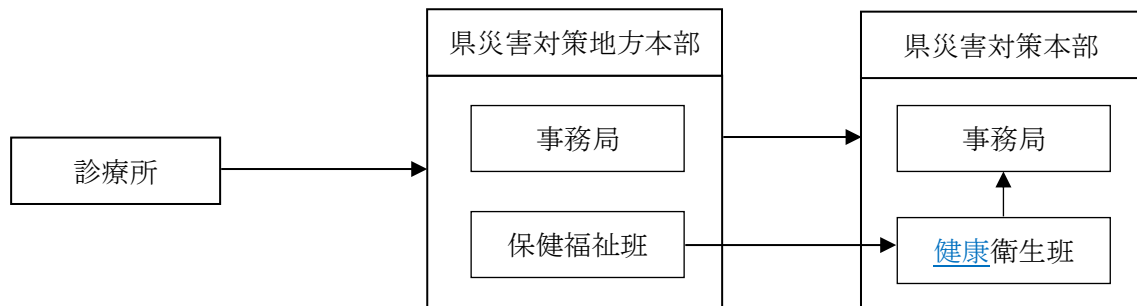
（1）人的被害、建物被害等



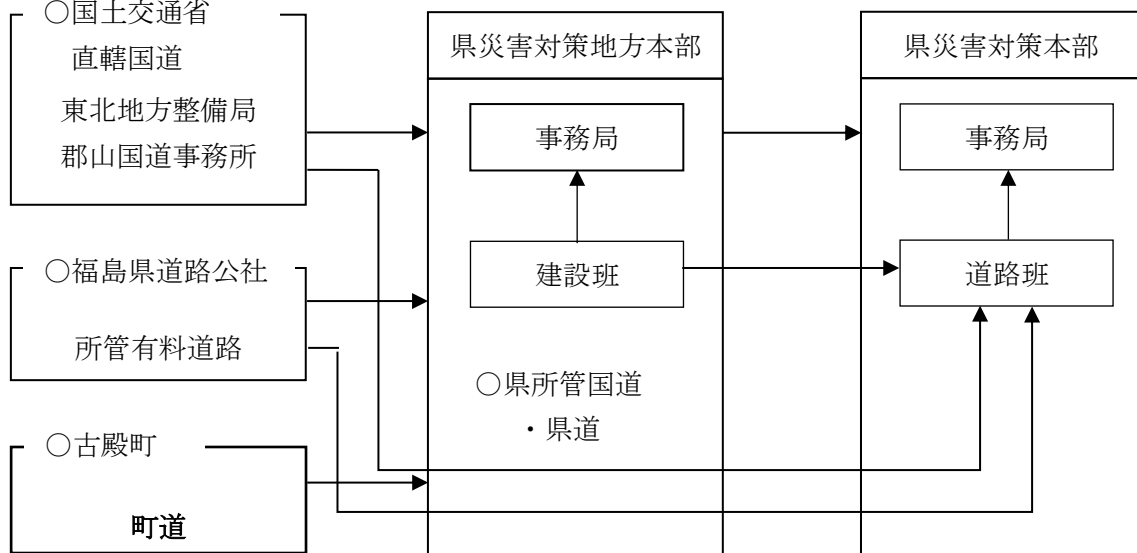
(2) 文教施設被害



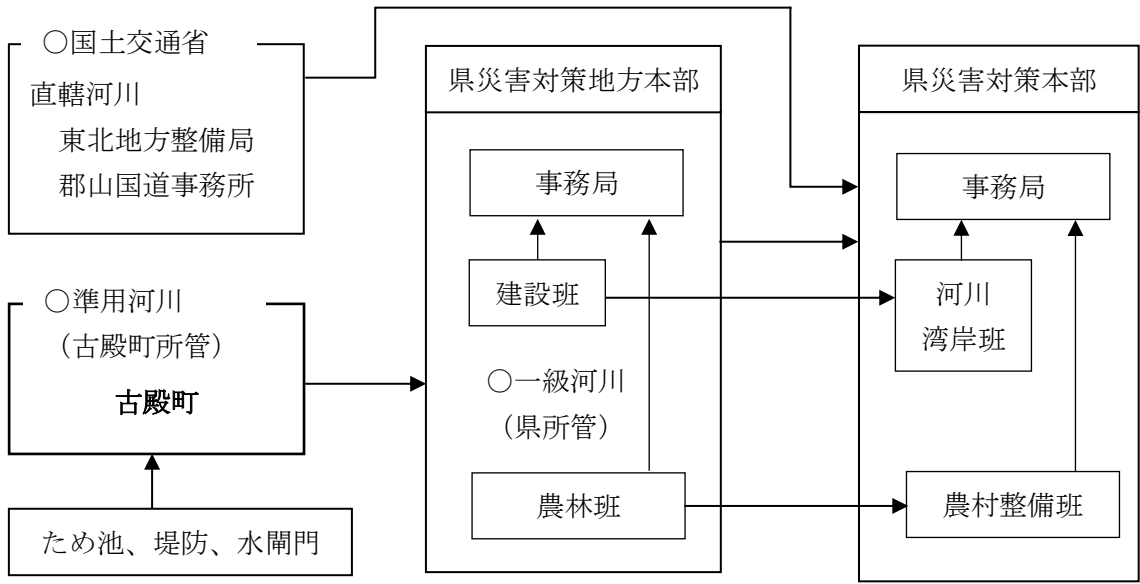
(3) 医療施設被害



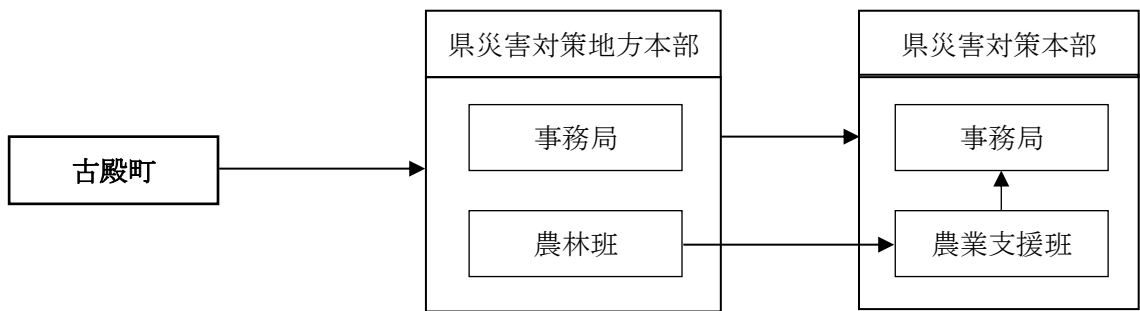
(4) 道路・橋りょう被害



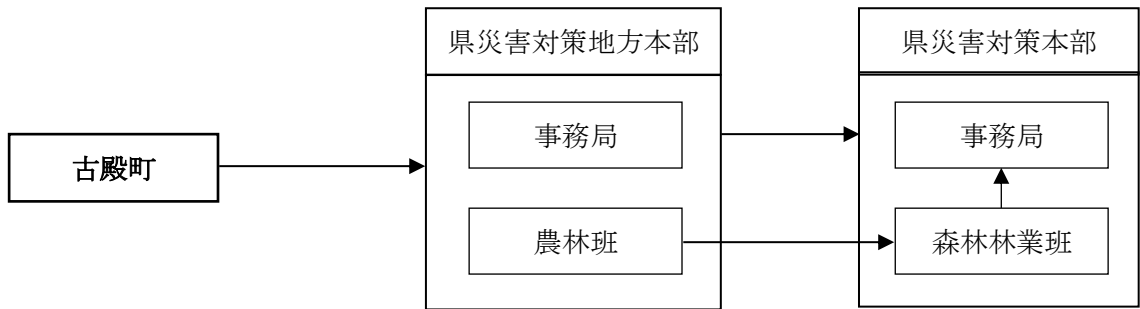
(5) 河川災害・その他水害被害



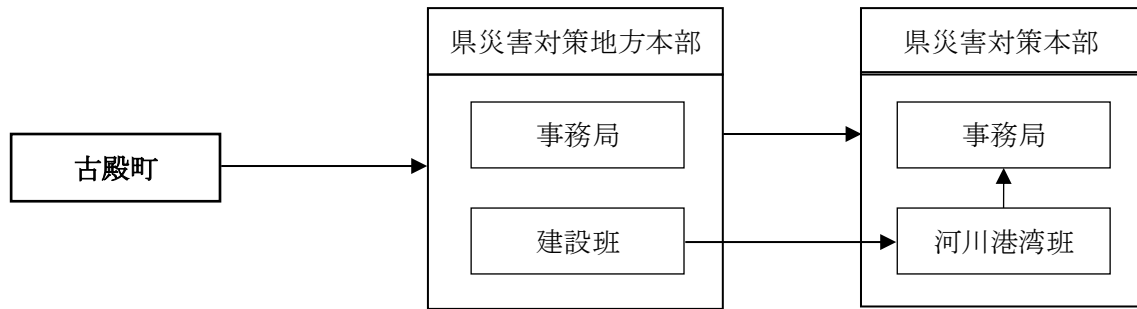
(6) 農産被害・畜産被害



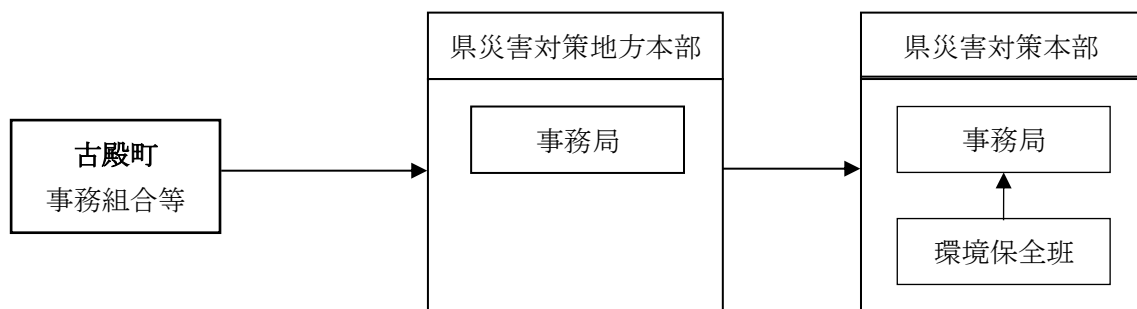
(7) 森林被害



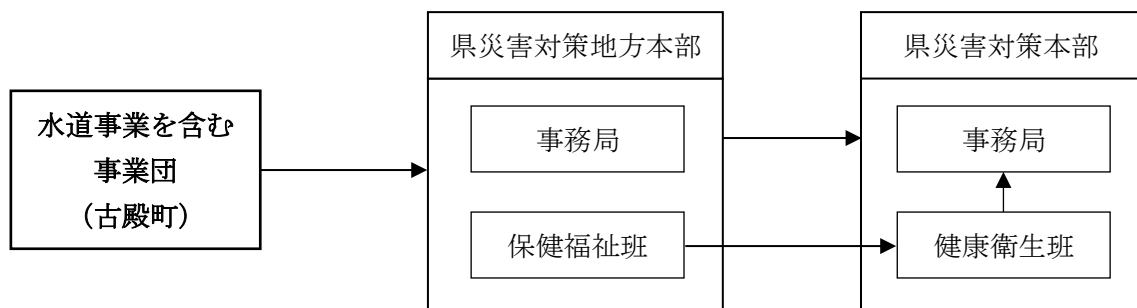
(8) 砂防関係施設の被害及び土砂災害、雪崩災害の被害



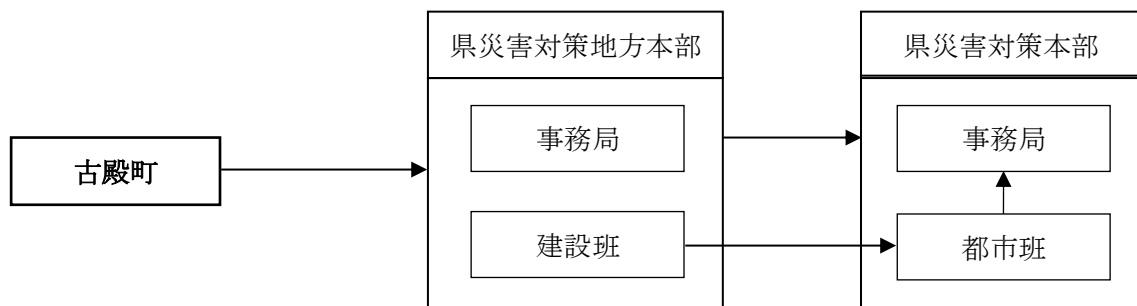
(9) 産業廃棄物施設、廃棄物処理事業被害



(10) 水道施設被害



(11) 下水処理施設被害



5 報告の種類等

- (1) 概況報告（被害速報）
被害が発生した場合に直ちに行う報告。
- (2) 中間報告
被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。
なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。
- (3) 確定報告
被害が確定した場合に行う報告。
確定報告の総括取りまとめは、総務部長が行い、集計の結果を本部長に報告する。
- (4) 報告様式
確定報告の様式は、資料編に定める被害状況報告書によるものとし、概況、中間報告もこれに準じて行う。
【資料編：様式5－1 被害状況報告書】

6 災害程度の判定

- 災害程度を判定する基準は、資料編に掲載する。
- 【資料編：3－11 被害認定基準】

第4節 通信の確保

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保【総務課】

1 災害時の通信連絡

- (1) 町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。
- (2) 町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、県総合情報通信ネットワーク及び町防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。

【資料編：3－3 災害時優先電話一覧】

- (4) 町は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行う。その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認のうえ、対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

2 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

3 各種通信施設の利用

- (1) 非常無線通信の利用
町及び防災関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力ネットワーク(株)福島支社、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図る。
- (2) 通信施設所有者等の相互協力
通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。
- (3) 警察通信設備の優先的利用
町は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の利用に関する協定書」（昭和39年5月28日締結）により、加入電話及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときは、警察通信設備を利用する。
- (4) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用
町は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

(5) 放送機関への放送要請

町は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときは、放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

4 現地災害対策本部が設置された場合の措置

現地災害対策本部が設置された場合は、衛星携帯電話及び防災行政無線の可搬型移動局により通信を行うとともに、必要に応じて東日本電信電話(株)福島支店に臨時電話(携帯電話を含む。)の設置を依頼する。

第2 県総合情報通信ネットワーク【総務課】

福島県総合情報通信ネットワークは、県全域を一つに結ぶ無線通信によるネットワークである。災害時には、情報の収集・一斉指令等の機能を発揮する。

また、県が行う気象予警報及び災害時における災害情報の伝達若しくは被害状況の収集、報告その他応急対策に必要な指示、命令等は総合情報通信ネットワークを活用して行われる。

県総合情報通信ネットワークの運用については、「福島県防災行政無線運用規程」に基づき運用され、防災通信機能の拡充・強化を目的に、衛星系と地上系による通信の多ルート化、機械設備・電源装置の二重化を確保し整備されており、町は、県及び消防本部等との通信手段として活用する。

第3 町防災行政無線の活用【総務課】

古殿町防災行政無線は、町内に居住、活動する者について一方的に広報を(屋外子局及び戸別受信機を通して)行う。

この運用については、古殿町防災行政無線局管理運用規程に定める。

(1) 通信の統制

災害発生時においては通信の輻輳が予想されるため、無線管理者は必要に応じ通信をとり、通話の制限、通信内容による優先通話を行い、通信の円滑化を図る。

(2) 非常無線通信の協力

防災関係機関から災害に関し緊急に処置する内容の依頼を受けたときは、可能な限りこれに応じ非常無線の機能を発揮する。

第4 東日本電信電話(株)福島支店の措置【総務課】

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能区域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

(1) 交換機又は伝達路の被災に伴って発生する通話輻輳、あるいは災害時における電話網の復旧にあたっては、交換機の迂回中継機能を活用し最大の疎通を確保する。

(2) 回線の規制又は迂回を行う場合の措置の程度は、規制回線又は迂回回線のサービスレベルが、管理限界内に維持される程度までとする。ただし、重要回線を確保するための回線規制又は迂回措置はこの限りではない。

(3) 専用線等は、原則として規制の対象としない。

(4) 災害の発生直後等に生ずる電話の輻輳とその影響を極力防止するため、関係事業所においてトラヒック状況(呼量)を監視するとともに、迅速に必要な措置を講じる。

- (5) 電気通信設備の被災により、疎通に著しく支障がある場合には、被災地からの発信通話の疎通を優先する。ただし、この場合においては、電話網における異常の波及を防止するために、着信通話の疎通を考慮して行う。
- (6) 非常・緊急通話の疎通確保及び手動台の異常輻輳防止のため、必要により利用制限、通話時間の制限等、各種措置を講じる。
- (7) 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板（スマートフォン）、災害用音声お届けサービス（スマートフォン）を活用し、被災地に集中するトラヒックを分散する。

【資料編：3－3 災害時優先電話一覧】

第5節 相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

第1 県との相互協力【総務課】

1 県への応援要請

- (1) 町長は、災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するため必要があると認めるときは、知事に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援のあつせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。
- (2) 町長は、災害応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。
- (3) 町長が、知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、「被災市区町村応援職員確保システム」又は次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。
 - ア 災害の状況及び応援を求める理由
 - イ 応援を要請する機関名
 - ウ 応援を要請する職種別人員、物資等
 - エ 応援を必要とする場所、期間
 - オ その他必要な事項

2 災害対策基本法に基づく知事の指示

- (1) 町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、知事が特に必要があると認める場合、災害対策基本法第72条に基づき、他の市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をする。
- (2) 知事は、他の市町村が実施する災害応急対策（応急措置を除く）が的確かつ円滑に行われるよう、町長に対し他の市町村長を応援すべきことを指示する。
- (3) 知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮のもとに行動する。

3 町に対する情報連絡員（リエゾン）の派遣受け入れ体制の整備

- (1) 県は、あらかじめ情報連絡員を災害対策地方本部毎に指定しておき、町で災害対策本部を設置する災害が発生した場合、若しくは通信手段途絶等により派遣が必要と認められる場合は、管轄地方本部（県中地方振興局）から町へ情報連絡員を派遣する。
なお、県本部長が必要と認める場合は、県災害対策本部から情報連絡員が派遣される。
- (2) 県から派遣された情報連絡員は、町において被害状況や要望事項を積極的に収集するとともに、その状況に応じて、積極的に人的支援のニーズや要望事項等を把握し、派遣元の地方本部へ速やかに報告する。

また、地方本部に報告した情報は、町と共有を図るとともに、県からの情報を町に提供する役割も担う。

- (3) 町は、町に派遣され常駐する情報連絡員が、地方本部等と速やかに情報連絡ができるよう、情報連絡員用のスマートフォン等の配備や、外部から県デスクネッツ・ネオにアクセスできる環境を整えるなど、通信手段の確保に努める。

第2 国に対する応援要請【総務課】

1 町長の応援職員派遣要請

- (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

2 応援職員派遣要請手続き

町長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、「被災市区町村応援職員確保システム」又は次の事項を記載した文書をもって行う。

また、町長が、知事を通じ、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項

第3 緊急消防援助隊の派遣要請【総務課】

町長又は消防本部長は、大規模な災害等に際し、自らの消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事（災害対策本部総括班）に連絡し、応援を要請する。

第4 他市町村との相互応援協力【総務課】

古殿町は、次の6市町村との間に「消防相互応援協定」を締結し、災害の種別を問わず、相手方の要請に基づき応援隊の派遣等を行うこととしている。

協定締結先においては、災害発生時に県等からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、内部における訓練の実施に努める。

【資料編：1－4 災害協定（自治体）一覧】

【消防相互応援協定市町村】

- (1) いわき市
- (2) 石川町
- (3) 平田村

- (4) 浅川町
- (5) 玉川村
- (6) 鮫川村

【災害時における相互応援協定】

- (1) いわき市
- (2) 石川町
- (3) 平田村
- (4) 浅川町
- (5) 玉川村

【大規模災害時応援協定】

上記以外の市町村からの災害対策基本第67条の規定による相互応援についても迅速な対応ができるよう、手続き等細部事項について、あらかじめ検討しておく。

- (1) 岩手県紫波町
- (2) 茨城県常陸太田市

第5 民間事業者との災害時応援協定【総務課】

町は、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき応援を求める。

また、県などからの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備する。

第6 公共的団体等との協力【総務課】

町は、区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行う。なお、これら団体等の協力業務及び協力方法について、災害時における活動が効率的に処理できるよう事前協議等によりその内容の周知徹底を図る。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に関すること。

第7 受援体制の整備【総務課】

他の市町村等からの応援の受入のために必要と認めるときは、受援体制を整備する

- (1) 必要に応じて、県への応援職員の派遣を要請する。

- (2) 国関係機関、民間団体等からの応援職員を受け入れ、受援課との調整や常駐スペース等の手配を行うとともに、一日毎の活動人員名簿を作成する。
- (3) 災害時応援協定締結団体からの受援について調整する。
- (4) 必要に応じて、外部応援職員の災害対策本部員会議への出席を調整する。
- (5) 必要に応じて、応援職員の宿泊場所を確保する。
- (6) 受援状況を県に報告する。
- (7) その他応援の受入のあっせん及び受入窓口についての情報提供を行う。

第6節 災害広報

災害時において、住民、及び防災関係機関に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、町は災害発生後、速やかに広報部門を設置し、県等と連携して広報活動を展開する。

第1 町の広報活動【総務課】

町は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線、広報車、ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ等を活用し、次の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要であり、これらの情報を災害対応にあたる職員にも周知するよう努める。

第2 広報の内容と方法【総務課】

1 広報の内容

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 町における避難に関する情報
 - ア 避難情報の発令に関すること。
 - イ 受入施設に関すること。
 - ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ア 救護所の開設に関すること。
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ウ 電気、水道の復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
 - ア 給水及び給食に関すること。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ 防疫に関すること。
 - エ 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - オ 被災者への支援策に関すること。

2 広報の方法

- (1) 一般広報
 - ア 防災行政無線など町の広報体制を活用した広報
 - イ 広報車による広報
 - ウ 県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報
 - エ インターネットを利用した広報等（ホームページ開設）
 - オ 携帯電話を活用した広報

(2) インターネットを利用した広報の留意点

インターネットを利用して広報等を行う場合、次の点に留意する。

ア 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する。

また、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努める。

イ 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報を分かりやすく提供するよう努める。

ウ 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努める。

エ 住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知する。

3 市町村間の協力による広報

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

第3 防災関係機関への広報活動【総務課】

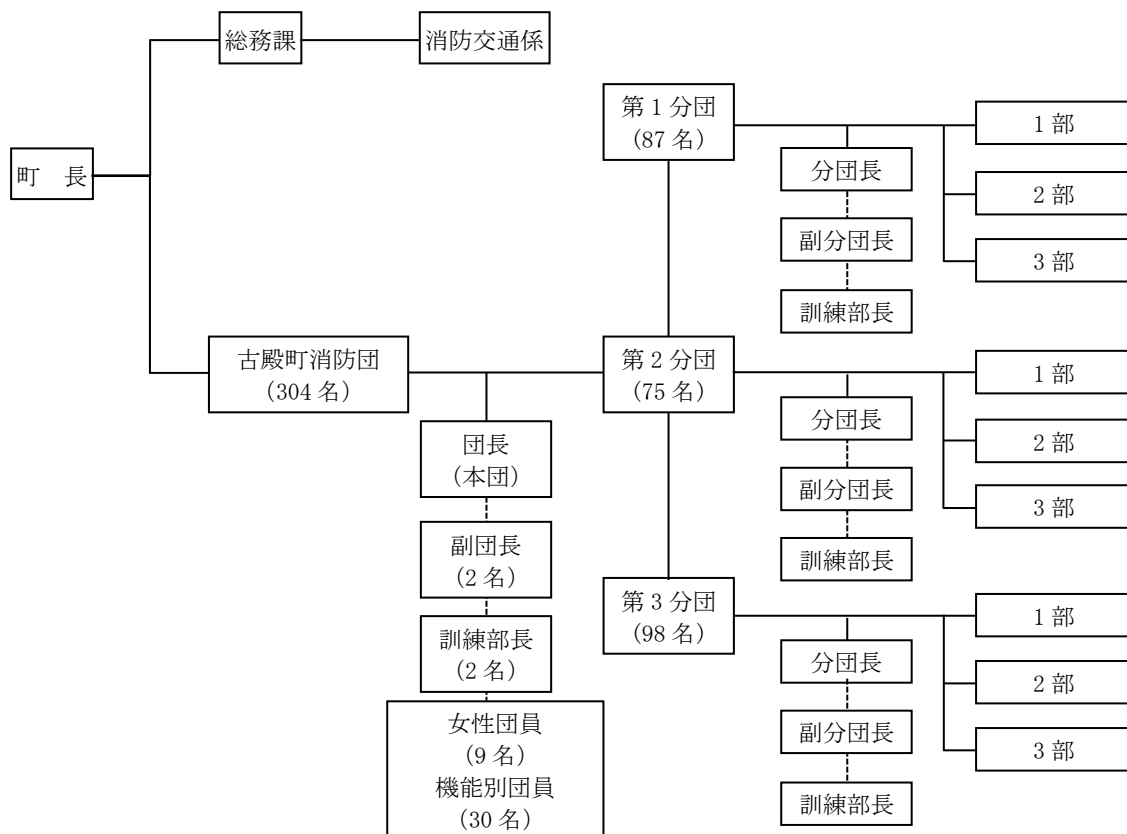
町は、災害時の広報計画に基づき、住民への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、防災関係機関及び報道機関に広報を要請する。

第7節 消防計画

この計画は、火災発生の実態に即応し被害を軽減するため機構、施設の整備、水利の確保並びに危険区域対策消防活動について大綱を定めるものである。

第1 組織計画【総務課】

消防団機構は次のとおりである。



第2 消防対策【総務課】

1 異常気象時における消防対策

強風注意報、乾燥注意報等の発令により、火災予防上危険があると認められる場合、又は、火災が発生した場合に大火に発展しやすい異常気象時には、広報車、消防ポンプ車等により住民に警戒心の喚起を呼びかけて警戒体制を強化するとともに、火災警報発令時には特別警戒体制を確立して万全を期する。

2 動員

消防団を動員するときは、消防団長又は代理責任者が実施責任を負う。

3 配備

消防団の動員配備

配備区分	配 備 内 容
警戒配備	本団、分団及び特命出動団員をもって充てる。
第1非常配備	本団、分団及び特命出動団員をもって充て、その他の団員は待機させる。
第2非常配備	全消防団員をもって充てる。

4 動員の方法

団員の動員方法は、防災行政無線による広報、携帯電話、一般加入電話及び直接伝達等の迅速、かつ確実な方法で動員するものとし、緊急の動員は、警鐘、サイレン等の迅速処置により動員を行う。

なお、災害が発生し、又は発生のおそれがあると知った団員は、自ら進んで分団と連絡を取り、自らの判断により指定の場所へ出動する。

5 須賀川地方広域消防本部との連携

消防団長は、火災及び各種災害に対する警戒、防御等、統制ある消防活動を行うため、須賀川地方広域消防本部と連携を保つ。

第8節 水防計画・土砂災害応急対策

第1 水害応急対策（水防計画）【総務課・地域整備課・産業振興課】

この計画は、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、各河川等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等の実施要領を示したものである。

1 水防の責任

(1) 町の水防責任

町は、町内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

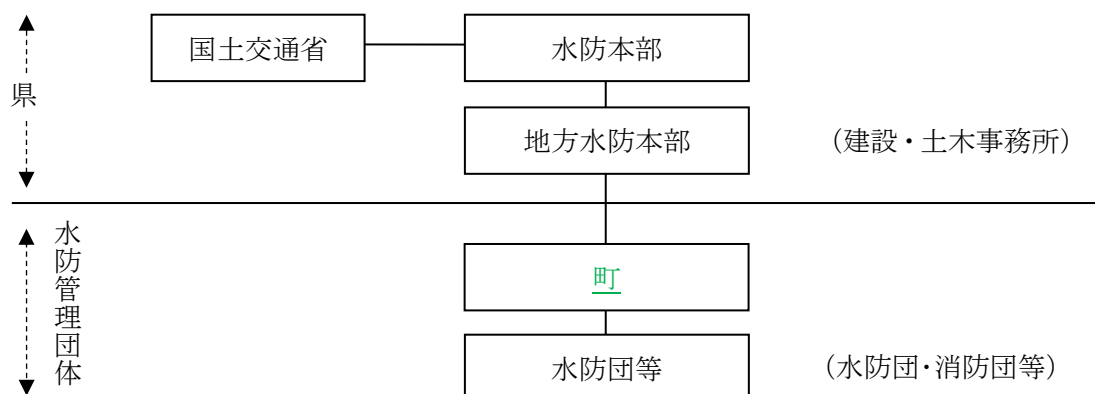
(2) 県の水防責任

県は、水防法第3条の6の規定により、県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

2 水防組織

(1) 水防組織の概要

ア 県と町は、水防事務の円滑な執行を図るため、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動を実施する。



イ 各水防組織の役割

(ア) 水防本部

県内の水防事務を総括する。（気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務）

(イ) 地方水防本部

地方の水防事務を総括する。（水防管理団体及び水防本部との連絡、被害・水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体の行う水防作業の円滑な推進に資する業務）

(ウ) 町

町の水防事務を総括する。（地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団、消防団等（以下、「水防団等」という。）への水防団及び消防機関の出動（水防法第17条）、応援（同法第23条）、決壊の通報（同法第25条）、立退の指示（同法第29条）等の業務を実施）

ウ 水防組織間の連絡

(ア) 水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防管理団体（町）に連絡する。

(イ) 町からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りではない。

(ウ) 町は、所轄水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとる。

3 水防活動

(1) 監視、警戒活動

町長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長（消防分団長）に対し、その通報を通知し、必要団員に河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。

また、異常を発見した場合には、直ちに県中建設事務所及び石川土木事務所に報告し、県中建設事務所長及び石川土木事務所長は、水防本部に報告する。

(2) 水防活動の実施

町長は、監視及び警戒により水防上必要と認められた場合には、必要な措置を実施する。

また、水防活動の内容を直ちに県中建設事務所及び石川土木事務所に報告し、県中建設事務所長及び石川土木事務所長は水防本部に報告する。

第2 土砂災害応急対策【総務課・地域整備課・産業振興課】

1 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報とは

1 km メッシュ毎に、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る 60 分間積算雨量及び土壌雨量指数の予測が CL を超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難情報の発令の判断に資するため、県は、福島地方気象台と共同して、県内市町村に土砂災害警戒情報を発表する。また、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

(2) 町の情報の伝達

町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難情報の発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、町の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

また、住民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、町や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報を発表した際には、福島地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は町へ伝達する。伝達系統は「第3節 災害情報の収集伝達」の「防災気象情報の伝達系統図」による。

(4) 土砂災害警戒情報の発表

ア 目的

大雨による土砂災害のおそれが高まったときに、市町村長が避難情報の発令の判断や住民の自主避難の参考となることを目的とする。

県は、土砂災害警戒情報を関係市町村長に通知するとともに、広く一般に周知する。

イ 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律及び気象業務法により県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

ウ 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、発表対象地域外となっている湯川村を除く県内のすべての市町村を発表対象とする。

エ 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

(ア) 県と気象台が共同して作成・発表する情報である

(イ) 市町村長が避難情報を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。

(ウ) 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。

(エ) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。

(オ) 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。

(カ) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握するため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

オ 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

(ア) 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいてCLに達したとき、又は達するおそれがあるときに県と気象台が発表対象地域ごとに発表する。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と気象台は、福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領の別紙1「地震等発生後の暫定基準の設定について」に基づき、基準を取り扱うものとする。

	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
暫定割合（通常基準に乗じる割合）	8割	7割

(イ) 解除基準

CLを下回り、かつ短時間で再びCLを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

カ 利用にあたっての留意点

(ア) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。

(イ) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

(ウ) 町長が行う避難情報の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難情報の発令の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難情報の発令を行う。

キ 情報の伝達体制

(ア) 町は、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。

(イ) その他関係機関は、必要な伝達等の措置をとる。

2 土砂災害・斜面災害応急対策

(1) 応急対策の実施

ア 町は、住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難情報の発令及び避難誘導等を実施する。

イ 住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。

(2) 要配慮者に対する配慮

町は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報を伝達し、避難支援活動を行う。

(3) 土砂災害等の調査

ア 町は国・県と連携して、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

イ 町は、土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

(4) 応急対策工事の実施

町は国・県と連携して、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員

等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(5) 避難情報の発令の実施

ア 町は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難情報の発令及び避難誘導等を実施する。

異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

3 土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害緊急情報

国、県は、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立退きの指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市町村に通知する。

(2) 町の情報の伝達

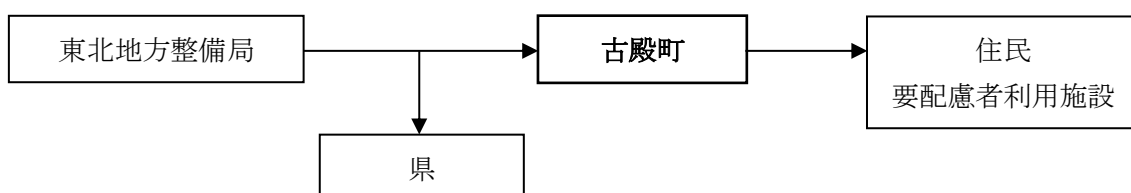
町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難情報の発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、住民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、町や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める

(3) 土砂災害緊急情報の伝達フロー

ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及びたん水の場合、国が行う。



イ 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



(4) 調査結果の通知

ア 国は、河道閉塞を原因とする土石流やたん水によって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を町、県に通知する。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を町、県に通知する。

イ 県は、地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を町に通知する。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認める時についても、この結果を町に通知する。

第9節 救助・救急

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることが最優先されるべき課題であり、発災当初の72時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら救助・救急活動を行うものとする。また、早期救出が生死を分けるため、住民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、活動を行う防災関係機関に協力することが求められる。

第1 町（消防機関を含む）による救助活動【総務課】

1 救助活動方法

町は、消防機関と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行う。救助活動は、警察、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して実施し、その状況について逐次、県に報告する。

【資料編：様式6－1 救出用車両調達先調書】

2 県等への協力要請

町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求める。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する期間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3 平常時からの措置

町は、町内で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行う。

- (1) 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立
建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくこと。
- (2) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- (3) 自主防災組織、事業所及び住民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
- (4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
- (5) 救助技術の教育、救助活動の指導

第2 自主防災組織、事業所等による救助活動【総務課】

1 救助活動方法

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自主的な救助活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図る。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡を取り、その指導を受ける。

2 平常時からの措置

風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

- (1) 救助技術、救助活動の習熟
- (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第3 消防本部による救助・救急活動【総務課】

1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り消防団員、自主防災組織及び地域住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ、救助・救急活動を実施する。
- (2) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

3 救助・救急体制の整備

古殿分署、消防団詰所及び公民館等における救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。

第4 広域応援【総務課】

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、福島県広域消防相互応援協定及び隣接消防相互応援協定等による派遣要請を行う。

町長は、必要に応じて、県を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請する。

第10節 自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

第1 災害派遣要請の要求【総務課】

1 災害派遣要請の要求

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊災害派遣の要請を求めることができる。（自衛隊法第83条）

2 町長不在時の決定者

自衛隊への災害派遣要請等緊急を要する判断については、町長が不在等で非常時における緊急を要する判断については、第1順位 副町長、第2順位 教育長、第3順位 総務課長の順とする。

3 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動（空中消火を含む）
- (6) 道路、水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の輸送
- (9) 炊飯、給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条）
- (11) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
不発弾の処理は、県警察本部（生活環境課）が窓口となる。
- (12) 予防派遣（災害に際し被害が正に発生しようとしている場合において、やむを得ないと認められる場合。）

【具体的な要請例】

ア 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合。

イ 風水害により大量に発生した風倒木を放置した場合、河川等への流出による地域住民の人命に係る二次災害の発生が予測され、他の機関の応援だけでは対処ができない場合。

(15) その他

知事（災害対策本部総括班）が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 災害派遣要請【総務課】

1 要請要領

(1) 知事への要請

町長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として県中地方振興局長を経由して、知事（災害対策本部総括班）へ要求する。

要求にあたっては、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し文書をもってする暇がない場合は、電話等により直接知事に要求し事後、文書を送達する。

この場合、速やかに県中地方振興局長へ連絡する。

ア 提出（連絡）先：県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班（県中地方振興局県民生活課経由）

イ 提出部数：2部

ウ 記載事項

（ア）災害の状況及び派遣を要する事由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）その他参考となるべき事項

エ 危機管理部危機管理総室：（024-521-7194）

(2) 自衛隊へ緊急要請

町長は、上記（1）の要求ができない場合は、町を災害派遣隊区とする部隊長（陸上自衛隊郡山駐屯地）に対して災害の状況を通知することができる。

この場合町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は特に緊急を要し、知事の要請を待つ暇がないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに速やかにその旨を知事に通知する。

2 自衛隊の災害派遣担当区域及び担当窓口

陸上自衛隊郡山駐屯地

担当区域 県中、県南、会津、南会津地方振興局管内市町村

担当窓口 第44普通科連隊第3科

【資料編：3－8 自衛隊災害派遣】

第3 自衛隊の自主派遣【総務課】

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により連絡が途絶した場合

や市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣等、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、駐屯地司令の職にある部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができるものとする。

この場合においても、できる限り早急に知事（災害対策本部総括班）に連絡し、密接な連絡調整のもと適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

駐屯地司令の職にある部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められること。

第4 災害派遣部隊の受け入れ体制【総務課】

町長、知事、警察及び消防本部等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

2 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定める。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 町における自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、町役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置する。

4 派遣部隊の受け入れ

町長は、自衛隊派遣が決定されたときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、関係出先機関の長と協議のうえ、次の事項について自衛隊受け入れの体制を整備する。

- (1) 本部事務室（現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図る。）
- (2) 宿舎
- (3) 材料置き場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- (5) 臨時ヘリポート（1機あたりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

【資料編：3－8 自衛隊災害派遣】

第5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限【総務課】

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官等がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第6 派遣部隊の撤収【総務課】

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、知事から撤収要請があった場合、又は部隊が派遣の必要がなくなつたと認めた場合に行う。

ただし、撤収にあたっては、関係機関と十分な事前調整を実施する。

第7 経費の負担区分【総務課】

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、町、県、部隊が相互調整のうえ、その都度決定する。

1 町及び県の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第11節 避難

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自らの命を自ら守るための行動」とする。

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行われなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

第1 避難情報の発令【総務課・各課】

町長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、災害のおそれがある場合は高齢者等避難（警戒レベル3）、災害のおそれが高い場合は避難指示（警戒レベル4）を発令する。

また、災害が発生した場合又は切迫している場合は緊急安全確保（警戒レベル5）を発令し、住民に対して命を守る最善の行動をとるよう呼びかけるものとする。

1 避難の実施機関

（1）実施の責任者及び基準

避難情報の発令の実施責任者は次のとおりであるが、避難情報の発令を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関が相互に連絡を行う。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険が切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難情報を発令するとともに、避難情報をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、町は、危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位なども踏まえながら、避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対応する5段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

町は、避難情報について、避難情報の発令の判断基準（例）をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、日中の明るい時間帯に避難情報の発令に努める。

また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難情報の発令と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

■ 避難情報の種類

避難情報	発表される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	「今後気象状況悪化のおそれ」 気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報であ	「災害への心構えを高める」 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

避難情報	発表される状況	居住者等がとるべき行動
	る。 早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。	
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	「 気象状況悪化 」 それぞれ大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。	「 自らの避難行動を確認 」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	「 災害のおそれあり 」 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。	「 危険な場所から高齢者等は避難 」 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	「 災害のおそれ高い 」 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。	「 危険な場所から全員避難 」 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

避難情報	発表される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	「災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）」 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されることが限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。 ※切迫：災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況	「命の危険 直ちに安全確保！」 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

■ 避難情報と防災気象情報の一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報）	町は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報					
					警戒レベル相当情報	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報（下段：土砂災害の危険度分布）	高潮に関する情報（古殿町は非該当）
						水位情報がある場合（下段：国管理河川の洪水の危険度分布※1）	水位情報がない場合（下段：洪水警報の危険度分布）	内水氾濫に関する情報		
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保（必ず発令されるものではない）		5相当	氾濫発生情報 危険度分布：黒（氾濫している可能性）	大雨特別警報（浸水害）※2	大雨特別警報（土砂災害）	高潮氾濫発生情報※3	
～～～警戒レベル4までに必ず避難！～～～										
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令）		4相当	氾濫危険情報 危険度分布：紫（氾濫危険水位超過相当）	危険度分布：うす紫（非常に危険）※4	内水氾濫危険情報（水位周知下水道において発表される情報）	土砂災害警戒情報 危険度分布：うす紫（非常に危険）※4	高潮特別警報※5 高潮警報※5
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難		3相当	氾濫警戒情報 危険度分布：赤（避難判断水位超過相当）	洪水警報 危険度分布：赤（警戒）		大雨警報（土砂災害） 危険度分布：赤（警戒）	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報		2相当	氾濫注意情報 危険度分布：黄（氾濫注意水位超過）	危険度分布：黄（注意）		危険度分布：黄（注意）	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報		1相当					

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）

下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

- ※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
- ※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。
- ※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
- ※4) 「[土砂キキクル](#)（大雨警報（土砂災害））・[洪水キキクル](#)（洪水警報の危険度分布）」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。
- ※5) 高潮警戒は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警戒を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
- 注）本資料では、気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

■ 実施の責任者及び基準

区分 \ 事項	実施責任者	措 置	実施の基準
高齢者等避難 (警戒レベル3)	町長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示 (警戒レベル4)	町長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害の発生により、町がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	町長が避難のための立退き若しくは屋内での退避等の「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場に行かない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
	町長 (災害対策基本法第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

(2) 避難情報の発令を検討すべき情報

ア 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難情報の発令を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、水位到達情報があり、この他に福島県気象情報、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値がある。

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難情報の発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難情報の発令の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）がある。

ウ その他

町で定める基準に達したとき

■ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等「キキクル」

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒

	レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

（3）避難情報の発令の判断基準の例

ア 避難情報の発令の判断基準例（河川の氾濫の場合）

避難情報の発令にあたっては、次の例を参考に、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

区 分	判 断 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令することが考えられる。 1：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・ 鮫川の古殿観測所（県）：氾濫注意水位 3.20m ① 上記の上流の水位が急激に上昇している場合 ② 上記の河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤）（警戒レベル3相当情報〔洪水害〕）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③ 上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で町内河川に「警戒」（赤）（警戒レベル3相当情報〔洪水害〕）が表示された場合 4：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、町域内に「警戒」が表示された場合 5：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択する。
【警戒レベル4】 避難指示	1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4「避難指示」を発令することが考えられる。 1：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 2：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で町内河川に「非常に危険」（うす紫）（警戒レベル4相当情報〔洪水害〕）が表示された場合 3：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、町域内に「非常に危険」（うす紫）が表示された場合 4：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通

区 分	判 断 基 準
	過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、1に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。 ※4については、対象とする地域状況を勘案し基準とするか判断すること。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば次の1～3のいずれかに該当する場合は考えられる。ただし、次のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が切迫） 1：次の水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ・鮫川の古殿観測所（県） 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） 3：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※発令基準例1～2を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、発令基準例4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難情報の発令にあたっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

イ 避難情報の発令の判断基準例（土砂災害の場合）

避難情報の発令にあたっては、次の基準を参考に、今後の気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

区 分	判 断 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害の危険度分布）が「警戒」（赤）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間

区 分	判 断 基 準
	～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ※土砂キキクル（大雨警報（土砂災害の危険度分布）は最大2時間先までの予測である。このため、上記の1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。
【警戒レベル4】 避難指示	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4「避難指示」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害の危険度分布）で「非常に危険」（うす紫）警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4「避難指示」を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） 2：土砂災害の発生が確認された場合 ※1を理由に警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みの場合、2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難情報の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

（4）指定行政機関等による助言

町は、避難情報を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

2 避難情報の内容

町長など、避難情報を発令する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難情報の発令の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知等

避難情報の発令を行った者は、概ね次により必要な事項を通知する。

(1) 町の措置

ア 住民への周知

町は、避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、町防災計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことが危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、「緊急安全確保」「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

さらに、避難情報の発令対象区域については、災害リスクを想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより、安全な地域の居住者等までもが指定緊急避難場所に避難して混雑したり、交通渋滞が発生するなどのおそれから、可能な限り絞り込むことが重要である。一方、実際の運用では、発令対象区域の居住者等にまとめて発令し、具体的な情報伝達のなかで、立退き避難を基本としつつも居住者等の自らの確認・判断で屋内安全確保も可能であることを伝達する方法も考えられる。

町は、居住者等が、自宅・施設等が災害時において立退き避難が必要な場所なのか、屋内安全確保が可能な場所なのかをあらかじめ確認・認識し、災害時にとるべき行動を自ら判断できるよう、周知徹底を図るよう努める。

イ 知事への報告

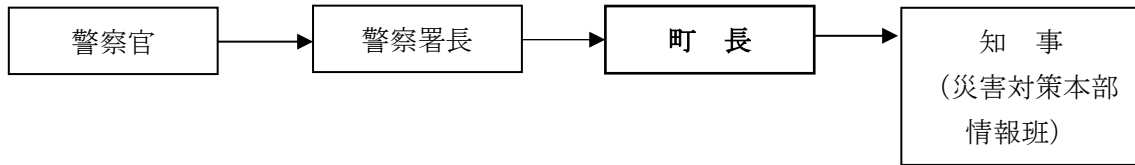
町長は、避難情報を発令したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- (ア) 避難情報の発令の有無
- (イ) 避難情報の発令時刻
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難場所及び避難経路
- (オ) 避難責任者
- (カ) 避難世帯数、人員
- (キ) 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

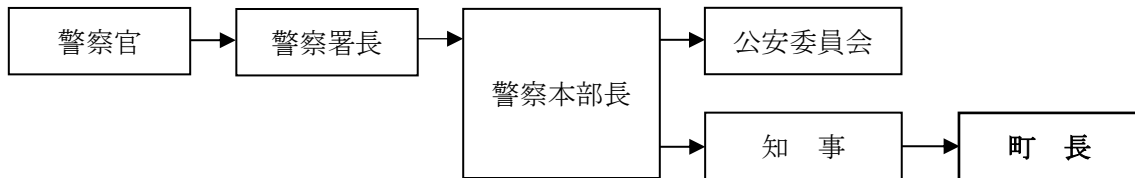
避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(2) 警察官の措置

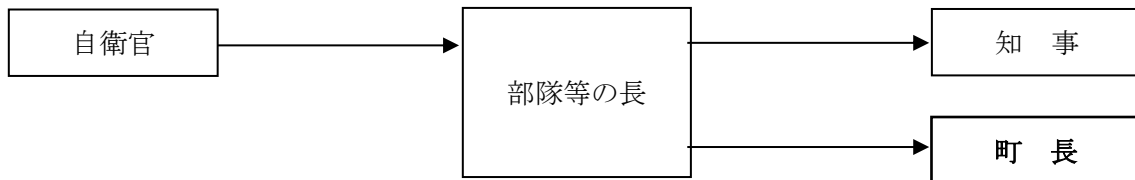
ア 災害対策基本法に基づく措置



イ 職権に基づく措置



(3) 自衛官の措置



4 避難情報の解除

町は、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

また、必要に応じて県に対し、土砂災害に関する避難情報の解除に関して、必要な助言を求める。

第2 警戒区域の設定【総務課・地域整備課】

1 警戒区域の設定権者

- (1) 町長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第23条の2）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、上記（1）～（2）の者が現場にいない場合に限る。）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条、市町村が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

2 指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとる。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難情報の発令と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置をする。

第3 避難行動【住民】

(1) 目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

ア 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
イ それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか（避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等）

ウ どのタイミングで避難行動をとれば良いか

(2) 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次のすべての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

ア 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

イ 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

ウ 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難が遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

■ 避難行動の一覧表

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物（適切な建物が近隣にあると限らない）	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保	洪水等 土砂災害
~~~~~警戒レベル4までに必ず避難~~~~~						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所（小中学校・公民館・高台等） ・安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）等	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 土砂災害
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上層階に留まる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難  警戒レベル4 避難指示	洪水等 （土砂災害は立退き避難が原則）

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

## 第4 避難の誘導【総務課・各課】

### 1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置にあたる。

### 2 避難情報の伝達

町は、防災行政無線と併用して、広報車による伝達やＬアラート、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

### 3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- (4) 誘導中は事故防止に努める。
- (5) 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行う。
- (6) 避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

### 4 避難順位及び携行品の制限

#### (1) 避難順位

避難順位は、概ね次の順序によるものとする。

- ア 傷病者
- イ 高齢者
- ウ 歩行困難な者
- エ 幼児
- オ 学童
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

#### (2) 携行品の制限

避難にあたっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、



有価証券)、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品(その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品)等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

## 5 避難路の通行確保

災害の発生により住民が安全に避難できるよう、あらかじめ指定しておいた避難路の通行を確保するほか、災害の状況により避難所が異なるので、消防団員等をもってその都度指示し誘導する。

また、警察官又は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

## 第5 避難行動要支援者対策【総務課・健康福祉課・住民税務課】

### 1 情報伝達体制

#### (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、入所者に対して過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

#### (2) 在宅者対策

町は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生児童委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達にあたっては、聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

#### (3) 外国人に対する対策

町は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ「やさしい日本語」を含む多言語での避難等の情報伝達に努める。

### 2 避難及び避難誘導

#### (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。また、情報伝達にあたっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。さらに、デイサービスセンター等の利用施設においても配慮する。

#### (2) 在宅者対策

町は、消防機関、民生児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

#### (3) 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

## 第6 広域的な避難対策【総務課】

### 1 県内市町村間の避難調整

#### (1) 被災した町の役割

町は、広域避難をする場合、町又は同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

(2) 受入元の町の役割

町は、広域避難を受け入れた場合、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

## 第7 安否情報の提供等【総務課・健康福祉課】

### 1 照会による安否情報の提供

町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

(1) 安否情報照会に必要な要件

ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項

イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ 照会をする理由

エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先

イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況

ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

### 2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

## 第12節 避難所の設置・運営

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に体育館、公民館、集会所、学校、福祉施設その他既存の建物又は応急仮設物等に受入保護することを目的として設置・運営するものとする。

### 第1 避難所の設置【総務課・各課】

#### 1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、町長が実施する。
- (2) 町だけで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。
- (3) 大規模災害などで市町村間を超える広域避難が必要となり、町で開設する避難所だけでは避難者を収容できない場合、町は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。

#### 2 町長の措置

町長は、町地域防災計画にあらかじめ指定避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、収容すべき者を誘導し、保護にあたるものとする。

なお、町はあらかじめ避難所の開設や運営方法を明確にしたマニュアルの作成に努めるものとする

##### (1) 避難所の開設

町長は、町地域防災計画に基づき、また、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

この場合、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に町職員等を維持、管理のための責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行う。

配置された町職員は、避難者に係る情報の把握と記録を行い、その都度、総務部長を通じて町長に随時報告する。

【資料編：3－1 指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所、一時避難所】

【資料編：様式7－1 避難状況調】

##### (2) 県への報告

町長は、開設報告及びその収容状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。

開設報告事項

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

【資料編：様式7-2 避難所収容者名簿】

(3) 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合、速やかに地域住民に周知するとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

(4) 避難所における措置

避難所で町長が実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。

ア 被災者の受入

町は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

また、町は、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ 被災者に対する給水、給食措置、清掃等

避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置

オ 被災者への情報提供

必要に応じ、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図ること。

カ その他被災状況に応じた応援救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(5) その他の施設の利用

町長は、あらかじめ設定した避難所で不足する場合又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

## 第2 避難所の運営【総務課・各課】

### 1 避難所運営の主体

(1) 避難所には、災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行う町職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

(2) 町長は、行政区、自主防災組織、防災士、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

- (3) 行政区、自主防災組織、防災士、ボランティア、外部支援者等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送れるように努める。

【資料編：様式7-3 ボランティア名簿】

- (4) 町や施設管理者は避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。
- (5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、町は避難所の運営を行う。
- (6) 町は、避難所の運営状況について県と連絡調整を密に行い、避難所での情報やサービスの提供に格差が生じないように、避難所運営の改善を推進する。

## 2 住民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

## 3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

### (1) 設備の整備

避難所の設置者は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保、生活環境の改善対策を講じる。

- ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド
- イ 間仕切り用パーティション
- ウ 冷暖房機器
- エ 洗濯機・乾燥機
- オ 仮設風呂・シャワー
- カ 仮設トイレ
- キ テレビ・ラジオ
- ク インターネット情報端末
- ケ 簡易台所、調理用品
- コ その他必要な設備・備品

### (2) 環境の整備

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。



#### 4 男女共同参画の視点に基づく避難所運営

町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人ひとりの多様な視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

#### 5 要配慮者対策

##### (1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

##### (2) 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。

また、介護や援護を必要とする者に対して、避難所にヘルパーを派遣するとともに、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼する。

##### (3) 健康支援活動の実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

##### (4) 栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する。

##### (5) 施設・設備の整備

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。

#### 5 指定避難所以外の被災者への支援

##### (1) 指定避難所以外の施設に避難した者への支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等などの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、各種の支援措置が確実になされるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求めるとともに、特に災害対策活動の拠点となる施設（町役場等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転する



よう求めることが必要である。

(2) 在宅被災者及び車中生活を送る被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

【資料編：様式7-4 避難収容台帳】

【資料編：様式7-5 避難所用品物品受払簿】

【資料編：様式7-6 避難所設置及び収容状況】

【資料編：様式7-7 避難所開設用施設及び器物借用簿】

【資料編：様式7-8 罹災者救出状況記録簿及び修繕簿】

【資料編：様式7-9 罹災者救出用機械器具修繕簿】

【資料編：様式7-10 罹災者救出用機械器具燃料受払簿】

### 第3 新型コロナウイルス等の感染症対策【総務課・健康福祉課・健康管理センター】

#### 1 避難所における過密状態の防止等

発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、宿泊施設等の活用等も検討する。

(1) 宿泊施設等の活用

ア 速やかな避難所の開設

(ア) 宿泊施設等を避難所として開設する必要があると判断した場合には、町は、被災状況、二次災害の可能性などの安全面を直ちに施設管理者等に確認のうえ、宿泊施設等を避難所として速やかに開設する。

(イ) 運営管理については、宿泊施設等の管理責任者が行い、避難者の体調管理等は町が行う。

イ 優先的に避難する者に対する避難先の案内

(ア) 大型の台風の接近が予想されるなど大規模な災害の発生が見込まれ、事前に確保した避難所よりも多くの避難所が必要となり、避難所として宿泊施設等を活用することが予想される場合、町は、事前に宿泊施設等の施設管理者等に空室状況等の確認及び受入のための調整を行う。

(イ) 上記の確認結果を踏まえ、当該宿泊施設等に優先的に避難する者としてリストに掲載されている者の受入が可能であり、避難所として当該宿泊施設等を開設することについて調整が整い、当該リストに掲載されている者が避難を希望する場合は、直接当該宿泊施設等に案内する。

ウ 避難者の受入

(ア) 優先的に避難する者に対する避難先の案内を行う場合は、リストに掲載されている者の情報を開設した宿泊施設等の管理責任者に提供し、リストに掲載されている者の避難が完了した後、宿泊施設等の管理責任者は町へ報告を行う。

(イ) 濃厚接触者等に該当する者は、町が開設する避難所に受入、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切な配慮に努める。

(ウ) 避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ宿泊施設等への到着時に行う。

エ 避難所の運営管理

(ア) 避難者名簿の整備、炊き出しその他による食料の供与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与、宿泊施設等と避難所又は自宅の移動手段の確保等生活環境の確保に努める。

(イ) 避難者向けに周知する情報について、指定避難所等と同様に提供する。

(ウ) 宿泊施設等において避難者に発熱・咳等の症状が出た場合は、専用のスペースを確保する。また、避難者が感染症に感染した場合の対応について、県と十分に連携のうえで、事前に検討し、これに沿って対応を行う。

(エ) 避難所運営にかかわる職員の健康状況の把握等を行う。

オ 県への支援要請

町のみでは、災害時に避難所として開設可能な宿泊施設等の確保が不足する場合は、県に支援を要請する。

(2) 親戚や知人の家等への避難

災害時に避難生活が必要な被災者に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知する。

## 2 避難所内の対策

(1) 避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ避難所への到着時に行うものとする。また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認を行う。

(2) 基本的な感染対策の徹底

物品等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

(3) 十分な換気の実施、スペースの確保等

ア 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保するよう留意する。

イ 避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウトについては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」（令和2年6月15日、府政防第1274号等）に示すレイアウト（例）を参考とする。

(4) 発熱・咳等の症状がある人のための専用スペースの確保

ア 発熱・咳等の症状がある人は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、できるだけ専用のトイレを確保する。

イ 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、できるだけ避ける。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの対策をとる。

ウ 発熱・咳等の症状がある人の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

エ 避難所のスペースの利用方法等について、事前に施設管理者等と調整を図る。

オ 発熱・咳等の症状がある人を同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

（５）濃厚接触者のための専用スペースの確保

ア 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保する。

イ 一般の避難所で十分な個室管理ができない場合には、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討する。

ウ 避難所における濃厚接触者への対応については、町及び県、保健所が十分に連携したうえで、適切な対応を事前に検討する。

エ 濃厚接触者をやむを得ず同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

（６）避難者が新型コロナウイルス等の感染症を発症した場合の対応

ア 新型コロナウイルス等の感染症を発症した場合の対応については、県及び保健所と連携のうえ、適切な対応を事前に検討する。

イ 避難所から病院への移送を含め、町及び県、保健所、医療機関が十分に連携のうえで、適切な対応を事前に検討するとともに、発災時の対応を行う。

### 3 必要な物資の備蓄

（１）新型コロナウイルス等の感染症対策に必要な物資や資材の備蓄を進める。

（２）災害時においてより迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）への情報入力・活用を行う。

### 4 適切な避難行動の周知

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難検討を周知する。

## 第13節 医療（助産）救護

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

### 第1 医療機関の被害状況等の収集、把握【健康福祉課・健康管理センター】

町は、医療（助産）救護体制の確立を図るとともに、医療機関の活動状況を住民にいち早く提供するため、医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握する。

町は、県中保健福祉事務所及び石川郡医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を収集・把握する。

医療機関の被害状況及び活動状況は、県中保健福祉事務所が一元的に管理し、県へ報告する。この場合において、医療機関は救急医療情報システムやFAX等により報告を行うこととし、有線回線が不通となり保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、無線等により報告を行う。

県は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況を、町及び関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じて住民に情報提供を行う。

### 第2 医療（助産）救護活動【健康福祉課・健康管理センター】

町、県及び関係医療機関は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、被災地内で医療（助産）救護活動を行う。

#### 1 町

（1）町は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ石川郡医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、災害の程度に即応した次の救護活動を行う。

- ア 診療（死体検案・身元管区人を含む）
- イ 応急処置、その他の治療及び施術
- ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
- エ 薬剤又は治療材料の支給
- オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
- カ 看護
- キ その他医療救護に必要な措置

（2）町は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により町の実力をもってしては十分でないと認められるときは、県に対し協力を要請する。

#### 2 その他の機関

（1）日本赤十字社福島県支部

ア 日本赤十字社福島県支部は、県の要請に基づき医療救護班を派遣して救護活動を行う。

なお、災害の状況に応じて独自の判断で救護班を派遣して、被災地の医療機能が回復、若しくは地方公共団体等による系統的な救助救出活動が開始されるまでの間

において、日本赤十字社独自の活動として、積極的な救護活動を行うことができる。

イ 医療救護班の業務内容は、「災害救助法により県の行う医療、助産、死体の処理を日本赤十字社福島県支部に委託する契約書」の定めるところによる。

ウ 近隣各支部からの応援救護班の業務等については、福島県支部と同様の取扱いとする。

(2) (一社) 福島県医師会・(公社) 福島県歯科医師会・(公社) 福島県看護協会・(一社) 福島県助産師会

ア (一社) 福島県医師会、(公社) 福島県歯科医師会、(公社) 福島県看護協会及び(一社) 福島県助産師会は、町から協力要請があり、その必要を認めたときは、石川郡医師会等に救護活動を要請する。

イ 医療救護班の業務内容は、町の医療救護班と同様とする。

(3) (一社) 福島県薬剤師会

(一社) 福島県薬剤師会は、町又は医師会等から協力要請があった場合、各支部薬剤師会に対し、救護活動に必要な医薬品等の確保と応援医薬品の荷分け、また、救護所における医薬品の管理と調剤の実施を要請する。

### 第3 傷病者等の搬送【総務課・健康福祉課・健康管理センター】

#### 1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

ア 医療救護班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

ア 医療救護班の班長は、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ 重症者等の場合は必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及び県ドクターヘリを手配する。また、自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに、町内の医療機関及び地域災害医療センター等隣接市町村の医療機関へ行う。

ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防本部が実施する。

ただし、消防本部の救急車両が確保できない場合は、町及び救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。

イ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプター及び県ドクターヘリを手配する。また、自衛隊等に対し、ヘリコプターの手配を要請する。

ウ 傷病者搬送の要請を受けた町及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受入先医療機関を確認のうえ、搬送する。

#### 2 医療スタッフ等の搬送

町は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送にあたっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。



#### 第4 医薬品等の確保【健康福祉課・健康管理センター】

町は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、県に供給要請を行う。

#### 第5 血液製剤の確保【健康福祉課・健康管理センター】

町は、災害発生後、県内血液センター施設等の被災状況を速やかに把握するとともに、日本赤十字社福島県支部を通して、状況に応じた血液の確保を図るため、次のことを行う。

- (1) 血液センターに対して被害の軽微な地域に採血車を出動するように依頼し、住民の献血による血液の確保に努める。
- (2) 近隣の都県及び日本赤十字社各支部に応援を依頼し、県外からの血液製剤の導入を図る。
- (3) 血液輸送にヘリコプターを必要とする場合には、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊に対し派遣を要請する。

#### 第6 人工透析の供給確保【健康福祉課・健康管理センター】

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、町は被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

#### 第7 広域的救護活動の調整【健康福祉課・健康管理センター】

町は、災害発生時における医療（助産）救護活動が医師等の不足、医薬品等の不足により円滑に実施できない場合には、県及び近隣市町村からの応援活動を要請するなど、広域的な調整を図る。

【資料編：様式 10－1 救護班編成及び活動記録簿】

【資料編：様式 10－2 医薬品衛生材料受払簿】

【資料編：様式 10－3 病院診療所医療実施状況】

【資料編：様式 10－4 救護班出動編成表】

【資料編：様式 10－5 救護班診療記録簿】

【資料編：様式 10－6 救護班医薬品衛生材料使用簿】

【資料編：様式 10－7 助産台帳】



## 第14節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。

### 第1 緊急輸送の範囲【総務課・各課】

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

#### 1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

#### 2 緊急輸送活動の対象

- (1) 第1段階
  - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
  - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
  - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
  - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
  - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
  - カ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料
- (2) 第2段階
  - 第1段階に加え、
  - ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
  - イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
  - ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
  - 第2段階に加え、
  - ア 災害復旧に必要な人員及び物資
  - イ 生活必需品

#### 3 輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

## 第2 緊急輸送路等の確保【総務課・地域整備課】

### 1 緊急輸送路の確保

- (1) 各道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、「第2章第8節 緊急輸送路等の指定」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

- (2) 各道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、各道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

### 2 陸上輸送拠点の確保

町は、あらかじめ指定した広域陸上輸送拠点及び町の物資受入拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図る。

### 3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

## 第3 輸送手段の確保【総務課・地域整備課】

### 1 車両の確保

輸送に使用する車両は、町所有の車両を使用するが、町所有車両によって輸送が十分でないと町長が認めた場合には、民間業者及び県等、関係機関に応援を求めて輸送の確保にあたる。

なお、あらかじめ緊急通行車両に該当する車両は、警察本部又は石川警察署に事前届出の申請を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておくものとする。

## 第4 緊急輸送路の情報の集約と提供【総務課・地域整備課】

- (1) 道路管理者は、緊急援助物資等の円滑な輸送のため、通行可能な道路の情報を県へ提供する。
- (2) 道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から行われる県からの指示について、道路管理者である町は、随時協力する。

## 第15節 災害警備活動及び交通規制措置

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

### 第1 災害警備活動【総務課】

#### 1 実施機関

県警察本部（石川警察署）

#### 2 警備活動

##### （1）災害情報の収集

県警察本部（石川警察署）は、多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動にあたる。

##### （2）救出援助活動

県警察本部（石川警察署）は、把握した被害状況に基づき、災害警備部隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、消防本部等の防災関係機関と連携して救出援助活動を行う。

##### （3）避難誘導活動

避難誘導を行うにあたっては、緊急の場合を除き、町等と緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施する。

##### （4）身元確認等

県警察本部（石川警察署）は、町等と協力し、検視・死体調査の要因・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

##### （5）二次災害防止措置

県警察本部（石川警察署）は、二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、災害対策本部等に伝達し、避難情報の発令を促すなど二次災害の防止を図る。

##### （6）社会秩序の維持

県警察本部（石川警察署）は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努める。

##### （7）被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

県警察本部（石川警察署）は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。

##### （8）相談活動の実施

県警察本部（石川警察署）は、町等と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努める。

(9) ボランティア活動の支援

県警察本部（石川警察署）は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。

## 第2 交通規制措置【総務課・地域整備課】

### 1 被害状況の把握

県警察本部（石川警察署）は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進する。

### 2 被災地域への流入抑制及び交通規制の実施

県警察本部（石川警察署）は、被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

なお、隣接する地域に係る災害が発生した場合等においても、交通規制を行う場合がある。

(1) 被災地域への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、県公安委員会は次により、緊急交通路の確保を図るものとする。

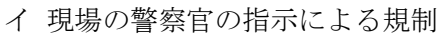
ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

イ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、広域的に行う。

(2) 交通規則の方法等

ア 標示の設置による規制

県公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は、区間の道路の入口、これらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条 別記様式第2に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規則の内容を周知する。



## ウ 迂回路対策

## 工 広報活動

- 183 -



別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2様下）



備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第4（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第3様下）

第 号	
年 月 日	
緊急通行車両確認証明書	
知 事 ㊤ 公 安 委 員 会 ㊤	
番号欄に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	
使用者	住 所 ( ) 局 番
氏 名	
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地 目 的 地
備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

（3）緊急通行車両に係る確認手続き

ア 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の番号標を有しているものを除く）。

イ 確認手続き

県又は県公安委員会（警察本部（石川警察署））は、車両の使用者の申出により、当該車両が災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書については、当該車両に備え付ける。

（4）緊急通行車両等の事前届出・確認手続

ア 県公安委員会は、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「大規模災害に伴う交通規制の実施及び緊急通行車両等事務取扱要領」に基づき行う。

イ 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して災害対策基本法施行令第33条第1項に定める確認を行う。

ウ 県公安委員会は、事前届出の申請等の処理について、知事と必要な調整を図る。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図る。



### 3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

- (1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

- (2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

### 4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行確保のための警察官等による措置は次のとおりである。

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。

この場合において、警察官は、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破損する事ができる。

- (3) 前記(1)及び(2)を警察官がその場にいない場合に限り、派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行に準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

- (4) 県公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置等を要請することができる。

## 第16節 防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

### 第1 防疫活動【健康福祉課・健康管理センター・地域整備課】

#### 1 防疫組織

福祉部・保健衛生部は、県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進にあたる。

#### 2 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

#### 3 消毒の実施

- (1) 知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適切な場所に配置する。

#### 4 ねずみ族昆虫等の駆除

- (1) 知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、厚生労働省令の規定に従い行う。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適切な場所に配置する。

#### 5 生活の用に供される水の供給

- (1) 知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。
- (2) 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法で行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。
- (3) 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

#### 6 臨時の予防接種

知事の命令に基づき実施する。実施にあたっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

#### 7 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いため、町は、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

## 8 報告

### (1) 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに県中保健福祉事務所長を経由して知事に報告する。

【資料編：様式5-1 被害状況報告書】

### (2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施した場合、防疫活動状況報告（平成14年8月福島県感染症対策マニュアル災害様式5）に記載する事項を毎日県中保健福祉事務所長を経由して知事へ報告する。

【資料編：様式11-1 被害状況報告書】

【資料編：様式11-2 防疫活動状況報告書】

【資料編：様式11-3 災害防疫業務完了報告書】

【資料編：様式11-4 地区別被害調査票】

## 第2 食品衛生監視【健康福祉課・健康管理センター・地域整備課】

町は、必要に応じ、県に対し次の活動支援を要請する。

- (1) 炊き出し等の食品による食中毒に関する指導助言
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他の食品に起因する危害発生の防止

## 第3 栄養指導【健康福祉課・健康管理センター】

### 1 栄養指導班の編制及び派遣

町は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に管理栄養士・栄養士を派遣するとともに、保健指導班と連携して、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の栄養・食生活支援を行う。

### 2 栄養指導活動内容

#### (1) 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

町が設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

#### (2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

#### (3) 食生活相談者への相談・指導の実施（災害弱者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー

等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

(4) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

#### 第4 保健指導【健康福祉課・健康管理センター】

町の保健師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士等は、災害の状況によっては、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回し、上記の栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生児童委員、地域住民との連携を図りながらコーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

#### 第5 精神保健活動【健康福祉課・健康管理センター】

##### 1 精神科医療体制の確保

町は、災害の状況に応じ、県に対し、精神科救護所の設置及び災害派遣精神科医療チーム（DPAT）による精神科診療体制の確保を要請する。

##### 2 被災者のメンタルヘルスケア

町は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ、県に対し、災害派遣精神科医療チーム（DPAT）による避難所等の巡回を要請し、メンタルヘルスケアを実施する。

##### 3 精神科入院病床及び搬送体制の確保

町は、県の協力のもと、入院医療及び保護を必要とする被災者のために、精神科病床及び搬送体制を確保する。

#### 第6 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達【健康福祉課・健康管理センター】

##### 1 防疫及び保健衛生機材の備蓄対策

- (1) 災害時における防疫業務実施基準に基づいた防疫活動の実施が、円滑にできるよう必要量の確保を図る。
- (2) 災害時の医薬品等取扱施設における、防疫及び衛生器材等の品質の安全確保について、管理・責任体制を明確にするよう自主対策の推進を図る。

##### 2 調達計画

- (1) 災害発生後は速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を調査し、その機能の活動範囲を把握する。
- (2) 災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関と連携をとり、防疫資材の調達に努める。

## 第7 動物（ペット）救護対策【健康福祉課】

被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずる。

## 第17節 廃棄物処理対策

災害時に発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき（以下「災害廃棄物」という。）の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

### 第1 実施機関【健康福祉課】

災害が発生した場合に町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物処理の実施にあたる。

ただし、町内の被害が甚大であり町限りで処理不可能な場合は、県、又は他市町村の応援を求めて実施する。

### 第2 災害廃棄物処理【健康福祉課】

#### 1 排出量の推定

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

町（石川地方生活環境施設組合を含む。以下この節において同じ）は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、平常時に策定している災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場や中間処理施設、最終処分場等を確保し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

#### 2 収集体制の確保

- （1）町は、被災等における生活環境の保全・公衆衛生の確保の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用等による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて、近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。
- （2）町は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整備する。
- （3）ボランティア・NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、町社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- （4）町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には集中的に実施する。

#### 3 処理対策

- （1）生ごみ等腐敗性のある廃棄物  
生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできるだけ早急に収集を行うよう、第一にその体制確立を図る。
- （2）粗大ごみ等



粗大ごみ及び不燃物廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬送は、その処理が困難となる場合が想定されるので、町は必要に応じて環境保全に支障がない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じる。なお、搬送する際は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどに分別するものとする。

### (3) がれき等

ア がれきの処理については、原則として町又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理することとなるため、町、県、国及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保を図る。

イ 建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、町は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

ウ 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県へ協力要請を行う。

## 第3 し尿処理【地域整備課・健康福祉課】

### 1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。

町は、上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り排水機能を活用するとともに、水洗化の状況、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等のくみ取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があり、一時的には処理量が増加すると考えられるため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等の設置を行う。

### 2 収集体制の確保

被災地域に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能となった状態から7日間を限度として、また、処理場の搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣の処理場に処理を依頼する等の方策を講ずる。

このため、町は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整備する。

### 3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行う。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、洗浄水の断水に対処するため、普段から水くみ置き普及を図る。

また、水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。

## 第4 廃棄物処理施設の確保及び復旧【健康福祉課】

### 1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあるので、普段より施設の維持管理を十分に行う。

### 2 復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県に報告するなどの処置を講ずる。

## 第5 応援体制の確保【健康福祉課・地域整備課】

町は、被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

また、町は、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

## 第18節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品、飲料水、燃料等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する。

### 第1 給水救援対策【総務課・地域整備課】

#### 1 飲料水供給の概要

町は、県及び国の協力を得ながら災害による被災者に対して、当初は概ね最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行う。

#### 2 飲料水の応急給水活動

##### (1) 町の対応

ア 町は、給水班を組織し応急給水を実施する。

イ 町は、水道事業者が確保した飲料水のほか非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、下記の方法により実施する。

(ア) 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

(イ) 指定避難所等における「拠点給水」

(ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

##### (2) 県への支援要請

町は、必要に応じ、他の市町村の水道事業者、国の救援及び応急給水用飲料水の衛生指導等について県へ支援を要請する。

#### 3 生活用水の確保

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

### 第2 食料救援対策【健康福祉課・住民税務課】

#### 1 対応の概要

町は、県と連携し、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

このうち、県が広域的に調達確保を行う場合は、県内市町村、東北農政局福島地域センターなどと連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。

さらに、県は、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、国の物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部等に物資の調達を要請する。

## 2 調達及び供給

町は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の食料を調達し、備蓄食料と併せて被災者等に供給する。

食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保についても配慮する。

【資料編：様式8－4 炊き出し給与簿】

【資料編：様式8－5 食料現品給与簿】

【資料編：様式8－6 炊き出しその他による食料給与物品受払簿】

【資料編：様式8－7 炊き出し用物品借用簿】

## 第3 生活必需物資等救援対策【健康福祉課・住民税務課】

### 1 供給方針

町は、県と連携し、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等を調達し、供給する。

このうち、県が広域的に調達確保を行う場合は、県内市町村、東北経済産業局、日本赤十字社福島県支部などと連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。

さらに、県は、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、国の物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部等に物資の調達を要請する。

### 2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行う。

#### (1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

#### (2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、消毒液等

#### (3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

#### (4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

### 3 生活必需物資等の調達及び供給

町は、備蓄生活必需物資等及び調達計画に基づき、地区内小売業者等から調達し、被災者等に供給する。

#### 4 被災者への給与

避難所においては、被災者個人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

【資料編：様式8－8 救出物資受払簿】

【資料編：様式8－9 救助物資引継書】

【資料編：様式8－10 世帯構成員別被害状況調】

【資料編：様式8－11 救助物資購入（配分）計画表】

#### 第4 燃料等の調達・供給対策【総務課・産業振興課】

##### 1 調達・供給対策

- (1) 町は、防災拠点等の重要施設の燃料確保が困難な場合には、県に対して緊急供給要請を行う。
- (2) 町は、避難所や緊急通行車両、災害応急対策のために使用する車両等の燃料の確保が困難な場合には、福島県石油業協同組合に対して燃料等の供給を要請する。

##### 2 燃料等の範囲

調達する燃料等は、ガソリン、灯油、軽油、A重油、ジェット燃料等とする。

#### 第5 支援物資等の支援体制【総務課・健康福祉課・住民税務課】

町は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

#### 第6 義援物資及び義援金の受け入れ【総務課・出納室】

##### 1 義援物資の受け入れ

- (1) 受け入れ物資リストの作成及び公表

町は、関係機関等の協力を得ながら、受け入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県及び町の災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努める。

- (2) 個人等からの義援物資の辞退

町は、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受入を辞退する。

さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資と同様に辞退する。

なお、町は、上記の受入を辞退することについては、町ホームページや報道機関を通じて、速やかに公表する。

## 2 義援金の受け入れ

町は、あらかじめ義援金の受け入れ体制を整える。



## 第19節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を実施する。

### 第1 被災のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談【健康福祉課・地域整備課・住民税務課】

#### 1 県

県は、被災地において被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び「建築物応急危険度判定コーディネーター」、大規模かつ広範囲に被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する「斜面判定士」の各判定士を養成し、登録するとともに、大規模な災害が発生した場合においては、各判定士の協力を得て、被災地に判定士等を迅速に派遣する。

#### 2 町

町は、県が実施する判定士制度の確立に協力するほか、災害時には倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のため、住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努める。

### 第2 障害物の除去等【総務課・健康福祉課・地域整備課】

#### 1 住宅関係障害物の除去

##### (1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合、町長はその障害物の除去を行う。

- (ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には、町が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県に派遣（応援）要請を行う。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、（一社）福島県建設業協会（以下この節において「県建設業協会」という。）からの資機材、労力の提供等協力を求める。

##### (2) 災害救助法を適用した場合の除去

##### ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土砂、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

なお、「第20節 応急仮設住宅の供与」に規定する応急仮設住宅との併給は認められない。

##### イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行う。

ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

エ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

【資料編：様式4－1 公用負担命令書】

【資料編：様式4－2 公用負担命令権限証】

## 2 道路における障害物の除去

- (1) 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する各道路管理者が行う。
- (2) 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

## 3 河川における障害物の除去

- (1) 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者（町長）・水防団長（消防団長）、消防組織法に規定する消防機関の長が行う。
- (2) 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行う。
- (3) 水防管理者（町長）、水防団長（消防団長）及び消防機関の長は、水防法第29条の規定による緊急措置を行う。

## 4 空家等の除却

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、緊急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

## 5 除去等した障害物の集積

除去等した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には石川地方生活環境施設組合の設置する廃棄物処理施設へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保する。

なお、町においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図る。

- (1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない公共用地を選定する。
- (2) 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結する。

## 6 関係機関との連携

町は、県、国の出先機関、県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努める。

なお、県建設業協会（支部）の協力により調達された資機材等の集積場所又は人員の集合場所は、県中建設事務所長が応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して指示する。

【資料編：様式 13－1 障害物除去該当者調】

【資料編：様式 13－2 障害物除去該当者選考調書】

【資料編：様式 13－3 障害物除去の実施状況記録簿】

### 第3 災害相談対策【健康福祉課・各課】

#### 1 臨時災害相談所の開設

町は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施する。

町は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努める。

#### 2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や状況を検討して決めるものとする。

この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する各部局及び国の出先機関を含む関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

#### 3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- (4) その他住民の生活に関すること。

## 第20節 応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

### 第1 応急仮設住宅の建設【総務課・地域整備課】

#### 1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案について、町と共同して行う。
- (2) 災害救助法適用の市町村が本町のみである場合は、知事は建設を町長に委任することができる。
- (3) 町は、平時においてあらかじめ、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害等各種災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行う。
- (4) 町は、県と連携のもと、応急仮設住宅の建設にあたり、資材の調達及び要員の確保について、(一社)プレハブ建築協会等に対し、あらかじめ締結した協定に基づき協力を要請する。

#### 2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

##### (1) 入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住宅がない者又は避難情報の発令等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。

また、「第19節 障害物の除去」に規定する住宅の応急修理との併給は原則認められないが、住宅の応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

##### (2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町長の協力を求めて行う。

ただし、県は状況に応じて町長に事務委託することができる。

##### (3) 規模・構造及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸あたり平均29.7平方メートル（9坪）とする。

イ 応急仮設住宅の設計にあたっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様は、すべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。

ウ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

#### (4) 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により選定する。

なお、選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するとともに、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮する。

ア 公営住宅敷地内空地

イ 公園及び広場

ウ 県有施設敷地内空地

エ 国・市町村が選定供与する用地

オ その他の適地

町は、「災害時における応急仮設住宅供給に係る報告要領」に基づき、応急仮設住宅の建設可能地の把握を進める。

#### (5) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に 10 戸以上の仮設住宅を設置する場合、内閣総理大臣と協議のうえ、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

#### (6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

#### (7) 着工及び完成の時期

ア 着工の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに建設する。

イ 着工時期の延長

大災害等で 20 日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

ウ 供与期間

完成の日から建築基準法第 85 条第 4 項の規定による期限内（最高 2 年以内）とする。

### 3 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生

活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

## 第2 賃貸型応急住宅等の提供【総務課・地域整備課】

### 1 賃貸型応急住宅の提供

町は、民間賃貸住宅の空き家等が存在した場合や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合及び長期間の避難が予想される場合等の事情がある場合、町は、県の支援のもと、公営住宅や（公社）福島県宅地建物取引業協会を通して民間賃貸住宅を提供することができる。

なお、入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準ずるものとするが、入居先の決定にあたっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のため、地域単位での入居等も検討する。

### 2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制の整備を図る。

## 第3 住宅の応急修理【総務課・地域整備課】

### 1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うが、対象とする住家の選定について、町と共同して行う。
- (2) 災害救助法適用の市町村が本町のみである場合は、知事は応急修理を町長に委任することができる。

### 2 実施方法等

#### (1) 応急修理対象者

ア 次の要件をすべて満たす者とする。

(ア) 準半壊、半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

(イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

(ウ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が



困難な者については災害発生の日から原則6か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

イ 準半壊、半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること

資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること

(2) 修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(3) 応急修理の期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）に完了すること。

【資料編：様式9-1 応急仮設住宅入居該当者調】

【資料編：様式9-2 応急仮設住宅該当対象者選定調書】

【資料編：様式9-3 応急仮設住宅入居者台帳】

【資料編：様式9-4 住宅応急修理記録簿】

【資料編：様式9-5 応急修理該当者調】

【資料編：様式9-6 応急修理施行対象者選定調書】

## 第21節 死者の搜索、遺体対策等

町は、災害により死亡していると推定される者について、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

### 第1 全般的な事項【総務課】

#### 1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。  
そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する。

#### 2 石川郡医師会等との協力体制の整備

町は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認については、あらかじめ県警察本部（石川警察署）及び石川郡医師会等との協力体制の整備を図る。

#### 3 広域的な遺体処理体制の整備

町は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、棺、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努める。  
この場合において、必要に応じ、県へ支援を要請する。

### 第2 遺体の搜索【総務課】

#### 1 搜索活動

町は、県、県警察本部（石川警察署）、消防本部及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。

この場合において、町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

#### 2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、次の基準で実施する。

- (1) 救助実施者が遺体の搜索を実施するにあたっては、搜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付する。
- (2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

### 第3 遺体の収容【総務課】

#### 1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師による検案を終えた遺体は、町が県に報告のうえ、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮する。

## 2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

### (1) 遺体収容所（安置所）の開設

町は被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所（安置所）を開設し、遺体を収容する。

収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

### (2) 遺体の収容

町は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定める。

## 3 災害救助法を適用した場合の遺体の処理

災害の際死亡した者について遺体に関する処理は、次の事項について行う。

- (1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として県の医療救護班によって行う。）
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案・身元確認（原則として県の医療救護班によって行う。）
- (4) 遺体の検視（原則として警察官が、各種法令等に基づいて検視を行う。）
- (5) 遺体の搬送（原則として総務部が実施する。）

## 第4 遺体の火葬・埋葬【健康福祉課・住民税務課】

### 1 遺体の火葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、町が実施する。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬にあたっては、火葬、埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとる。

#### (1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡す。

#### (2) 火葬場の調整

ア 町は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多くなる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し適正な配分に努める。

イ 町は、火葬許可にあたっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

## 2 災害救助法適用の場合の火葬・埋葬

災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬は、次の基準で実施する。

- (1) 火葬・埋葬は原則として町内で実施する。
- (2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとする。

るが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、町は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）する。

（３）遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影するなど記録した上、上記（２）に準じて実施する。

（４）費用・期間等

ア 次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。

（ア）棺（付属品を含む）

（イ）埋葬又は火葬

（ウ）骨つぼ又は骨箱

イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第１「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

## 第22節 生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する。

### 第1 上水道施設等応急対策【地域整備課】

町は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

#### 1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

復旧にあたっては、緊急度の高い医療施設、災害応急・復旧対策の中核となる役場庁舎などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

#### 2 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者等、県等の他の機関への支援要請にあたっては、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

町は、災害による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、水道事業者等の相互応援の状況を踏まえつつ、近隣市町村の水道事業者、関係団体並びに県に対して広域的な支援を要請する。

#### 3 的確な情報伝達・広報活動

町は、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時すみやかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

### 第2 下水道施設等応急対策【地域整備課】

町は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、必要な応急措置や応急復旧を行う。

#### 1 実施機関

下水道管理者（町長）

#### 2 要員の確保

あらかじめ定めた緊急時の配備体制により、要員の確保を図る。

#### 3 応急対策用資機材の確保

施設の実情に即して、応急対策資機材の確保を図る。

#### 4 復旧計画の策定

次の事項等を基準として復旧計画の策定に努める。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の確保

## 5 広報

施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

## 第3 電力施設応急対策【東北電力ネットワーク(株)】

### 1 災害対策組織の設置

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ、災害対策組織を設置する。

### 2 人員の確保

- (1) あらかじめ定めている従業員の動員体制に基づき、対策要員を確保する。
- (2) 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社に要員の応援を要請する。

### 3 応急復旧用資機材の確保等

- (1) 対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、速やかに確保する。
- (2) 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した輸送会社の車両、ヘリコプター、その他実施可能な運搬手段により行う。
- (3) 復旧資材置場及び仮設用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てる。

### 4 災害時における広報

災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行う。

### 5 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関災害対策組織に報告する。

### 6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態を考慮して、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

### 7 復旧計画等



復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を考慮して、供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行う。

なお、復旧順位については人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎等を優先することとし、必要に応じて県災害対策本部と協議調整を行う。

## 第4 ガス施設（LPガス）応急対策【LPガス販売店】

### 1 出動体制

台風等風水害の発生が予測される場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うものとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講じる。

### 2 （一社）福島県LPガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

#### （1）台風等風水害等による災害が発生した場合等

台風等風水害により災害が発生し、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置する。

#### （2）復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請する。

### 3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報する。

#### （1）平常時の広報活動

需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接PRを行う。

#### （2）二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報するものとする。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

### 4 被害状況の把握（情報収集）

台風等風水害により、災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告する。

#### （1）需要家からの情報

ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集

イ 需要家の家屋被害状況

(2) 一般被害状況に関する情報

- ア 人身災害発生情報及び電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況
- イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
- ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) 特定供給設備の被害情報

## 5 復旧計画等

(1) 県LPガス協会の現地災害対策本部は、次に掲げる事項を把握し、復旧作業計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告する。

- ア 被害状況の概要
- イ 復旧応援要員の要請
  - (ア) 救援を必要とする作業内容
  - (イ) 要員
  - (ウ) 資器材及び工具車両
  - (エ) 救援隊の出動日時・集結場所等
- ウ 復旧作業の日程
- エ 仮復旧の見通し
- オ その他必要な対策

(2) 復旧作業計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行う。

(3) 復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

## 第5 電気通信施設等応急対策【各通信事業者】

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

### 1 電話（通信）の確保

(1) 災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。

この場合、県、町（町本部）及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡にあたる。

### 2 電話（通信）の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり、設備、資機材の点検を行う。

- ア 電源の確保
- イ 災害対策用機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備
- ウ ビル建築物の防災設備の点検
- エ 工事用車両、工具等の点検
- オ 保有する資材、物資の点検
- カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- ア 通信の利用制限
- イ 非常通話、緊急通話の優先・確保
- ウ 無線設備の使用
- エ 非常用公衆電話の設置
- オ 臨時電報、電話受付所の開設
- カ 回線の応急復旧

(3) 応急復旧対策

ア災害により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

(ア) 応急復旧工事

- a 電気通信設備を応急的に復旧する工事
- b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(イ) 原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復旧する工事

(ウ) 本復旧工事

- a 被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- b 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

イ 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた次の表の順位にしたがって実施する。

順位	復旧する電気通信設備
1	○ 気象機関に設置されるもの     ○ 水防機関に設置されるもの     ○ 消防機関に設置されるもの     ○ 災害救助機関に設置されるもの     ○ 警察機関に設置されるもの     ○ 防衛機関に設置されるもの     ○ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの     ○ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの     ○ 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	○ ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの     ○ 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの     ○ 選挙管理機関に設置されるもの     ○ 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの     ○ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの     ○ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

## 第6 放送施設等応急対策【各放送局】

### 1 日本放送協会福島放送局

災害が発生した場合は、迅速かつ的確に要員及び機器を確保し、放送体制を確立する。地方自治体、警察、消防、気象台等との緊密な連携のもと、被災状況を的確に把握し、災害情報、生活情報等を提供し、人心の安定と災害復旧に資するための放送を実施する。

### 2 ラジオ福島

災害が発生した場合は、「災害時における放送実施体制要領」に基づき、災害対策本部の設置、放送機器の確保、速報体制の確立、速報の実施等の措置を速やかに行う。

### 3 福島テレビ

災害が発生した場合は、「非常事態対策要綱」に基づき、住民に必要な情報を伝達する放送の公共的使命に鑑み、その業務執行体制を敷き、非常事態対策本部のもとに、総務対策部、放送対策部を置き、非常時情報を放送するために対応する。

### 4 福島中央テレビ

放送施設の機能が損なわれる規模の災害が発生した場合は、「F C T非常事態対策要綱」に基づく対策本部を速やかに設置する。

各対策部はあらかじめ定められた分掌により、災害の規模、地域に応じた適切な措置を取るものとする。

系列局との連携を密にし、災害時においては相互協力のもとに放送施設の機能回復及び災害放送の継続に努める。

### 5 福島放送

非常災害が発生した場合は、「非常対策規定」に基づき、非常災害対策本部を設置し、放送対策、管理対策に分類した応急復旧活動に努める。

## 6 テレビユー福島

「非常災害時放送対策要綱」に基づき、非常災害対策本部を設置し、情報収集、放送の確保及び非常災害時編成要領に従い番組を放送するとともに、マニュアルにより応急復旧活動に努める。

## 7 エフエム福島

災害が発生した場合は、「エフエム福島非常災害対策要領」に基づき、速やかに必要な措置をとる。

なお、放送施設の確保、災害放送の継続等についても全国FM協議会加盟局と連携を密にして応急復旧活動に努める。

## 第23節 文教対策

町教育委員会及び小中学校長等は、災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を定める。

### 第1 児童生徒等保護対策【町教育委員会】

#### 1 学校等の対応

- (1) 園長と校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とし、屋外の移動が危険な場合は学校等が保護する。  
ただし、児童生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。  
また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち、帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出等の防災活動を行う。

#### 2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等に集める。
- (2) 児童生徒等の誘導・退避にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 病弱及び障がい児については、あらかじめ介護体制等の組織を作る等、十分配慮する。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方  
法で確実にを行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保した後、本部の指示により防災活動にあたる。

### 第2 応急教育対策【町教育委員会】

#### 1 応急教育の実施

町教育委員会は、災害時において学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

#### 2 被害状況の把握及び報告

各学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し町教育委員会等に報告する。

#### 3 児童生徒等・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 町教育委員会は、各校の児童生徒等・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。



- (2) 町教育委員会は、調査の結果、必要のあるときは、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- (3) 町教育委員会は、必要のある時に、児童生徒等・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。
- (4) 町教育委員会は、災害後も必要に応じて継続的に、児童生徒等・教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

#### 4 教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

- (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理  
被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。
- (2) 学校の相互利用  
授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用する。
- (3) 仮設校舎の設置  
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。
- (4) 公共施設の利用  
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

#### 5 教員の確保

町教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として県教育委員会と協議し、次により教員を把握・確保する。

- (1) 臨時参集  
教員は、原則として各所属に参集する。  
ただし、交通途絶で出勤不可能な場合は、最寄りの学校（幼・小・中学校の別）に参集する。
  - ア 参集教員の確認  
各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を把握する。
  - イ 参集教員の報告  
学校で掌握した参集教員の人数に基づき、町教育委員会が取りまとめ、県中教育事務所及び県教育委員会に報告する。
  - ウ 教員の配置  
町教育委員会は、前項で報告した人数に基づき、県中教育事務所等関係機関と連絡調整のうえ、教員の適正配置に努める。
  - エ 臨時授業の実施  
通信途絶又は、交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整える。

## (2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く平常授業に支障をきたす場合は、県教育委員会と協議のうえ、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を行う。

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の処置
1 校舎の一部が使用不能の場合	(1) 特別教室、屋内体育館等を使用する。 (2) 二部授業を行う。	ア 欠員者の少ない場合は、学校内で調整する。 イ 管内隣接校からの応援要員の確保を考える。 ウ 管内隣接校の協力を求める。 エ 短期、臨時的にはPTAの協力を求める。(退職教員等) 欠員(欠席)が多数のため、イ、ウの方途が講じられない場合は、県において配置するよう県教育委員会に要請する。
2 校舎の全部が使用不能の場合	(1) 公民館、集会所等の公共施設を利用する。 (2) 隣接校の校舎を利用する。 (3) 黒板、机、椅子等の確保計画を策定する。	
3 特定の地域全体について相当大きな被害を受けた場合	(1) 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮する。 (2) (1)の場合は、隣接校又は、公民館等の公共施設の使用計画を作る。 (3) 応急仮設校舎の設置を考える。	
4 町内全域に大被害を受けた場合	(1) 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用する。	

## 6 学用品の確保

- (1) 町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その書類、数量を調査し県教育委員会に報告する。
- (2) 町教育委員会は、前項の調査に基づき、教科書等の学用品の確保のため、必要な措置をとる。

【資料編：様式 14-1 被災教科書及び教科書学用品交付簿】

【資料編：様式 14-2 学用品購入(配分)計画書】

【資料編：様式 14-3 学用品受払簿】

【資料編：様式 14-4 教科書購入(配分)計画書】

## 7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため町教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておく。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら避難所の運営にあたる。

## 8 児童生徒等のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童生徒等に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

### 第3 文化財の応急対策【町教育委員会】

文化財が被災した場合は、町教育委員会はその被害状況を調査し、県教育委員会に報告する。また、状況に応じて、県教育委員会の指示を受け修理等を行う。

- (1) 被害の大小に関わらず、文化財の周囲に防御柵を設けるなどして、現状保存を図る。
- (2) 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずる。
- (3) 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意する。
- (4) 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認のうえ、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の保管場所が損壊した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

【資料編：3－9 県・町指定文化財一覧】

## 第24節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第11節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

### 第1 要配慮者に係る対策【健康福祉課・各関係機関】

#### 1 在宅の要配慮者の把握と対応

災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は次の点に留意し、民生児童委員や民間事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- (1) 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。
- (2) 避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、次の措置をとる。
  - ア 避難所及び福祉避難所へ移動する。
  - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行う。
  - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努める。
- (3) 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。また、避難の長期化等必要に応じ、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努める。
- (4) 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築する。
- (5) 町は、被害状況を総合的に勘案し、避難所等に派遣する福祉専門職員等が不足すると認めるときは、県に支援を要請する。

【資料編：3－1 指定避難所、指定緊急避難場所、福祉避難所、一時避難所】

### 第2 社会福祉施設等に係る対策【健康福祉課・各施設管理者】

#### 1 社会福祉施設等における対策

- (1) 被災した社会福祉施設等においては、「第11節 避難」の避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。

- (3) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、町、県等に支援を要請する。

## 2 町の支援

町は、次の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請する。
- (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努める。

## 第3 障がい者及び高齢者に係る対策【健康福祉課】

### 1 障がい者及び高齢者の把握と対応

町は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
- (5) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

## 第4 児童に係る対策【健康福祉課・町教育委員会・こども園】

### 1 要保護児童の把握

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に通報がなされるような措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入や里親への委託等の保護を行う。

### 2 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

## 第5 外国人に係る対策【健康福祉課・住民税務課】

### 1 避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

### 2 安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認に努める。

### 3 情報提供

#### (1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

#### (2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信、SNS等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努める。

### 4 相談窓口の開設

町は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。



## 第25節 ボランティアとの連携

町内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図る。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

### 第1 ボランティア団体等の受入【健康福祉課・町社会福祉協議会】

#### 1 ボランティアの受入

大災害が発生した場合、町は県と連携のもと、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受入れる。

また、ボランティアの受入、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、県内のボランティア団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを、町社会福祉協議会に設置し対応にあたる。

#### 2 情報提供

町は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、町ボランティアセンターの中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にするとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

特に、発災直後においては、県及び近隣市町村や報道機関の協力をえて、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。

#### 3 活動拠点等の提供

町は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

#### 4. 新型コロナウイルス感染症等対策

- (1) 「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」（令和2年6月1日、NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD））、「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協VCの考え方～」（令和2年6月1日、社会福祉法人全国社会福祉協議会）の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組む。
- (2) ボランティア活動に必要なマスク、フェイスシールド、消毒液等の物資の購入、ボランティアの受付や輸送に必要な費用等、町が新型コロナウイルス感染症へ対応するために要する経費については、可能な限り国の補助金等の活用を検討する。

## 第2 ボランティア団体等の活動【健康福祉課・町社会福祉協議会】

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊きだし、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- (9) 無線による情報収集及び伝達
- (10) 被災ペットの救護活動

なお、組織化されていないボランティアについての受入にあたっては、ボランティアが居住している市町村が、町社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、効率的な活用を図る。

また、町は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受入は行わない。

## 第3 ボランティア活動保険の加入促進【健康福祉課・町社会福祉協議会】

町及び町社会福祉協議会は、ボランティア活動保険への加入を広報等を通じて呼びかける。

## 第26節 危険物施設等災害応急対策

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

### 第1 危険物施設応急対策【総務課】

#### 1 出動体制

危険物取扱事業者は、危険物の漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業の中止、消防機関及び近隣営業所・住民への連絡等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動体制を整える。

#### 2 人員の確保

対策要員の確保については、あらかじめ従業者の動員基準を定めて対応する。

なお、動員基準の策定にあつては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員の出動方法、出動に要する時間等を考慮して定める。

#### 3 被害状況の把握（情報収集）

危険物取扱事業者は、災害の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

- (1) 施設等の被害状況
- (2) 施設等の周辺の火災状況
- (3) 一般被害状況に関する情報
  - ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報
  - イ 対外対応状況（町災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
  - ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

#### 4 災害時における緊急措置

危険物取扱事業者及び危険物取扱者は、消防署、警察署等の関係機関と連携を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 危険物の漏洩や類焼等、取扱施設が危険な状態になった場合は、直ちに取扱う危険物の性質に応じた応急の措置を行う。
- (2) 災害の状況に応じ、付近住民、近隣企業へ連絡して被害拡大に対する警戒を喚起する。
- (3) 周囲への被害拡大のおそれが生じた場合は、速やかに付近住民に対し避難するよう警告し、避難誘導を行う。

#### 5 町その他防災関係機関の対応

- (1) 災害情報の収集及び報告
 

町長は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。
- (2) 社会混乱防止対策

町、県、報道機関等は、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

(3) 消防応急対策

消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

(4) 避難

町長は、石川警察署と協力し避難のための付近住民退去の指示、避難所への受入を行う。

(5) 交通応急対策

道路管理者、警察本部その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期する。

## 第2 火薬類施設応急対策【総務課】

### 1 出動体制

製造業者、販売業者及び消費者（以下この項目において「関係事業者」という。）は、水害等発生による土砂崩れや火災等により、製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所（以下「施設等」という。）が危険な状態となった場合又は爆発等の災害が発生した場合は、二次災害防止のための製造設備の停止、存置火薬類の安全措置等緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、出動体制を整えるものとする。

### 2 人員の確保

緊急措置等の対策を実施する要員の確保については、あらかじめ社員等の動員基準を定めて対応するものとする。

### 3 被害状況の把握（情報収集）

水害等の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

- (1) 施設等の被害状況
- (2) 施設等の周辺の火災状況
- (3) 一般被害状況に関する情報（交通状況等）

### 4 災害時における緊急措置

関係事業者は、消防署、警察等との連絡を密にして、速やかに次の措置を講じるものとする。

- (1) 製造、保管、貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を配置し関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 通路が危険な状態である等火薬類を移す余裕がない場合は、貯水槽に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫内の火薬類を移す余裕がない場合は、入口窓等を目塗土で完全に密閉し、木部にあっては、適切な防火措置を講じる。
- (4) 火薬類の爆発等のおそれがある場合は、付近の住民に避難するように警告し避難誘導を行う。
- (5) 吸湿、変質等により原性質若しくは原形を失った火薬類等は、火薬類取締法に基づき廃棄を行う。

- (6) 水害等により、火薬類が流出した場合には、直ちに県、消防署、警察に連絡するとともに付近住民に対して火薬類が埋没しているおそれのある地域には近づかないように広報活動を行う。

復旧が可能になったら、直ちに流出した火薬類の回収を行う。流出量が多く関係事業者のみで回収が困難な場合は、消防署、警察等に応援を要請する。

### 第3 高圧ガス施設応急対策【総務課】

#### 1 出動体制

高圧ガス製造者（貯蔵所を含む）は、ガス漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための製造中止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部には、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために自社構内にあらかじめ、対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員、職員及び関連会社社員に周知するとともに、二次災害防止のために必要な備品等を通常から整備しておく。

#### 2 人員の確保

- (1) 対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応する。

なお、基準策定にあつては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定める。

- (2) 社員以外の緊急措置要員を必要とする事態が予測され、又は発生した場合は、「福島県医療ガス・工業ガス等災害時供給体制要綱」に基づき要員の応援を要請する。

#### 3 被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

- (1) 製造設備、消費設備等の被害情報

- (2) 一般被害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及びガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

イ 対外対応状況（町災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

- (3) 気象に関する情報

ア 福島地方気象台からの気象情報

イ 事業所等、周辺の状況の把握

#### 4 災害時における緊急措置

災害が発生した場合において、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう具体的な措置を次のとおり定めておく。

- (1) 製造施設等が危険な状態になったときは、直ちに応急の措置を行うとともに製造等の作業を中止する。
- (2) 製造等設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中等に安全に放出する。
- (3) 災害の状況に応じ、付近の住民に避難するよう警告し、避難誘導を行う。



## 第4 毒物劇物施設応急対策【総務課】

### 1 出動体制

毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が災害による火災等により危険な状態となった場合は、毒物・劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害を防止するため、直ちに毒物・劇物の製造等の作業を中止し、緊急の措置が迅速かつ的確に実施できるように出動体制を整える。

### 2 人員の確保

毒物劇物取扱事業者の危害防止規定等で定める組織体制に基づき、緊急措置の対策を実施する要員を確保する。

### 3 被害状況の把握（情報収集）

毒物劇物取扱事業者は、災害発生を覚知した場合は、速やかに次に掲げる情報を把握し、被害状況により緊急措置等の必要性を検討する。

- (1) 製造、販売、貯蔵等の取扱施設の被害情報及び事業所内での人身災害発生情報
- (2) 一般被害状況に関する情報
  - ア 事業所周辺区域における人身災害発生情報
  - イ 対外対応状況（町災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）
  - ウ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

### 4 災害時における緊急措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、消防署、警察署、保健所等との関係機関と連携を密にして、速やかに次の措置を講じるものとする。

- (1) 毒物・劇物の漏れ発生の場合
  - ア 漏洩箇所を調査し、付近のバルブを閉止する等の措置を講じ、漏洩拡大防止措置を講じる。
  - イ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すか又は除害装置に引き込み、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
  - ウ 漏洩した毒物・劇物は土砂等への吸着、希釈、中和等により、速やかに処理する。
  - エ 毒物劇物漏洩箇所が不明、あるいは漏洩停止が困難であると判断される場合は、バルブ操作等により漏洩を最小限にするとともに、施設外への飛散、流出等を防止する措置を講じる。
  - オ 毒物劇物の施設敷地外への飛散、流出等又は毒性ガスの発生の場合は、周辺住民に広報し、周辺の道路交通を遮断する等の措置を講じる。  
また、状況により周辺住民の避難誘導を行う。
- (2) 火災発生の場合
  - ア 直ちに消火設備等を移動させ、初期消火を行う。
  - イ 直ちに自衛消防隊を編成し、活動に入る。
  - ウ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。なお、毒物劇物の移動が困難な場合は、作業員全員を退避させる。
  - エ 毒物劇物貯蔵設備への延焼を防止するため、周囲に散水する等冷却する措置を講じる。



なお、毒物・劇物への直接の散水については、金属ナトリウムや濃硫酸のように激しく発熱し爆発のおそれがあるもの、また、シアン化ナトリウムのように酸又は湿気により毒性ガスを発生させるおそれがあるもの等、危険な状態を引き起こす場合があるものについては、毒物・劇物の性質を考慮した適切な方法により消火活動を行う。

オ 構内の毒物劇物運搬車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。

カ 毒物劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺住民に危険状態であることを周知し、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

### (3) その他必要な措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者等は、災害状況について関係機関に報告するとともに、被災を免れた貯蔵設備等の応急点検を講じる。

## 第27節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、知事は法定受託事務としてその救助の実施にあたる。

災害救助法の適用にあたっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行う。

なお、知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の権限が与えられている。

### 第1 災害救助法の適用【総務課・住民税務課・健康福祉課】

#### 1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは、生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県知事が法定受託事務として行うこととされている。
- (4) 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる（法第13条第1項）
- (5) 災害救助の実施機関である都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている。（法第7条～第10条）

ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）

イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）

ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）

なお、前記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

#### 2 災害救助法適用の留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が市町村長の要請に基づき、市町村の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行われなければならない。

- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施にあたって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるので、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立つて行わなければならない面もあり、第一線機関である市町村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

## 第2 災害救助法の適用基準【総務課】

### 1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。  
古殿町に災害救助法が適用される具体的な基準は、次のいずれかの場合である。

施行令第1条 第1項中の号区分	適用基準
第1号	古殿町内の滅失住家数：30世帯以上
第2号	福島県内の滅失住家数：1,500世帯以上 古殿町内の滅失住家数：15世帯以上
第3号前段	福島県内の滅失住家数：7,000世帯以上 古殿町内の多数の住家が滅失
第3号後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合
第4号前段	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（適用には内閣府の協議が必要）

### 2 住家滅失世帯の算定等

- (1) 災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定にあたっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。
- (2) 被害の認定基準については、資料編に掲載する。

【資料編：3-11 被害認定基準】

## 第3 災害救助法の適用手続き【総務課・住民税務課・健康福祉課】

### 1 町の手続き

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるので、町内の被害が、第2-1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである時には、町長は、直ちにその旨を知事に報告する。

## 2 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施機関は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計票として日毎に整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて、県に報告する。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行う。

## 3 特別基準の申請

- (1) 災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、内閣総理大臣の承認を得て、「特別基準」を設定する。
- (2) 救助の程度、方法及び機関について「特別基準」を設定する必要がある場合、町長は、次の事項を明らかにした文書により、知事に申請する。
  - ア 一般基準により難い理由
  - イ 特別基準の内容
  - ウ その他必要な事項

## 第4 災害救助法による救助の種類等【総務課・住民税務課・健康福祉課】

### 1 救助の種類

救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の搜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

### 2 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う。

### 3 迅速な救助の実施

町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行う。

## 第5 災害対策基本法に基づく従事命令等【総務課】

### 1 従事命令等の発動

知事は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができる。

### 2 公用令書の交付

知事は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令等を発する場合、同法第81条に定める公用令書を交付しなければならない。

### 3 損害補償等

- (1) 知事は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関する条例」で定めるところにより損害を補償しなければならない。
- (2) 知事は、災害対策基本法第71条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

## 第28節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付する。

### 第1 被災者生活再建支援法の適用【健康福祉課】

#### 1 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5（人口5万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第6号）

#### 2 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（法第2条第2号イ）
- (2) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（法第2条第2号ロ）
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（法第2条第2号ハ）
- (4) 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ニ）



- (5) 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「中規模半壊世帯」という。）（法第2条第2号ホ）

### 3 支援法の適用手続き

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告する。

### 4 支援金支給の基準

#### (1) 複数世帯

	基礎支援金	加算支援金		合計
	住宅の被害程度	住宅の再建方法		
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50 万円	150 万円
大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	50 万円	100 万円
中規模半壊世帯	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	25 万円	25 万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

#### (2) 単身世帯

	基礎支援金	加算支援金		合計
	住宅の被害程度	住宅の再建方法		
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75 万円	建設・購入	150 万円	225 万円
		補修	75 万円	150 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	37.5 万円	112.5 万円
大規模半壊世帯	37.5 万円	建設・購入	150 万円	187.5 万円
		補修	75 万円	112.5 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	37.5 万円	75 万円
中規模半壊世帯	—	建設・購入	75 万円	75 万円
		補修	37.5 万円	37.5 万円
		賃借 (公営住宅を除く)	18.75 万円	18.75 万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

### 5 支給申請書等の提出

#### (1) 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明する。

## (2) 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要のある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊又は大規模半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様）

ウ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

## (3) 支給申請書等の送付

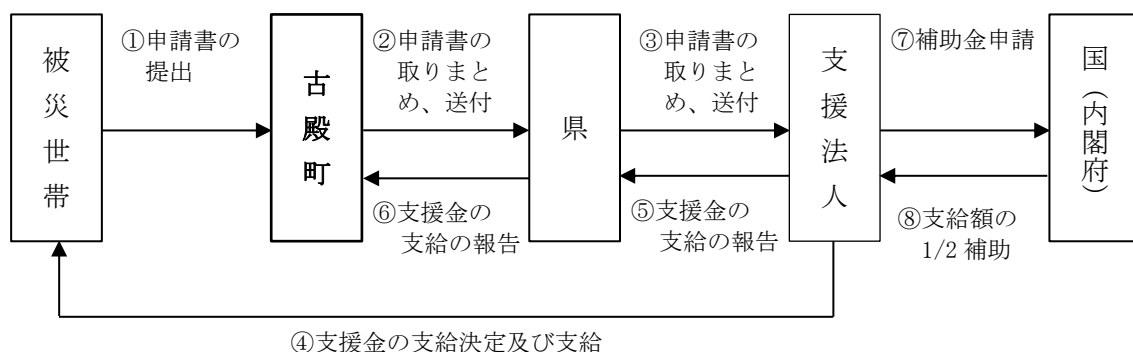
ア 町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付する。また、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

イ 県は、町から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付する。

## (4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

## (5) 支援金支給事務の基本的な流れ



## 第2 罹災証明書の交付【住民税務課・地域整備課】

(1) 町は、災害が発生した場合において、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努める。

(2) 町は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じる。

また、住家被害の調査や罹災証明書を交付する福祉部と応急危険度判定担当部局を担当する土木・水道部とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に

応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

- (3) 罹災証明書の交付にあたっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。

その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明する。

- (4) 消防本部は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

- (5) 町は県の実施する、住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会等に参加する。

また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県に支援を要請する。

被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、市町村間における課題の共有や対応の検討、県からの各市町村へのノウハウの提供等を受け、被災市町村間の調整を図る。

### 第3 被災者台帳の作成【住民税務課】

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努める。

#### 1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

#### 2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 台帳情報の提供

町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

（２）台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、次の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的

オ 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

## 第29節 雪害応急対策

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、町、県及び防災関係機関が連携し、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町、県及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

### 第1 防災活動体制【総務課・地域整備課・産業振興課】

#### 1 応急対策

##### (1) 道路交通確保対策

###### ア 道路除排雪対策

町は道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、古殿町建設協力会と道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し処理する。

###### イ 除排雪時路上駐車排除等対策

道路の除排雪作業を円滑に行うため、交通の妨害となっている路上駐車を排除し、除排雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、積雪地における道路交通を確保するよう、「除雪時路上駐車排除等対策要綱」に定める対策措置を行う。

###### ウ 交通情報の収集及び確保

町は、石川警察署及び各道路管理者と連携し、交通情報の収集と提供を行う。

###### エ 交通規制等

「第15節 災害警備活動及び交通規制措置」に準じて必要な交通規制を行う。

###### オ 道路除排雪の実施

町は、各年度において定める「除雪事業計画概要」に基づき、道路除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供する。

###### カ 車両の立ち往生への対応

町は、車両の立ち往生等迅速な道路情報の提供に努めるとともに、運転者等のための避難所を必要に応じて設置するものとし、道路状況により立ち往生車両に運転者等が残された場合には食料の提供などを行う。

また、町は、立ち往生車両を速やかに移動できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努める。

###### キ バス運行の安全対策

(ア) 防滑チェーン等を装着し、注意運転を行う。状況によっては運行を休止する。

(イ) 雪害等により正常運行が不可能となった路線については、現地の状況を把握し、関係機関と連絡を取りつつ、措置方法を決定し、運行の早期復旧に努める。

##### (2) 通信確保対策

###### ア 通信の確保

(ア) 雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の早期確立等を図る。

(イ) 報道機関に対して、通信施設被害状況、復旧の見通しなどについて情報提供を行う。

###### イ 孤立集落等への情報提供

町は、孤立した集落及び孤立可能性のある集落などに対し、集落に整備された防災行政無線等の通信手段を用いて、適宜情報提供を行う。

ウ 郵便の確保

積雪により平常の集配業務に支障を来すおそれのある場合は、降雪期に集配要員を増強する。また、積雪時の集配運送業務の確保を図るため、全輪駆動車を配備する。

(3) 電力供給確保対策

ア 雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の確立等を図る。

イ テレビ、ラジオ、新聞等を利用し、電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故防止などについて広報活動を行う。

## 2 被害状況等の収集、報告

町及び防災関係機関は「第3節 災害情報の収集伝達」に基づいて被害調査、報告を行うものとする。

## 第2 応急活動体制の整備【総務課・健康福祉課・地域整備課・産業振興課】

### 1 活動体制の整備

町は、「第1節 応急活動体制」及び「第2節 職員の動員配備」に基づいて活動体制を整備する。

### 2 県の支援体制

(1) 町への支援

以下に掲げる事項により、本町だけで雪害対策を行うことが不可能となった場合は、県と協議を行い、雪害対策の支援を要請する。

ア 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性が増大した場合

イ 平年孤立したことの無い集落が交通途絶し、孤立した場合

ウ 雪崩発生により、人命及び住家被害が発生した場合

エ 除排雪の量が平年と比べ極端に多くなった場合

オ 特殊な技術、装備、資機材を投入しなければ、雪害対策が困難である場合

(2) 職員の派遣体制

町は、必要に応じ、県に対し職員の派遣を要請する。

## 第3 地域ぐるみの除排雪【健康福祉課・地域整備課・産業振興課】

### 1 地域ぐるみの除排雪の効果的な推進

町は、次の事項について計画、調整のうえ、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努める。この場合、自主防災組織と緊密な連携をとる。

(1) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対しその内容の周知徹底を図る。

(2) 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。



## 2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

雪害時には、県、町、自主防災組織、ボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

## 第4 避難【総務課・各課】

### 1 避難情報の発令、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の設置

避難情報の発令、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の設置等については、「第11節 避難」に定めるところによる。

### 2 避難行動要支援者の援助

#### (1) 在宅者の安全確保

ア 町は、避難行動要支援者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行う。

イ 町は、地域の自主防災組織、消防団、民生児童委員等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。

ウ 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携を取り、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

エ 町は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の社会福祉施設への一時入所等を検討する。

オ 町は県との協力のもと、外国人の安全確保のため、報道機関等を通じて、多言語での避難等の情報伝達に努める。

#### (2) 社会福祉施設入所者等の安全確保

社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたっては、入所者に対しては過度に不安感をいだかせることのないよう配慮する。

## 第30節 凍霜害対策

農作物を凍霜から防止するため、関係諸機関及び団体等と緊密な連絡調整を図りながら、その対策を講ずるものとする。なお、凍霜害の発生が予想されるときは、防災広報無線により広報をする。

### 第1 凍霜害技術対策【産業振興課】

各種類別の技術対策は別項のとおりであるが、共通的なことは次のとおりである。

#### 1 降霜のおそれがある気象条件

- (1) 夜間空が晴れて澄み、星が空にきらめくとき。
- (2) 風が弱く空気が乾燥しているとき。
- (3) 前日の日中に冷たい風が吹き、時々しぐれ性の小雨が降って肌寒く、夕方になって風が止み、晴れ上がったとき。
- (4) 上記の条件で夕刻から気温が急に下降し、午後8時から10時頃までの間に摂氏5度以下になった時。

#### 2 最低気温の予想法

役場敷地内の地上1.5mの高さに温度計を置き、最低気温を何日か測り、それと測候所の最低気温との差を求めておき、气象台及び測候所が発表する翌朝の最低気温から推定する。

一般に植物対面の温度が零下2～3度に下がると凍害を起こすと言われるが、霜が結ぶような時の地表面の温度は地上1.5mの百葉箱内の気温より平均5～6度低いのが普通であるから、百葉箱内の温度が3度内外とすれば、地表面の植物体は既に零下2度位に低下していると考えるべきである。

#### 3 一般農作物の技術対策

農家で容易に入手でき、しかも費用があまりかからない凍霜害対策方法を、作物の育ち具合と考え合わせて実施する。

##### (1) 水稲

トンネル育苗（機械移植用苗の育苗）では、ビニール被覆中はさらにビニールの上にコモ等を被覆して保護する。育苗後半の除覆後は、霜注意報が出たならば夜間のみビニールで被覆し、できればコモ等で被覆する。

##### (2) 野菜類

ア 苗床では、保温資材をあらかじめ準備しておき注意報が発令されれば、直ちに被覆して幼苗を保護する。定植は、晩霜の危険がなくなるまで行わないこと。野菜類の定植後は、支柱を利用して藁等をかける。

イ 馬鈴しょは、萌芽期に被害が多いことから、土寄せをして防止する。被害を受けた物は、側芽が多発して過繁茂になるから、芽かきをするとともに、即効性肥料を施し生育促進を図る。被害を受けた物は、生育の中後期に、病害が発生しやすくなるので、農薬登録のある殺菌剤を追加で1～2回多く散布する。

ウ 加温設備の無いハウスにおける支柱立て後の野菜類では、多少早めに換気窓を閉じ保温資材で作物体上を覆う。

## 第31節 ヘリコプター等による災害応急対応

### 第1 消防防災ヘリコプターの運航方針【総務課】

町は、必要に応じて消防防災ヘリコプターによる緊急運航を県に要請する。

県は、「福島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、消防防災ヘリコプターを運航し、災害応急対応を実施する。

### 第2 消防防災ヘリコプターによる活動【県】

消防防災ヘリコプターは、「福島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「福島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、活動に従事する。

### 第3 運航管理体制【県】

消防防災ヘリコプターの運航管理の総括は、県危機管理部長が行い、航空隊の指揮監督、航空機の運航管理に関する事務は、航空センター所長（運航責任者）が行う。運航中のヘリコプター機内における指揮は、運航指揮者が行うものとし、運航指揮者は、航空隊隊長若しくは航空隊隊員の中から隊長が指名する者をもって充てる。

### 第4 町等の受け入れ体制の整備【総務課】

消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請した町長等は、消防防災航空センターとの連絡連携のもと、必要に応じて次の受け入れ体制を整備するものとする。

- (1) 緊急離着陸場の確保及び安全対策の実施
- (2) 傷病者等の搬送先の緊急離着陸場所の確保や病院等への搬送の手配
- (3) 空中消火用資機材の資機材集積場所及び水利の確保
- (4) その他必要な事項

### 第5 各防災関係機関ヘリコプター等の活動内容【総務課・県】

#### (1) ヘリコプター等による活動

県及び各防災関係機関は、ヘリコプター等による活動が有効と認められる場合において、「福島県ヘリコプター等災害応急対策活動計画」に基づき、災害応急対応を行う。

#### (2) 地上支援活動

県及び各防災関係機関は、ヘリコプター等の活動を支援するため、相互に連携して「福島県ヘリコプター等災害応急対策活動計画」に基づき、地上支援活動を行う。

## 第1節 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。この計画の策定にあたっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

### 第1 災害復旧事業計画の作成【各課】

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

#### 1 復旧事業計画の基本方針

##### (1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

##### (2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

#### 2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 上水道等災害復旧事業計画
- (4) 下水道等災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

### 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成【総務課・地域整備課・産業振興課】

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

### 1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (9) 町が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

### 2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。激甚災害の指定については、第3に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - ア 公共土木施設災害復旧事業
  - イ 公共土木施設災害関連事業
  - ウ 公立学校施設災害復旧事業
  - エ 公営住宅災害復旧事業
  - オ 生活保護施設災害復旧事業
  - カ 児童福祉施設災害復旧事業
  - キ 老人福祉施設災害復旧事業
  - ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
  - ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業

- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関の災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
  - (ア) 公共施設の区域内の排除事業
  - (イ) 公共的施設区域外の排除事業
- セたん水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
  - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
  - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
  - ク 森林災害復旧事業に対する補助
  - ケ 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
  - ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
  - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
  - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - エ 母子、父子及び寡婦福祉資金貸付けの特例
  - オ 水防資器材費の補助の特例
  - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - ク 雇用保険法による求職者給付に関する特例

### 第3 激甚災害の指定【総務課・地域整備課・産業振興課】

激甚災害の指定は、内閣総理大臣が、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう必要な措置を講じる。

### 第4 災害復旧事業の実施【地域整備課・産業振興課】

町、県の機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。



復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

## 第2節 被災地の生活安定

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

### 第1 義援金の配分【総務課・健康福祉課】

#### 1 義援金の受け入れ配分

県、日本赤十字社福島県支部、県共同募金会等を通じて町に寄託された義援金及び町に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議のうえ、被災者に配分する。

#### 2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

#### 3 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保する。

### 第2 被災者の生活確保【総務課・健康福祉課・地域整備課・産業振興課】

#### 1 公営住宅の一時使用

##### (1) 実施機関等

ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、町長が行う。

イ 町は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努める。

ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可により行う。

##### (2) 実施方法等

##### ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住宅がない者であること。

(ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者。

(エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。

(オ) これらに準ずる者であること。

##### イ 一時使用対象者の選定

(ア) 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する町長が行う。

(イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件は問わない。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、次の事項に留意し定める。

ただし、町内に町営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、県と協議のうえ、統一の条件を定める。

(ア) 一時使用の期間

(イ) 家賃及び敷金の負担者

(ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者

(エ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに町営住宅条例を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

(ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行う。

(イ) 町は、自らの公営住宅等では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県に公営住宅等の提供を依頼する。

(ウ) 他市町村から上記(イ)の依頼を受けた場合、町は、自らの公営住宅等に受け入れることのできる住宅がある場合は、町長が承認した後、被災者に提供する。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

## 2 職業あっせん措置

町長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置について、離職者の早期再就職へのあっせんを須賀川公共職業安定所長に要請する。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

(3) 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等

(4) 災害救助法が適用され町長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

## 3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

町長は、須賀川公共職業安定所長に対し、次の措置をとるよう要請する。

(1) 証明書による失業の認定

須賀川公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

須賀川公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災

害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

#### 4 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

#### 5 租税の徴収猶予等の措置

町は、被災者の納付すべき地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### 6 郵便関係措置等

日本郵便（株）は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業に係る災害特別事務取扱い等を実施する。

##### （1）郵便関係

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

##### （2）災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

#### 7 生活必需品等の安定供給の確保

町は、生活必需品等の安定供給の確保を図るとともに、生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰がおきないように、必要に応じ、県に対し協力要請を行う。

### 第3 災害弔慰金の支給【健康福祉課】

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項に該当する場合、町の条例（古殿町災害弔慰金の支給等に関する条例〔昭和49年古殿町条例第21号〕）に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

#### 1 対象災害

- （1）町において住居が5世帯以上滅失した災害
- （2）県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- （3）県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- （4）災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

#### 2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合 500 万円、その他の者の場合は、250 万円を限度として支給する。

【資料編：様式 12－1 死体搜索状況記録簿】

【資料編：様式 12－2 死体搜索用機械器具燃料受払簿】

【資料編：様式 12－3 死体搜索用機械器具修繕簿】

【資料編：様式 12－4 死体処理台帳】

【資料編：様式 12－5 埋葬台帳】

## 第4 被災者への融資【健康福祉課・産業振興課】

### 1 農林水産業関係

町は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう措置し、農林業経営の維持・安定を図る。

また、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、農業協同組合に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用する。

#### (1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

#### (2) 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置

ア 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払戻しの利便を図る。

イ 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずる。

#### (3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

### 2 商工関係（中小企業への融資）

町は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資するよう関係機関へ働きかける。

### 3 住宅関係

町は、天災により住宅に被害を受けた住民に対し、住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、罹災者の住宅再建を支援する。

### 4 福祉関係

#### (1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

##### ア 緊急小口資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資する。

イ 災害援護資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をする。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。





## 第 3 編 地震災害対策編



## 第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期する。

### 第1 町の防災組織【総務課】

「第2編第1章第1節第1 町の防災組織」による。

### 第2 防災関係機関の防災組織【総務課】

「第2編第1章第1節第2 防災関係機関の防災組織」による。

### 第3 自主防災組織【総務課】

「第2編第1章第1節第3 自主防災組織」による。

### 第4 応援協力体制の整備【総務課・各課】

「第2編第1章第1節第4 応援協力体制の整備」による。

### 第5 その他の防災組織【総務課】

「第2編第1章第1節第5 その他の防災組織」による。

### 第6 公的機関等の業務継続性の確保【総務課・各課】

「第2編第1章第1節第6 公的機関等の業務継続性の確保」による。

## 第2節 防災情報通信網の整備

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態を保つため、町及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、設備の安全対策を講じる。

### 第1 県防災情報通信網の活用【総務課】

「第2編第1章第2節第1 県防災情報通信網の活用」による。

### 第2 町防災行政無線の整備【総務課】

「第2編第1章第2節第2 町防災行政無線の整備」による。

### 第3 その他通信網の整備・活用【総務課】

「第2編第1章第2節第3 その他通信網の整備・活用」による。

### 第4 通信手段の周知【総務課】

「第2編第1章第2節第4 通信手段の周知」による。

## 第3節 地震観測計画

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、町、県及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じる。

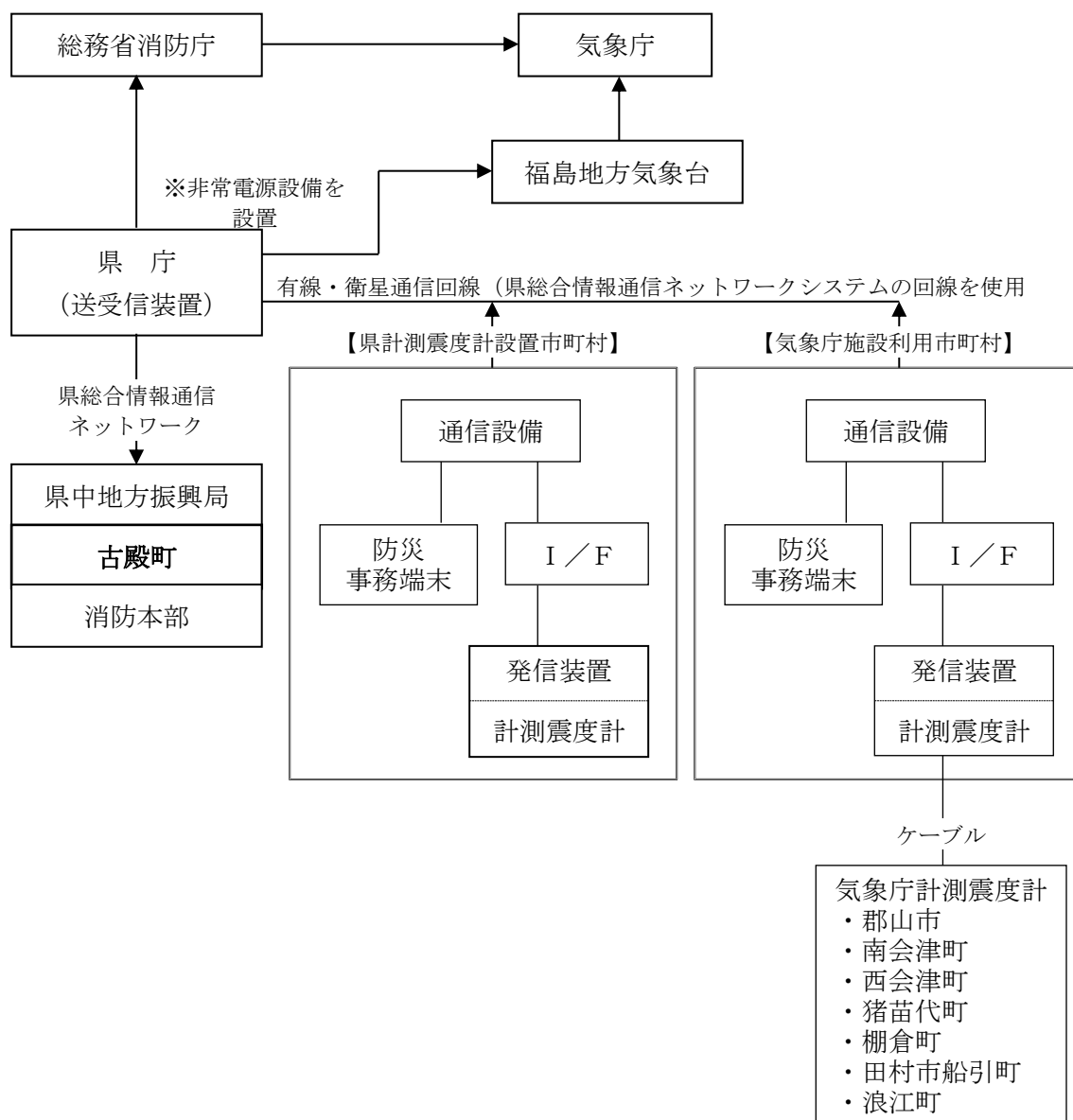
### 第1 地震観測網【総務課】

計測震度計（福島県設置）：古殿町松川新桑原

### 第2 地震観測体制の充実【総務課】

町は、各気象観測機関との連携を図りながら、地震による被害をできるだけ少なくするため、福島県震度情報ネットワークシステムを活用しつつ、地震観測施設等の充実と情報収集の改善に努め、地震観測体制の充実を図る。

#### ■ 福島県震度情報ネットワークシステムの概要



## 第4節 市街地の防災対策

市街地において地震が発生した場合、住民の生命、財産の被害が大きくなるおそれがあることから、町は、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

### 第1 建築物防災対策【地域整備課】

#### 1 古殿町耐震改修促進計画

町は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な古殿町耐震改修促進計画を平成28年度に改定した。そして、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況を勘案し、耐震改修促進法の改正内容を踏まえて、更なる耐震化促進の取組を強化するよう必要に応じて見直しに取り組むものとする。

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（耐震化を促進するための環境整備や制度の構築等）
- (2) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- (3) 総合的な安全対策により減災化の促進を図るための施策
- (4) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導（耐震診断の実施と報告義務の周知等）

#### 2 建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和56年度に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないのが現状である。

このため、町は県との協力のもとに、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物及び特定建築物についての的確な法の施行に努める。

#### 3 被災建築物の応急危険度判定制度

町は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」に基づき、判定活動体制の構築を行う。

#### 4 一般建築物の落下物防止対策

町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

- (1) 町は、容積率400%以上の地域内に存する建築物及び町地域防災計画において定めた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。
- (2) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。



- (3) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

## 5 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施設を推進する。

- (1) 町は、住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
- (2) 町は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- (3) 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- (4) 町は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

## 6 建築物不燃化の促進

### (1) 防火不燃化促進

町は、県及び消防機関と連携し、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域において、建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

### (2) 建築物の防火の促進

新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

#### ア 既存建築物に対する改善指導

町は、宿泊施設等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善について県への協力を行う。

また、大規模な既存特殊建築物等に対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善指導について協力する。

#### イ 防火対象物定期点検報告制度

町は、消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づいた防火避難施設の改善指導について、県及び消防機関に協力する。

## 第2 防災上の重要な建築物の耐震性確保等【地域整備課】

町は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性の確保を図る。特に、災害対策本部及び災害対策地方本部を設置する施設については、優先的に耐震性の確保を図る。

### 1 防災上重要建築物の指定

町は、次の施設を防災上重要建築物に指定する。

#### (1) 防災拠点施設

役場庁舎、町公民館等

- (2) 避難施設  
指定避難所等

## 2 耐震診断・耐震補強工事の実施

町（各施設管理者）は、防災上重要建築物について、当面必要に応じ耐震補強工事を行う等、耐震性の確保を図る。

## 3 建築設備の耐震性確保

町（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、災害対策本部を設置する施設については、優先的に建築設備の耐震性の確保を図る。なお、防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用設備の整備に努める。

## 4 ロッカー、書架等の転倒防止対策

町（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるようロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行うこととする。特に、災害対策本部を設置する施設については、優先的にロッカー、書架等の転倒防止対策を行うものとする。

# 第3 防災空間の確保【地域整備課・産業振興課】

## 1 公園等の整備

公園等は、地域における緑とオープンスペースの中核として、自然とのふれあい、活力ある長寿・福祉社会の形成、コミュニティの醸成、スポーツ・レクリエーション活動等、住民の多様なニーズに対応する都市生活の根幹的施設であると同時に、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難地あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。町は、計画的に整備拡大を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

## 2 オープンスペースの確保

災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、瓦礫の仮置場等に活用できる公園、グラウンド、農地等のオープンスペースについて、町は定期的に調査を実施し、その把握に努める。

## 第5節 上水道及び下水道施設災害予防対策

上水道及び下水道の耐震性を強化して地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することを目的とする。

### 第1 上水道施設予防対策【地域整備課】

#### 1 水道施設等の整備

町は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

- (1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進める。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図る。
- (3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図る。
- (4) 水道施設の耐震化事業は多額の設備投資費用を必要とすることから、町の一般会計による支援など、必要経費の確保を図る。

#### 2 応急復旧用資機材の確保

町は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておく。

#### 3 相互応援

- (1) 町は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員確保のため、隣接水道事業者等、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図る。
- (2) 町は、広域的な応援活動の連絡・調整のための体制の整備を図る。

### 第2 下水道施設予防対策【地域整備課】

#### 1 下水道施設の整備

町は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理にあたり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を実施する。

- (1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図る。
- (2) ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。

また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。

- (3) 地震の程度により排水機能に支障を来す場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行う。
- (4) 液状化対策として、主要な管渠工事にあたっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋戻しに液状化が起りにくい材料を使用するなど工法の検討を行う。
- (5) ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮する。

- (6) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

## 2 応急復旧用資機材の確保等

町は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図る。

また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要のある箇所を特定するための下水道防災マップの作成を行う。

## 3 要員の確保

応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進める。

## 4 福島県下水道防災連絡会議

町、県及び下水道関係の公共的団体からなる福島県下水道防災連絡会議が組織されており、「福島県下水道防災計画」の策定及び同計画の具体的な実践と震災対策等の推進を図るとともに、災害発生時の協力体制の整備を目的としている。

## 第6節 電力、ガス施設災害予防対策

電力、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめ、安定した電力及びガスの供給を図るため予防措置を講ずる。

### 第1 電力施設災害予防対策【東北電力ネットワーク(株)】

「第2編第1章第8節第1 電力施設災害予防対策」による。

### 第2 ガス施設（LP ガス）災害予防対策【LP ガス販売店】

#### 1 現況

LP ガスは、生活に欠くことができない重要なエネルギーとして、広く一般的家庭に浸透し、今の生活を支えている。このような、LP ガスの安定供給及び一般家庭での災害の防止を図るため、供給設備の維持管理及び消費設備の調査並びに安全器具等の設置、業者等に対する保安教育等を実施する。

#### 2 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておく。

#### 3 事業計画

地震防災応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進する。

##### (1) LP ガス設備の耐震性の強化計画

##### ア 消費先の容器置場等

火気との距離を確保するために消費先の容器置場に隔壁等を設置する場合は、耐震性を考慮し施工することはもちろんのこと、既設の隔壁等についても耐震性等の評価を行い、必要に応じ、強化等の措置を講ずる。

##### イ 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施する。

特に、降雪の多い地区においては、屋根からの落雪で壊れないような設置を講ずるとともに、除雪時においても LP ガス設備に損傷をあたえないような設置を講ずる。

##### ウ 耐震性配管への切り替え

埋設配管は、耐震性の高い配管を設置するものとし、既設埋設配管についても計画的に耐震性の高い配管へ切替えを行う。

##### エ 安全器具の設置

耐震自動遮断機能搭載の S 型マイコンメーターの設置はもちろんのこと、集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現する。

##### オ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を推進する。

なお、推進するにあたっては、地震発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮する。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

地震発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておく。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておく。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておく。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食・飲料水

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ、LP ガス業者と事前に協議し、復旧計画を定めておく。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先度を考慮して策定する。

(5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、町地域防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施する。

(6) 防災関係機関との相互協力

ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるように協議しておく。



## 第7節 道路及び橋梁等災害予防対策

町をはじめ施設等の施設管理者は、日頃から道路施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく対策工事並びに橋梁の点検調査に基づく補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

### 第1 町管理の道路及び橋梁災害予防計画【地域整備課】

#### 1 現況

地震による道路の被害は、高盛土部分の路体や法面の崩壊、切土部における土砂崩落等のほか地盤の亀裂、陥没、沈下、隆起に伴う道路施設の破壊が予想される。

本町には、土砂災害危険箇所が何箇所か存在している。また、橋梁については、耐震設計を満足しないものなどがあるため、耐震性の向上を図るとともに、落橋防止対策が必要である。

#### 2 計画目標

法面崩壊、土砂崩落、落石等については、法面防護工、落石防護工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋梁については、国、県の協力を得ながら必要な対策を講じる。事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施する。

#### 3 実施計画

##### (1) 道路の整備

道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩落が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について調査するとともに、その対策工事の実施を検討する。

##### (2) 橋梁の整備

###### ア 既設橋梁の対策

既設橋梁は、「道路防災総点検について」（平成8年8月9日付け建設省通知）に基づき、平成8・9年度に実施した道路防災総点検の結果等により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成24年2月16日付け国土交通省通知）を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要がある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策を実施する。

###### イ 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日付け国土交通省通知）を適用し建設する。

橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

(ア) 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確保することを目的として行う。

(イ) 耐震設計にあたっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び橋全体系が必要な耐震性を有するように配慮しなければならない。

##### (3) 道路情報提供装置の整備

道路障害発生時における道路交通情報の提供を図るため、道路情報提供装置を整備

する。

(4) 道路開通用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう民間業者との協力体制を充実し、道路開通用資機材を緊急配備ができるように体制の整備を図る。

## 第2 農道・林道及び橋りょう災害予防計画【地域整備課】

### 1 現況

地震による農道・林道の被害は、切土部及び山腹斜面の土砂崩落、落石等の発生が予想される。また、局所的ではあるが、高盛土部分の路体の破壊が予想される。

橋りょうについては、経年により老朽化しているもの、耐震上不十分なもの等が見受けられる。

### 2 計画目標

農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置、また、老朽橋については架換補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

### 3 実施計画

(1) 農道・林道の保全整備

法面の崩落、落石等の危険箇所については、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、県と協議のうえ、計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図っていく。

(2) 橋りょうの整備

農道橋りょうについては、道路橋示方書により設計施工されているが、経年により老朽化した橋りょうを農道管理者が点検し、耐震上不十分であれば補強について、県と協議のうえ対策を実施する。

また、林道橋りょうについては林道技術基準に基づき、耐震構造として設計架橋されているが、老朽橋並びに木橋については架替え、補強の必要があり、林道管理者の調査計画により順次実施する。

## 第3 電線共同溝の整備【地域整備課】

### 1 現況

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、電線類（電力線、電話線他）の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、災害時における安全性向上に資する収容施設としての電線共同溝の整備を検討する必要がある。

### 2 計画目標

道路管理者は、東北電力ネットワーク(株)、東日本電信電話(株)福島支店等の事業者と協議のうえ、電線共同溝の整備を推進する。

## 第8節 河川等災害予防対策

河川、ため池等は地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備にあたっては国、県及び関係機関と連携し、耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する必要がある。

### 第1 河川管理予防対策【地域整備課】

本町を流れる河川は、鮫川が町の中央部を鎌倉岳の北を巻くように東西に横断し、組矢川、九竜川、大平川、大久田川、小松川、大松川など、中小河川が山あいを縫って鮫川に合流している。

このような状況で、地震により堤体に被害が発生した場合は、その後の降雨などにより、浸水被害を引き起こす可能性があるため、河川改修については、国・県の協力を得ながら計画的に改修を進める。

また、地震により河川管理施設が被災した場合は早急に復旧し浸水被害に備える。

### 第2 ため池施設災害対策【産業振興課】

本町には貯水量1,000 m³以上のため池が1箇所あり、老朽化のため、台風時に周囲が崩れたことがある。

老朽化したため池が、灌漑期の満水時に地震による被害を受けた場合は、下流域に大きな二次災害を発生させる可能性がある。

ため池の防災・減災対策にあたっては、地震による破損等で決壊した場合に浸水区域や下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定し、住民への周知による被害の軽減を図る。

## 第9節 地盤災害等予防対策

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

### 第1 土石流災害予防対策【地域整備課・産業振興課・総務課】

土石流危険渓流では、地震により山腹崩壊等が発生し、渓流内に堆積した土砂が土石流として住民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

地震や降雨に伴う土石流による災害から住民の生命と財産を守るため、ハード対策として国・県の協力を得ながら砂防施設整備や治山事業を推進する一方、ソフト対策として土石流に関する土砂災害警戒区域等を指定し、ハザードマップの作成や警戒看板を設置するなど地域住民の警戒避難体制の強化に努めるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

### 第2 地すべり災害予防対策【地域整備課・産業振興課・総務課】

地すべり危険箇所では、地震により地すべりが誘発助長され、県民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

地震や降雨に伴う地すべりによる災害から住民の生命と財産を守るため、ハード対策として国・県の協力を得ながら地すべり防止施設整備を推進する一方、ソフト対策として地すべり防止区域等を指定し、ハザードマップの作成や警戒看板を設置するなど地域住民の警戒避難体制の強化に努めるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

### 第3 急傾斜地崩壊対策【地域整備課・産業振興課・総務課】

急傾斜地崩壊危険箇所では、地震により地盤が緩み、斜面崩壊や落石が発生し、県民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

地震や降雨に伴うがけ崩れによる災害から住民の生命と財産を守るため、ハード対策として国・県の協力を得ながら急傾斜地崩壊防止施設整備を推進する一方、ソフト対策としてがけ崩れに関する土砂災害警戒区域等を指定し、ハザードマップの作成や警戒看板を設置するなど地域住民の警戒避難体制の強化に努めるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

### 第4 液状化災害予防対策【地域整備課・産業振興課・総務課】

公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、開発事業者は、大規模開発にあたって、町等と十分な連絡調整を図る。

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが高い大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

## 第5 二次災害予防対策【地域整備課・産業振興課・総務課】

町は、地震、降雨等による二次的な災害を防止するための砂防関係施設及び土砂災害警戒区域等を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図る。

また、町は危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておく。

## 第10節 火災予防対策

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する必要がある。

### 第1 出火防止対策【総務課】

#### 1 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、町及び消防本部は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

#### 2 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、耐震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

#### 3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度にとどめるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

#### 4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に宿泊施設等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権限者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

### 第2 初期消火体制の整備【総務課】

「第2編第1章第6節第4 初期消火体制の整備」による。

### 第3 火災拡大要因の除去【総務課・地域整備課】

「第2編第1章第6節第5 火災拡大要因の除去」による。

### 第4 消防力の強化【総務課】

「第2編第1章第6節第1 消防力の強化」による。

### 第5 広域的な応援体制の整備【総務課】



「第2編第1章第6節第2 広域応援体制の整備」による。

## 第6 救助体制の整備【総務課】

消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、震災に対応できるよう訓練を充実する。

また、町は自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

## 第11節 建造物及び文化財災害予防対策

町には、以前として木造建築物が多く、建築物防災対策も状況に応じて行う必要がある。

また、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、町教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

### 第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策【地域整備課】

「第2編第1章第7節第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策」による。

### 第2 特殊建築物、建築設備の防災対策【地域整備課】

「第2編第1章第7節第2 特殊建築物、建築設備の防災対策」による。

### 第3 文化財災害予防対策【町教育委員会】

「第2編第1章第7節第3 文化財災害予防対策」による。

## 第12節 積雪・寒冷対策

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路・避難場所の確保等に支障が生ずる場合が想定される。

このため、町及び防災関係機関においては、積雪・寒冷対策を推進し、地震災害の軽減に努める。

### 第1 積雪・寒冷対策の推進【各課】

積雪期に対応した地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な積雪・寒冷対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、相互に連携協力して実効ある積雪・寒冷対策の確立に努める。

### 第2 交通の確保【地域整備課】

#### 1 道路交通の確保

地震発生時には、町や県と防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設（スノーシェッド、雪崩予防柵等）、消融雪施設等の整備を推進し、安全な道路交通の確保に努める。

##### （1）防災体制の充実

道路管理者は、一般国道、県道及び町道の整合性のとれた除排雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

また、道路管理者は、除雪区間の伸長と除排雪水準の向上を図るため、自然条件（地形、積雪状況等）に適合した除排雪機械の充実に努める。

##### （2）積雪寒冷地域に適した道路整備の促進

道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通障害を予防するための除排雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。

#### 2 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的なマヒにより、山間地域では孤立する集落が発生することが考えられるため、町は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

また、町は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、臨時ヘリポート（場外離発着場を含む。）の除雪体制の強化を図る。

### 第3 雪に強いまちづくりの推進【各課】

#### 1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。

また、町は、自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、ボランティアによる協力など地域における相互援助体制の確立に努める。

## 2 積雪期における避難路・避難場所の確保

町及び防災関係機関は、消融雪施設（流雪溝等）の整備を進めるとともに、避難路・避難場所の確保に努める。

## 第4 寒冷対策の推進【総務課・健康福祉課・住民税務課】

### 1 避難所対策

避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、町はストーブ等電源を要しない暖房機具、燃料のほか、積雪寒冷期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努める。

また、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努める。

### 2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備・備蓄に努めるとともに、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者・避難者の生活確保のための長期対策を検討しておく。

## 第13節 緊急輸送路等の指定

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

### 第1 緊急輸送路等の指定【総務課・地域整備課】

「第2編第1章第9節第1 緊急輸送路等の指定」による。

### 第2 緊急輸送路等の整備【地域整備課】

「第2編第1章第9節第2 緊急輸送路等の整備」による。

## 第14節 避難対策

大地震による災害は、火災などの二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、町及び防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

### 第1 避難計画の策定【総務課・健康福祉課】

町は、地震による火災、家屋の倒壊、津波、山崩れ、地すべり等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、町地域防災計画の中に、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定にあたっては、避難先の伝達方法、避難の長期化、広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。

- ・避難情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）を発令する基準
- ・避難情報（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保）の伝達方法
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- ・指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項  
（給水・給食措置、毛布・寝具・衣料・日用必需品等の支給、負傷者に対する応急救護・ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援、在宅者への支援）
- ・指定避難所の管理に関する事項  
（避難所の管理者・運営責任者及び運営方法、避難受入中の秩序保持、避難者に対する災害情報の伝達、避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底、避難者に対する各種相談業務）
- ・指定避難所の整備に関する事項  
（受入施設、給水・給食施設、情報伝達施設、トイレ施設、ペット等の保管施設）
- ・要配慮者に対する救援措置に関する事項  
（情報の伝達方法、避難及び避難誘導、避難所における配慮等、老人デイサービスセンターの活用等）
- ・避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項  
（広報紙・掲示板・パンフレット等の発行、標識・誘導標識等の設置、住民に対する巡回指導、防災訓練の実施等）

### 第2 指定緊急避難場所の指定等【総務課】

「第2編第1章第10節第2 指定緊急避難場所の指定等」による。

### 第3 指定避難所の指定【総務課】

「第2編第1章第10節第3 指定避難所の指定」による。

### 第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点【総務課】

「第2編第1章第10節第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点」による。

### 第5 避難路の選定【総務課・地域整備課】

「第2編第1章第10節第5 避難路の選定」による。

#### **第6 避難場所等の居住者等に対する周知【総務課・健康福祉課】**

「第2編第1章第10節第6 避難場所等の居住者等に対する周知」による。

#### **第7 学校等施設における避難計画【町教育委員会・健康福祉課】**

「第2編第1章第10節第7 学校等施設における避難計画」による。

#### **第8 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進【総務課・健康福祉課】**

「第2編第1章第10節第8 男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進」による。

#### **第9 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進【総務課】**

「第2編第1章第10節第9 平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進」による。

### **第15節 医療(助産)救護・防疫体制の整備**

地震発生時には、救助や医療(助産)救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分にされる。

このため、町は、関係機関の協力のもと医療(助産)救護活動を迅速に実施し、人命の安全確保を行うとともに、被害の軽減を図るために必要な医療(助産)救護・防疫体制の充実を図る。

#### **第1 医療(助産)救護体制の整備【健康福祉課・健康管理センター】**

「第2編第1章第11節第1 医療(助産)救護体制の整備」による。

#### **第2 防疫対策【健康福祉課・健康管理センター】**

「第2編第1章第11節第2 防疫対策」による。

#### **第3 応援医療体制の整備【健康福祉課・健康管理センター】**

「第2編第1章第11節第3 応援医療体制の整備」による。



## 第16節 食料等の調達・確保、防災倉庫等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

町及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。

また、住民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくものとする。

### 第1 食料、生活物資の調達及び確保【総務課・健康福祉課】

「第2編第1章第12節第1 食料、生活物資の調達及び確保」による。

### 第2 飲料水の確保【総務課・地域整備課】

「第2編第1章第12節第2 飲料水の確保」による。

### 第3 物資等輸送力の確保【総務課・地域整備課】

「第2編第1章第12節第3 物資等輸送力の確保」による。

### 第4 防災資機材等の整備【総務課・地域整備課】

「第2編第1章第12節第4 防災資機材等の整備」による。

### 第5 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立【住民税務課・健康福祉課】

「第2編第1章第12節第5 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立」による。

### 第6 罹災証明書発行体制の整備【住民税務課】

「第2編第1章第12節第6 罹災証明書発行体制の整備」による。

## 第17節 防災教育

地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は日頃から地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、住民一人ひとりが自らの生命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的実施し、自助・共助の取り組みを充実させることが重要である。

このため、町及び防災関係機関は、住民に対し地震防災上必要な防災知識の普及啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報にも努める。

### 第1 一般住民に対する防災教育【総務課】

「第2編第1章第13節第1 一般住民に対する防災教育」による。

### 第2 防災上重要な施設における防災教育【総務課】

町及び防災関係機関は、社会福祉施設、宿泊施設等の不特定多数の人々が集まり、地震発生時に人的被害が発生する可能性が高い施設について、これらの施設における防災教育の徹底を図る。

#### 1 社会福祉施設等における防災教育

社会福祉施設等には、災害発生時において自力での避難が困難な人が多く利用しており、地震発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、管理者等に対し、地震に対する防災教育を徹底する。

特に、災害発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日頃から定期的実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努める。

#### 2 宿泊施設等における防災教育

##### (1) 避難誘導訓練等の実施

宿泊施設等においては、地震発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底する。

##### (2) 防火管理体制の強化

地震に伴う出火による人的、物的損害を最小限度にとどめるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に行える体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

##### (3) その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育

レクリエーション施設等の不特定多数の人々が集まる施設の管理者等は、各施設の特徴に応じた災害発生情報の伝達方法、迅速な避難誘導等が確実に実施できるように、従業員等に対する防災教育及び訓練を実施する。

### 第3 防災対策に関わるすべての職員に対する教育・研修・訓練【総務課】

「第2編第1章第13節第3 防災対策に関わるすべての職員に対する教育・研修・訓練」による。

### 第4 学校教育における防災教育【町教育委員会】

「第2編第1章第13節第4 学校教育における防災教育」による。

### 第5 消防学校の防災教育【総務課】

「第2編第1章第13節第5 消防学校の防災教育」による。

### 第6 災害教訓の伝承【総務課】

「第2編第1章第13節第6 災害教訓の伝承」による。

## 第18節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

このため、町は、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、町地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

### 第1 総合防災訓練【総務課・各課】

「第2編第1章第14節第1 総合防災訓練」による。

### 第2 個別訓練【総務課・各課】

「第2編第1章第14節第2 個別訓練」による。

### 第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練【総務課】

「第2編第1章第14節第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練」による。

### 第4 訓練の評価と地域防災計画への反映【総務課】

「第2編第1章第14節第4 訓練の評価と地域防災計画への反映」による。

## 第19節 自主防災組織の整備

地震災害の発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

特に地震災害においては、倒壊家屋からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、人命確保の主役としての自主防災組織の役割は極めて大きい。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要である。

### 第1 自主防災組織の育成指導【総務課・健康福祉課】

「第2編第1章第15節第1 自主防災組織の育成指導」による。

### 第2 自主防災組織の編成基準【総務課・健康福祉課】

「第2編第1章第15節第2 自主防災組織の編成基準」による。

### 第3 自主防災組織の活動【総務課・健康福祉課】

「第2編第1章第15節第3 自主防災組織の活動」による。

### 第4 企業防災の促進【総務課】

「第2編第1章第15節第4 企業防災の促進」による。

### 第5 地区防災計画の作成【総務課】

「第2編第1章第15節第5 地区防災計画の作成」による。

## 第20節 要配慮者対策

地震災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

### 第1 町地域防災計画、全体計画において定める全般的事項【総務課・健康福祉課】

「第2編第1章第16節第1 町地域防災計画、全体計画において定める全般的事項」による。

### 第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供【健康福祉課】

「第2編第1章第16節第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供」による。

### 第3 個別避難計画の策定【総務課・健康福祉課】

「第2編第1章第16節第3 個別避難計画の策定」による。

### 第4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築【総務課・健康福祉課】

「第2編第1章第16節第4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築」による。

### 第5 社会福祉施設等における対策【健康福祉課】

「第2編第1章第16節第5 社会福祉施設等における対策」による。

### 第6 在宅者に対する対策【健康福祉課】

「第2編第1章第16節第6 在宅者に対する対策」による。

### 第7 外国人に対する防災対策【健康福祉課・住民税務課】

「第2編第1章第16節第7 外国人に対する防災対策」による。

### 第8 避難所への移送【健康福祉課】

「第2編第1章第16節第8 避難所への移送」による。

### 第9 避難所における要配慮者支援【健康福祉課・健康管理センター】

「第2編第1章第16節第9 避難所における要配慮者支援」による。

## 第21節 ボランティアとの連携

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対して、町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図る。

また、ボランティアの受入に際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

### 第1 ボランティア活動の意義【健康福祉課】

「第2編第1章第17節第1 ボランティア活動の意義」による。

### 第2 ボランティア団体等の把握、登録等【健康福祉課・町社会福祉協議会】

町は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。

なお、応急危険度判定士については、県において講習会を実施のうえ、認定登録を行い、町は災害時にその情報の提供を受けるものとする。

### 第3 ボランティアの連携体制の整備【健康福祉課・町社会福祉協議会】

「第2編第1章第17節第3 ボランティアの連携体制の整備」による。

### 第4 ボランティアの種類【健康福祉課・町社会福祉協議会】

「第2編第1章第17節第4 ボランティアの種類」による。

## 第22節 危険物施設等災害予防対策

地震による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図る。

### 第1 危険物施設災害予防対策【総務課】

「第2編第1章第18節第1 危険物施設災害予防対策」による。

### 第2 火薬類施設災害予防対策【総務課】

「第2編第1章第18節第2 火薬類施設災害予防対策」による。

### 第3 高圧ガス施設災害予防対策【総務課】

「第2編第1章第18節第3 高圧ガス施設災害予防対策」による。

### 第4 毒物・劇物施設災害予防対策【総務課】

「第2編第1章第18節第4 毒物・劇物施設災害予防対策」による。



## 第23節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力を積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、様々な場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

### 第1 自治体間の相互応援協力【総務課】

「第2編第1章第19節第1 自治体間の相互応援協力」による。

### 第2 民間事業者・団体との災害時応援協定【総務課】

「第2編第1章第19節第2 民間事業者・団体との災害時応援協定」による。

### 第3 応援協定の公表【総務課】

「第2編第1章第19節第3 応援協定の公表」による。

### 第4 連絡体制の整備【総務課】

「第2編第1章第19節第4 連絡体制の整備」による。

## 第1節 応急活動体制

防災関係機関は、町域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び町地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

なお、文中の「部長」及び「班長」等の名称は、本部組織においてその職に至ることとなる行政組織の職名を読み替えるものとする。

### 第1 災害応急対策の時系列行動計画【総務課】

「第2編第2章第1節第1 災害応急対策の時系列行動計画」による。

### 第2 応急活動体制【総務課・各課】

「第2編第2章第1節第2 応急活動体制」による。

### 第3 災害救助法が適用された場合の体制【総務課・各課】

「第2編第2章第1節第3 災害救助法が適用された場合の体制」による。

### 第4 部隊間の活動調整【総務課】

「第2編第2章第1節第4 部隊間の活動調整」による。

### 第5 新型コロナウイルス等の感染症対策【総務課・各課】

「第2編第2章第1節第5 新型コロナウイルス等の感染症対策」による。

## 第2節 職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を定める。

### 第1 配備基準【各課】

災害の発生が予想されるとき、又は災害が発生した場合における防災活動を実施するため、災害応急活動体制は概ね次のとおりとする。

#### 1 災害対策本部設置前

〔指揮者〕総務課長

種別	配 備 時 間	配 備 内 容
警戒配備	1 震度4の地震が発生したとき。 2 その他必要により、町長及び総務課長が当該配備を決定した時。	総務課、地域整備課の少数の人員を当てる。 状況により次の配備に円滑に移行できる体制とする。
特別警戒配備	1 町内又はその周辺で震度5弱の地震を観測したとき。 2 その他必要により町長が当該配備指令したとき。	○次の課の職員数の20%を配備する。 ・総務課 ・地域整備課 ・住民税務課 ・健康福祉課 ・産業振興課 ・教育委員会 ・必要に応じて、上記以外の課等 ○初動処理事項 ・地震情報の収集・伝達 ・関係機関との連絡調整 ・火災など二次災害の状況と見通しの情報把握 ・被害状況の収集・伝達 ・その他必要事項

#### 2 災害対策本部設置の前後

〔指揮者〕対策本部設置前・総務課長、本部設置後・本部長（町長）

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
第1非常配備	町内又はその周辺で震度5強の地震を観測したとき。 その他必要により町長が当該配備を指令したとき。	各部班の長は、職員数の50%を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、又は災害応急対策活動を実施する。 事態の推移に伴い、第二非常体制に円滑に移行できる体制とする。

**3 災害対策本部設置後**

〔指揮者〕本部長（町長）

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
第2非常配備	町又はその周辺に震度6弱以上の地震を観測したとき。 その他必要により町長が当該配備を指令したとき。 震度6弱以上のときは災害対策本部が自動設置となる。	災害対策本部各部各班の概ね全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。 通信途絶による動員伝達が不能となり自主参集する。 ①落橋、交通マヒ等で勤務公所へ到達できない場合は、最寄りの指定避難所等へ参集する。 ②配備対象外とする職員 ・自らが負傷し、勤務できない職員 ・自家等の災害対策にあたらなければならない職員 上記※①②にあつては、勤務公所へ報告を速やかに行うよう努める。

（注意）

- ・地震と揺れの状況については、気象庁震度階級を参照。
- ・地震を察知したときの配備参集程度の判断は、県防災行政無線、FAX、テレビ、ラジオ等の地震速報によるが、気象庁震度階級も参考とする。

【資料編：3-10 気象庁震度階級】

**第2 各配備下における活動要領【各課】**

活動の要点は、概ね次のとおりとする。

**1 「警戒配備」下の活動**

- （1）総務課・地域整備課の担当する職員は、気象情報及び町内状況の情報を収集する。
- （2）地震に関する情報を収集するとともに、危険区域の情報を収集し、被害拡大のおそれがある場合は総務課長に報告する。
- （3）総務課長は、必要に応じ町長に報告する。

**2 「特別警戒配備」下の活動**

- （1）関係各課長は、必要に応じ総務課長に報告し、相互に情報を交換する。
- （2）総務課長は、客観情勢を判断し当該情勢に対応する処置を検討して、必要に応じ町長へ報告のうえ指示を仰ぐ。
- （3）特別警戒配備につく職員は、自己の所属する班の所定の場所に待機する。
- （4）特別警戒配備を行う各班の責任者は、総務課からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行う。
- （5）特別警戒配備につく職員の人数は、状況により各課長（班長）において増減する。

**3 「第1非常配備」下の活動**

- （1）第1非常配備は、古殿町災害対策本部の設置とともに活動を開始するものであり、本部の機能を円滑にならしめるため、本部を総務課内、又は災害の形態により本部長

の指定する場所、若しくは、中会議室に開設する。本部長室には、本部を示す本部標識を掲示する。

- (2) その他の関係課長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。
- (3) 総務課長は、関係各課長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について、必要の都度随時これを本部長に報告する。
- (4) 総務課長は、必要があると認めるときは報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。
- (5) 各課長は次の措置をとり、状況を随時総務課長に報告する。総務課長は本部長へ報告する。
  - ア 状況を関係各班の職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせる。
  - イ 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整備する。
  - ウ 装備、物資、設備、機械器具等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
- (6) 本部長は、必要に応じ災害対策本部員会議を招集する。

#### 4 「第2非常配備」下の活動

非常体制が指令された後及び被害が発生した後は、各課長は、災害活動に全力を集中するとともに、その状況を随時総務課長に報告する。総務課長は本部長へ報告する。

### 第3 配備人員【各課】

「第2編第2章第2節第3 配備人員」による。

### 第4 動員伝達方法【総務課・各課】

「第2編第2章第2節第4 動員伝達方法」による。

### 第5 非常参集【総務課・各課】

職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、職員動員伝達の有無に関わらず、配備体制基準の配備内容に基づき、直ちに所定の場所に参集し配置につく。

町内において震度6弱以上を観測する地震の発生を覚知したとき、又は当該地震に関する情報が発表されたときは、交通の途絶、職員自身あるいは職員の家族の被災等により職員の参集が困難となり、災害対策本部要員が不足することが想定されるので、参集可能なすべての職員が一旦参集し、配備につくこととする。

なお、参集途上においても、必要に応じて目視等による被害状況の収集を行うものとし、所属において、直ちにその状況を報告する。

ただし、職員は、災害の状況により所定の場所に参集できないときは、最寄りの出先機関、公民館等へ参集し、当該施設の長又は当該施設の長が指名する職員の指示に従い、その業務を応援する。

### 第5 職員配備状況の報告と安否確認の実施【総務課・各課】

「第2編第2章第2節第5 職員配備状況の報告と安否確認の実施」による。

### 第6 消防団員等の動員【総務課】

「第2編第2章第2節第6 消防団員等の動員」による。



### 第3節 災害情報の収集伝達

地震災害が発生したとき、防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ円滑、さらに確実に伝達する。

また、町内に災害が発生した場合、災害状況の調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行う。

#### 第1 地震情報等の受理伝達【総務課】

##### 1 気象庁の地震情報

(1) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

地震情報の種類	発表基準	内 容
	発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	

(2) 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

- ア 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- イ 福島県に津波警報等を発表したとき。
- ウ その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
- エ 特に発表が必要と認めた場合。

(3) その他

福島地方気象台は、福島県に津波警報等が発表されたときや福島県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう津波警報等の発表状況や地震の概要を地震解説資料として発表する。

(4) 地震情報等の受理伝達

- ア 関係機関は、地震情報等について、次の地震情報等受理伝達系統図により迅速・的確に受理・伝達する。
- イ 県は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、市町村、防災関係機関に伝達する。
- ウ 地震情報等は総務課長が受領し、町長に報告するとともに、各課長にその写しを送付する。
- エ 町は、地震情報等を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難情報の発令等の必要な措置を行う。

(5) 緊急地震速報

- ア 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

- イ 福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- ウ 県及び町は福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努める。
- エ 県、町及び放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線（戸別受信機を含む）等により、住民等への伝達に努める。また、町は、住民への緊急地震速報の伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

## 2 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名

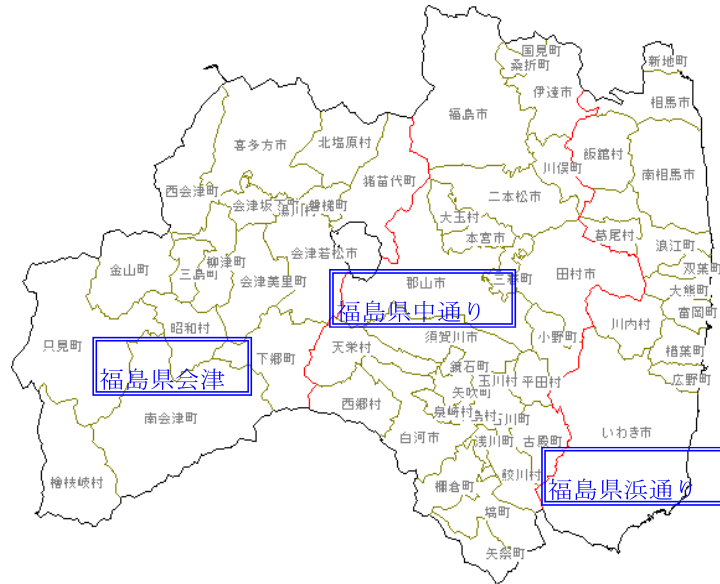
(1) 震度の地域名称（福島県の陸域）

「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことである。

また、この地域名称は、「震央地名」にも使用される。

本町が含まれる地域名称は「福島県中通り」である。

#### ■ 震度の地域名称（福島県の陸域）



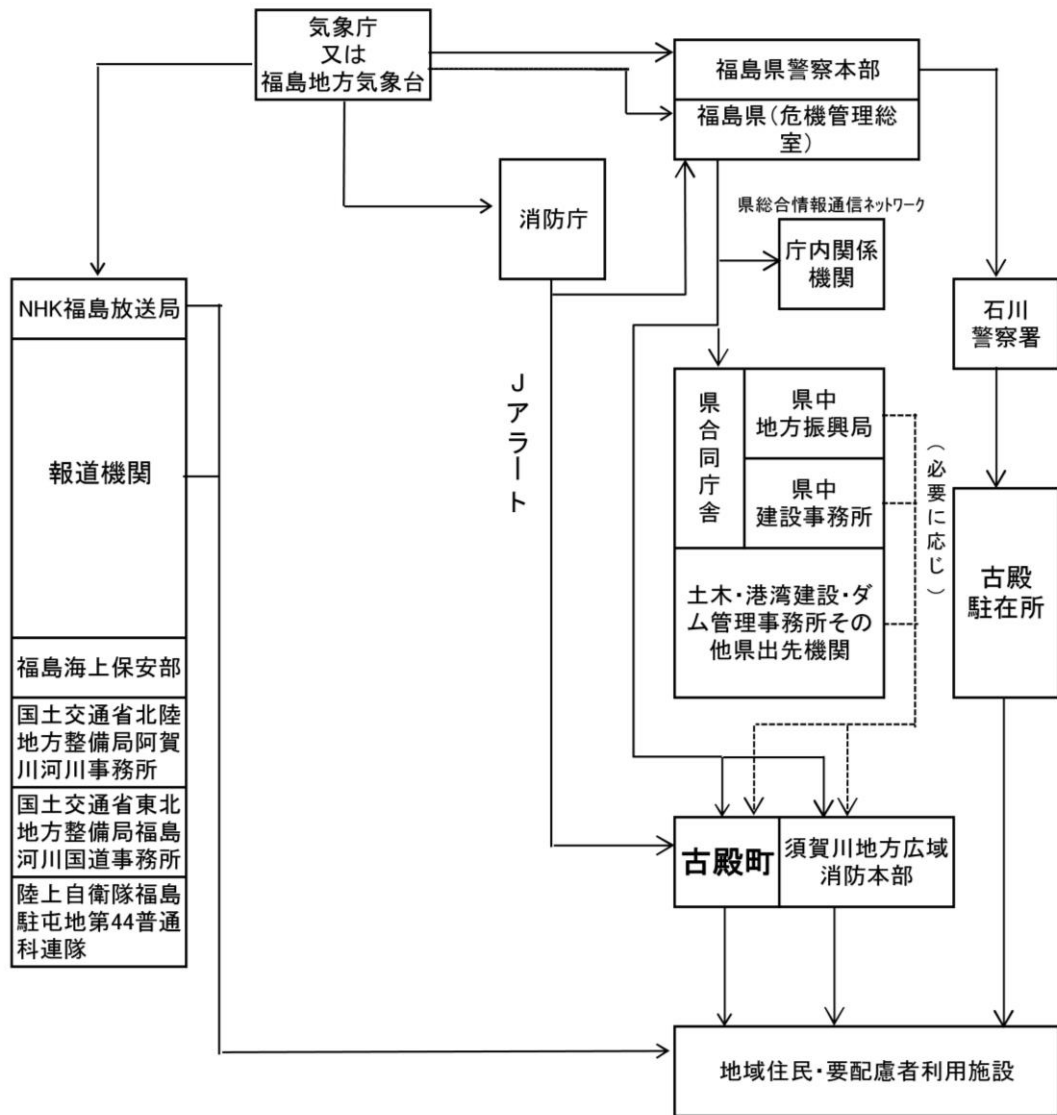
### 3 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置（うち、7箇所は気象台設置の震度計利用）した震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、県総合情報通信ネットワークのファクシミリ蓄積システムにより市町村、消防本部、地方振興局及び庁内関係総室に送信されるシステムとなっている。

## 第2 被害状況等の収集、報告【総務課・地域整備課・産業振興課】

「第2編第2章第3節第2 被害状況等の収集、報告」による。

■ 地震情報等の伝達系統図



## 第4節 通信の確保

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

### 第1 通信手段の確保【総務課】

「第2編第2章第4節第1 通信手段の確保」による。

### 第2 県総合情報通信ネットワーク【総務課】

「第2編第2章第4節第2 県総合情報通信ネットワーク」による。

### 第3 町防災行政無線の活用【総務課】

「第2編第2章第4節第3 町防災行政無線の活用」による。

### 第4 東日本電信電話(株)福島支店の措置【総務課】

「第2編第2章第4節第4 東日本電信電話(株)福島支店の措置」による。

## 第5節 相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

### 第1 県との相互協力【総務課】

「第2編第2章第5節第1 県との相互協力」による。

### 第2 国に対する応援要請【総務課】

「第2編第2章第5節第2 国に対する応援要請」による。

### 第3 緊急消防援助隊の派遣要請

「第2編第2章第5節第3 緊急消防援助隊の派遣要請」による。

### 第4 他市町村との相互応援協力【総務課】

「第2編第2章第5節第4 他市町村との相互応援協力」による。

### 第5 民間事業者との災害時応援協定【総務課】

「第2編第2章第5節第5 民間事業者との災害時応援協定」による。

### 第6 公共的団体等との協力【総務課】

「第2編第2章第5節第6 公共的団体等との協力」による。

### 第7 受援体制の整備【総務課】

「第2編第2章第5節第7 受援体制の整備」による。

## 第6節 災害広報

災害時において、住民、及び防災関係機関に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、町は災害発生後、速やかに広報部門を設置し、県等と連携して広報活動を展開する。

### 第1 町の広報活動【総務課】

「第2編第2章第6節第1 町の広報活動」による。

### 第2 広報の内容と方法【総務課】

「第2編第2章第6節第2 広報の内容と方法」による。



## 第7節 消防計画

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きい被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、町は、消防本部及び消防団のすべての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

### 第1 組織計画【総務課】

「第2編第2章第7節第1 組織計画」による。

### 第2 消防対策【総務課】

「第2編第2章第7節第2 消防対策」による。

### 第3 消防団による活動【総務課】

消防本部と連携をとりながら次の活動を行う。

#### 1 情報収集活動

管内の災害情報の収集を積極的に行う。

#### 2 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図る。

#### 3 消火活動

消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

#### 4 救助活動

消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

#### 5 避難誘導

避難情報の発令がなされた場合には、住民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

### 第3 県内隣接協定及び統一応援協定による応援【総務課】

消防本部は、単独での消防活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

### 第4 他都道府県への応援要請【総務課】

#### 1 応援要請の手続き

町長は地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、次の手続きによって知事への応援要請を行う。

- (1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

町長は他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 町への進入経路及び集結場所

- (2) 緊急消防援助隊の受け入れ体制

他都道府県緊急消防援助隊応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、担当者を明確にし連絡体制を整えておく。

- ア 緊急消防援助隊の誘導方法
- イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認
- ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

## 2 隣接協定による要請

他県の消防本部と隣接応援協定を締結している消防本部にあっては、協定に基づき速やかに応援要請を行う。

## 第8節 救助・救急

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出ることを予想される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織が救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力するとともに、自発的に救助・救急活動を行うことが求められる。

### 第1 町（消防機関を含む）による救助活動【総務課】

「第2編第2章第9節第1 町（消防機関を含む）による救助活動」による。

### 第2 自主防災組織、事業所等による救助活動【総務課】

「第2編第2章第9節第2 自主防災組織、事業所等による救助活動」による。

### 第3 消防本部による救助・救急活動【総務課】

#### 1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り消防団員、自主防災組織及び地域住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ、救助・救急活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救助・救急活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

#### 2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

#### 3 救助・救急体制の整備

古殿分署、消防団詰所及び公民館等における救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。

### 第4 広域応援【総務課】

「第2編第2章第9節第4 広域応援」による。

## 第9節 自衛隊災害派遣

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

### 第1 災害派遣要請の要求【総務課】

「第2編第2章第10節第1 災害派遣要請の要求」による。

### 第2 災害派遣要請【総務課】

「第2編第2章第10節第2 災害派遣要請」による。

### 第3 自衛隊の自主派遣【総務課】

「第2編第2章第10節第3 自衛隊の自主派遣」による。

### 第4 災害派遣部隊の受け入れ体制【総務課】

「第2編第2章第10節第4 災害派遣部隊の受け入れ体制」による。

### 第5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限【総務課】

「第2編第2章第10節第5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限」による。

### 第6 派遣部隊の撤収【総務課】

「第2編第2章第10節第6 派遣部隊の撤収」による。

### 第7 経費の負担区分【総務課】

「第2編第2章第10節第7 経費の負担区分」による。

## 第10節 避難

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自らの命を自ら守るための行動」とする。

地震災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行われなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

### 第1 避難情報の発令【総務課・各課】

町長は、地震発生による火災、家屋の倒壊、山崩れ等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、災害のおそれが高い場合は避難指示を発令する。

また、災害が発生した場合又は切迫している場合は緊急安全確保を発令し、住民に対して命を守る最善の行動をとるよう呼びかけるものとする。

なお、地震発生後の降雨による災害については、「第2編第2章第11節第1 避難情報の発令」による。

#### 1 避難の実施機関

##### (1) 実施の責任者及び基準

避難情報の発令の実施責任者は次のとおりであるが、避難情報の発令を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関が相互に連絡を行う。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険が切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難情報を発令するとともに、避難情報をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、町は、地震による災害の特性なども踏まえながら、避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、町は地震が発生した場合には、必要に応じ、避難情報を発令しなくても、指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

■ 実施の責任者及び基準

区分 \ 事項	実施責任者	措 置	実施の基準
避難指示	町長 (災害対策基本 法第 60 条)	立退き及び立退き先 の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事 (災害対策基本 法第 60 条)	立退き及び立退き先 の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事及びその命 を受けた職員 (地すべり等防 止法第 25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命 を受けた職員又 は水防管理者 (水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本 法第 61 条)	立退き及び立退き先 の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	町長が避難のための立退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第 4 条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第 94 条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場に行かない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保	町長 (災害対策基本 法第 60 条)	命を守るために最善と考えられる安全確保行動の呼びかけ	災害が発生し、急を要すると認められるとき。

(2) 避難情報の発令を検討すべき情報

ア 地震情報

「第3節第1 地震情報等の受理伝達」による気象庁の地震情報

イ その他

町で定める基準に達したとき

(3) 指定行政機関等による助言

町は、避難情報を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県



に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

## 2 避難情報の内容

町長など、避難情報を発令する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難情報の発令の理由
- (5) その他必要な事項

## 3 避難措置の周知等

避難の指示を行った者は、概ね次により必要な事項を通知する。

### (1) 町の措置

#### ア 住民への周知

町は、避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、町防災計画に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことが危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、「緊急安全確保」「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

さらに、避難情報の発令対象区域については、災害リスクを想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより、安全な地域の居住者等までもが指定緊急避難場所に避難して混雑したり、交通渋滞が発生するなどのおそれから、可能な限り絞り込むことが重要である。一方、実際の運用では、発令対象区域の居住者等にまとめて発令し、具体的な情報伝達のなかで、立退き避難を基本としつつも居住者等の自らの確認・判断で屋内安全確保も可能であることを伝達する方法も考えられる。

町は、居住者等が、自宅・施設等が災害時において立退き避難が必要な場所なのか、屋内安全確保が可能な場所なのかをあらかじめ確認・認識し、災害時にとるべき行動を自ら判断できるよう、周知徹底を図るよう努める。

#### イ 知事への報告

町長は、避難のための立退きの指示、立退き先の指示又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- (ア) 避難情報の発令の有無
- (イ) 避難情報の発令時刻
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難場所及び避難経路

(オ) 避難責任者

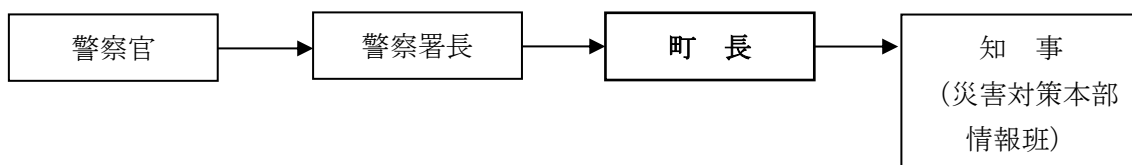
(カ) 避難世帯数、人員

(キ) 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

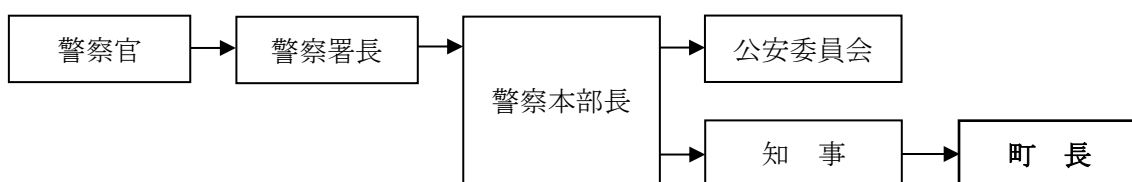
避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

## (2) 警察官の措置

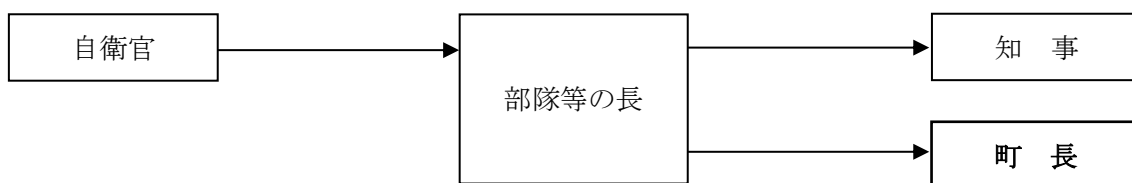
ア 災害対策基本法に基づく措置



イ 職権に基づく措置



## (3) 自衛官の措置



## 4 避難情報の解除

町は、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

また、必要に応じて県に対し、避難情報の解除に関して、必要な助言を求める。

## 第2 警戒区域の設定【総務課・地域整備課】

「第2編第2章第11節第2 警戒区域の設定」による。

## 第3 避難行動【住民】

「第2編第2章第11節第3 避難行動」による。

## 第4 避難の誘導【総務課・各課】

「第2編第2章第11節第4 避難の誘導」による。

## 第5 避難行動要支援者対策【総務課・健康福祉課・住民税務課】

「第2編第2章第11節第5 避難行動要支援者対策」による。

## 第6 広域的な避難対策【総務課】

「第2編第2章第11節第6 広域的な避難対策」による。

## 第7 安否情報の提供等【総務課・健康福祉課】

「第2編第2章第11節第7 安否情報の提供等」による。

## 第11節 避難所の設置・運営

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に公民館、集会所、学校、福祉施設その他既存の建物又は応急仮設物等に受入保護することを目的として設置・運営するものとする。

### 第1 避難所の設置【総務課・各課】

「第2編第2章第12節第1 避難所の設置」による。

### 第2 避難所の運営【総務課・各課】

「第2編第2章第12節第2 避難所の運営」による。

### 第3 新型コロナウイルス等の感染症対策【総務課・健康福祉課】

「第2編第2章第12節第3 新型コロナウイルス等の感染症対策」による。

## 第12節 医療（助産）救護

地震発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

### 第1 医療機関の被害状況等の収集、把握【健康福祉課・健康管理センター】

「第2編第2章第13節第1 医療機関の被害状況等の収集、把握」による。

### 第2 医療（助産）救護活動【健康福祉課・健康管理センター】

「第2編第2章第13節第2 医療（助産）救護活動」による。

### 第3 傷病者等の搬送【総務課・健康福祉課・健康管理センター】

「第2編第2章第13節第3 傷病者等の搬送」による。

### 第4 医薬品等の確保【健康福祉課・健康管理センター】

「第2編第2章第13節第4 医薬品等の確保」による。

### 第5 血液製剤の確保【健康福祉課・健康管理センター】

「第2編第2章第13節第5 血液製剤の確保」による。

### 第6 人工透析の供給確保【健康福祉課・健康管理センター】

「第2編第2章第13節第6 人工透析の供給確保」による。

### 第7 広域的救護活動の調整【健康福祉課・健康管理センター】

「第2編第2章第13節第7 広域的救護活動の調整」による。

## 第13節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。

このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行う。

### 第1 緊急輸送の範囲【総務課・各課】

「第2編第2章第14節第1 緊急輸送の範囲」による。

### 第2 緊急輸送路等の確保【総務課・地域整備課】

「第2編第2章第14節第2 緊急輸送路等の確保」による。

### 第3 輸送手段の確保【総務課・地域整備課】

「第2編第2章第14節第3 輸送手段の確保」による。

### 第4 緊急輸送路の情報の集約と提供【総務課・地域整備課】

「第2編第2章第14節第4 緊急輸送路の情報の集約と提供」による。

## 第14節 災害警備活動及び交通規制措置

大規模な地震の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

### 第1 災害警備活動【総務課】

「第2編第2章第15節第1 災害警備活動」による。

### 第2 交通規制措置【総務課・地域整備課】

「第2編第2章第15節第2 交通規制措置」による。

## 第15節 防疫及び保健衛生

地震被害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに震災によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

### 第1 防疫活動【健康福祉課・健康管理センター・地域整備課】

「第2編第2章第16節第1 防疫活動」による。

### 第2 食品衛生監視【健康福祉課・健康管理センター・地域整備課】

「第2編第2章第16節第2 食品衛生監視」による。

### 第3 栄養指導【健康福祉課・健康管理センター】

「第2編第2章第16節第3 栄養指導」による。

### 第4 保健指導【健康福祉課・健康管理センター】

「第2編第2章第16節第4 保健指導」による。

### 第5 精神保健活動【健康福祉課】

「第2編第2章第16節第5 精神保健活動」による。

### 第6 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達【健康福祉課・健康管理センター】

「第2編第2章第16節第6 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達」による。

### 第7 動物（ペット）救護対策【健康福祉課】

「第2編第2章第16節第7 動物（ペット）救護対策」による。



## 第16節 廃棄物処理対策

災害時に発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき（以下、「災害廃棄物」という。）の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

### 第1 実施機関【健康福祉課】

「第2編第2章第17節第1 実施機関」による。

町（石川地方生活環境施設組合を含む。以下この節において同じ）

### 第2 災害廃棄物処理【健康福祉課】

「第2編第2章第17節第2 災害廃棄物処理」による。

### 第3 し尿処理【地域整備課・健康福祉課】

「第2編第2章第17節第3 し尿処理」による。

### 第4 がれき処理【地域整備課】

#### 1 がれき発生量の推定

災害により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（以下「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

町（石川地方生活環境施設組合を含む。以下この節において同じ）においては、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定調査結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておくものとする。

なお、がれき量の推定には、木造1㎡あたり0.35ト、非木造1.20トを目安とする。

#### 2 処理体制の確保

がれきの処理については、原則として町又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理することになるため、国、県（環境保全班）、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

#### 3 処理対策

##### （1）仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、町はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

##### （2）分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

##### （3）適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄

物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておく。

(4) 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するためには、県外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、国や隣接県とともに広域処分対策を検討する。

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じんや有害物質、石綿含有廃棄物の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがあるので、町はその実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関を指導する。

特に石綿については、町及び県は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

町、県及び事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

## 第5 廃棄物処理施設の確保及び復旧【健康福祉課】

「第2編第2章第17節第4 廃棄物処理施設の確保及び復旧」による。

## 第6 応援体制の確保【健康福祉課・地域整備課】

「第2編第2章第17節第5 応援体制の確保」による。

## 第17節 救援対策

震災により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品、飲料水、燃料等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する。

### 第1 給水救援対策【総務課・地域整備課】

「第2編第2章第18節第1 給水救援対策」による。

### 第2 食料救援対策【健康福祉課・住民税務課】

「第2編第2章第18節第2 食料救援対策」による。

### 第3 生活必需物資等救援対策【健康福祉課・住民税務課】

「第2編第2章第18節第3 生活必需物資等救援対策」による。

### 第4 燃料等の調達・供給対策【健康福祉課・産業振興課】

「第2編第2章第18節第4 燃料等の調達・供給対策」による。

### 第5 支援物資等の支援体制【総務課・健康福祉課・住民税務課】

「第2編第2章第18節第5 支援物資等の支援体制」による。

### 第6 義援物資及び義援金の受け入れ【総務課】

「第2編第2章第18節第2 障害物の除去」による。

## 第18節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を実施する。

### 第1 被災のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談【健康福祉課・地域整備課・住民税務課】

「第2編第2章第19節第1 被災のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談」による。

### 第2 障害物の除去【総務課・健康福祉課・地域整備課】

「第2編第2章第19節第2 障害物の除去」による。

### 第3 災害相談対策【健康福祉課・各課】

「第2編第2章第19節第3 災害相談対策」による。

## 第19節 応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

### 第1 応急仮設住宅の建設【総務課・地域整備課】

「第2編第2章第20節第1 応急仮設住宅の建設」による。

### 第2 賃貸型応急住宅等の提供【総務課・地域整備課】

「第2編第2章第20節第2 賃貸型応急住宅等の提供」による。

### 第3 住宅の応急修理【総務課・地域整備課】

「第2編第2章第20節第3 住宅の応急修理」による。

## 第20節 死者の搜索、遺体対策等

町は、災害により死亡していると推定される者について、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

### 第1 全般的な事項【総務課】

「第2編第2章第21節第1 全般的な事項」による。

### 第2 遺体の搜索【総務課】

「第2編第2章第21節第2 遺体の搜索」による。

### 第3 遺体の収容【総務課】

「第2編第2章第21節第3 遺体の収容」による。

### 第4 遺体の火葬・埋葬【健康福祉課・住民税務課】

「第2編第2章第21節第4 遺体の火葬・埋葬」による。

## 第21節 生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する。

### 第1 上水道施設等応急対策【地域整備課】

「第2編第2章第22節第1 上水道施設等応急対策」による。

### 第2 下水道施設等応急対策【地域整備課】

「第2編第2章第22節第2 下水道施設等応急対策」による。

### 第3 電力施設応急対策【東北電力ネットワーク(株)】

「第2編第2章第22節第3 電力施設応急対策」による。

### 第4 ガス施設（LPガス）応急対策【LPガス販売店】

#### 1 出動体制

震度4以上の地震が発生した場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うものとともに、災害が発生した場合は直ちに出勤して二次災害の防止等の措置を講じる。

#### 2 （一社）福島県LPガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

##### （1）地震等による災害が発生した場合等

震度5以上の地震が発生した場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置する。

##### （2）復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請する。

#### 3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報する。

##### （1）平常時の広報活動

需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接PRを行う。

##### （2）二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報するものとする。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

#### 4 被害状況の把握（情報収集）

震度5以上の地震が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告する。

（1）需要家からの情報

ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集

イ 需要家の家屋被害状況

（2）一般被害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及び電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

（3）特定供給設備の被害情報

#### 5 復旧計画等

（1）県LPガス協会の現地災害対策本部は、次に掲げる事項を把握し、復旧作業計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告する。

ア 被害状況の概要

イ 復旧応援要員の要請

（ア）救援を必要とする作業内容

（イ）要員

（ウ）資器材及び工具車両

（エ）救援隊の出動日時・集結場所等

ウ 復旧作業の日程

エ 仮復旧の見通し

オ その他必要な対策

（2）復旧作業計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位対策組織は、上記（1）の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行う。

（3）復旧計画の策定及び実施にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

#### 第5 電気通信施設等応急対策【各通信事業者】

「第2編第2章第22節第5 電気通信施設等応急対策」による。

#### 第6 放送施設等応急対策【各放送局】

「第2編第2章第22節第6 放送施設等応急対策」による。



## 第22節 文教対策

町教育委員会及び小中学校長等は、地震災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を定める。

### 第1 児童生徒等保護対策【町教育委員会】

「第2編第2章第23節第1 児童生徒等保護対策」による。

### 第2 応急教育対策【町教育委員会】

「第2編第2章第23節第2 応急教育対策」による。

### 第3 文化財の応急対策【町教育委員会】

「第2編第2章第23節第3 文化財の応急対策」による。

## 第23節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「第10節 避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

### 第1 要配慮者に係る対策【健康福祉課・各関係機関】

「第2編第2章第24節第1 要配慮者に係る対策」による。

### 第2 社会福祉施設等に係る対策【健康福祉課・各施設管理者】

「第2編第2章第24節第2 社会福祉施設等に係る対策」による。

### 第3 障がい者及び高齢者に係る対策【健康福祉課】

「第2編第2章第24節第3 障がい者及び高齢者に係る対策」による。

### 第4 児童に係る対策【健康福祉課・町教育委員会・こども園】

「第2編第2章第24節第4 児童に係る対策」による。

### 第5 外国人に係る対策【健康福祉課・住民税務課】

「第2編第2章第24節第5 外国人に係る対策」による。

## 第24節 ボランティアとの連携

町内に大規模地震が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図る。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

### 第1 ボランティア団体等の受入【健康福祉課・町社会福祉協議会】

「第2編第2章第25節第1 ボランティア団体等の受入」による。

### 第2 ボランティア団体等の活動【健康福祉課・町社会福祉協議会】

「第2編第2章第25節第2 ボランティア団体等の活動」による。

### 第3 ボランティア活動保険の加入促進【健康福祉課・町社会福祉協議会】

「第2編第2章第25節第3 ボランティア活動保険の加入促進」による。

## 第25節 危険物施設等災害応急対策

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

### 第1 危険物施設応急対策【総務課】

「第2編第2章第26節第1 危険物施設応急対策」による。

### 第2 火薬類施設応急対策【総務課】

「第2編第2章第26節第2 火薬類施設応急対策」による。

### 第3 高圧ガス施設応急対策【総務課】

「第2編第2章第26節第3 高圧ガス施設応急対策」による。

### 第4 毒物劇物施設応急対策【総務課】

「第2編第2章第26節第4 毒物劇物施設応急対策」による。

## 第26節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、知事は法定受託事務としてその救助の実施にあたる。

災害救助法の適用にあたっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行細則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行う。

なお、知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、災害救助法又は災害対策基本法に基づき、従事命令、協力命令、保管命令等の権限が与えられている。

### 第1 災害救助法の適用【総務課・住民税務課・健康福祉課】

「第2編第2章第28節第1 災害救助法の適用」による。

### 第2 災害救助法の適用基準【総務課】

「第2編第2章第28節第2 災害救助法の適用基準」による。

### 第3 災害救助法の適用手続き【総務課・住民税務課・健康福祉課】

「第2編第2章第28節第3 災害救助法の適用手続き」による。

### 第4 災害救助法による救助の種類等【総務課・住民税務課・健康福祉課】

「第2編第2章第28節第4 災害救助法による救助の種類等」による。

### 第5 災害対策基本法に基づく従事命令等【総務課】

「第2編第2章第28節第5 災害対策基本法に基づく従事命令等」による。

## 第27節 被災者生活再建支援法に基づく支援等

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付する。

### 第1 被災者生活再建支援法の適用【健康福祉課】

「第2編第2章第28節第1 被災者生活再建支援法の適用」による。

### 第2 罹災証明書の交付【住民税務課・地域整備課】

「第2編第2章第28節第2 罹災証明書の交付」による。

### 第3 被災者台帳の作成【住民税務課】

「第2編第2章第28節第3 被災者台帳の作成」による。

## 第28節 ヘリコプター等による災害応急対応

### 第1 消防防災ヘリコプターの運航方針【総務課】

「第2編第2章第31節第1 消防防災ヘリコプターの運航方針」による。

### 第2 消防防災ヘリコプターによる活動【県】

「第2編第2章第31節第2 消防防災ヘリコプターによる活動」による。

### 第3 運行管理体制【県】

「第2編第2章第31節第3 運行管理体制」による。

### 第4 町等の受け入れ体制の整備【総務課】

「第2編第2章第31節第4 町等の受け入れ体制の整備」による。

### 第5 各防災関係機関ヘリコプター等の活動内容【総務課・県】

「第2編第2章第31節第5 各防災関係機関ヘリコプター等の活動内容」による。

## 第1節 施設の復旧対策

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。この計画の策定にあたっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

### 第1 災害復旧事業計画の作成【各課】

「第2編第3章第1節第1 災害復旧事業計画の作成」による。

### 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成【総務課・地域整備課・産業振興課】

「第2編第3章第1節第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成」による。

### 第3 激甚災害の指定【総務課・地域整備課・産業振興課】

「第2編第3章第1節第3 激甚災害の指定」による。

### 第4 災害復旧事業の実施【地域整備課・産業振興課】

「第2編第3章第1節第4 災害復旧事業の実施」による。

## 第2節 被災地の生活安定

大規模震災時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

### 第1 義援金の配分【総務課・健康福祉課】

「第2編第3章第2節第1 義援金の配分」による。

### 第2 被災者の生活確保【総務課・健康福祉課・地域整備課・産業振興課】

「第2編第3章第2節第2 被災者の生活確保」による。

### 第3 災害弔慰金の支給【健康福祉課】

「第2編第3章第2節第3 災害弔慰金の支給」による。

### 第4 被災者への融資【健康福祉課・産業振興課】

「第2編第3章第2節第4 被災者への融資」による。





## 第 4 編 事故対策編



## 第1節 総則

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置が決定された原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力災害防止事務又は業務の遂行によって住民の安全確保を図ることを目的とする。

### 第2 計画の性格

#### 1 県地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、福島県防災会議が作成する「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」に基づいて作成したものである。

本章で定めのない事項については、「第1編 総則」「第2編 一般災害対策編」「第3編 地震災害対策編」によるものとし、専門的・技術的事項については、「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」に準拠する。

#### 2 国の役割

国は、原子力災害に際して、現地における原子力防災対策の拠点としてあらかじめ指定した緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）において、現地事故対策連絡会議の開催等、原子力防災専門官を中心にした初期活動を行う。また、原子力緊急事態に該当する場合には、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出して原子力災害対策本部を設置し、迅速な応急対策を決定し、県及び市町村に指示する体制を整備するとともに、現地においては、対策拠点施設に設けられる原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）に要員及び専門家を派遣して、県及び市町村が行う応急対策を支援するなど、原災法、防災基本計画に基づき必要な措置を講じることとされている。

#### 3 原子力事業者の責務

原子力事業者は、原子力発電所の安全管理に最大限の努力を払い、原子炉施設等から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより、住民に影響が及ぶことのないよう原災法に定める対策を確実に実施し、安全を確保する。

また、県、市町村及び原子力災害関係機関が実施する原子力災害対策に全面的に協力し、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害からの復旧に関し、誠意をもって必要な措置を十分に講ずる。

さらに、原子力発電事業に係る業務に従事する者に対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、市町村と共同して平常時から防災等関係情報をわかりやすくかつ定期的に提供する等、各種防災訓練の実施等を通じて有機的な連携体制の確立を図ることで、原子力防災体制の整備に万全を期する。

#### 4 計画の作成又は修正に際し基本とすべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）を基本とする。

### 第3 原子力災害対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講ずる上で必要となる緊急時の環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）等の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定める。

### 第4 計画の前提となる原子力発電所の概要

福島県には、下記の原子力発電所が所在している。

役場から福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所までの直線距離は、それぞれ約 56.2km、約 48.6km となっている。

本町は、いずれの原子力発電所の PAZ（予防的防護措置を準備する地域）、UPZ（緊急防護措置を準備する地域）にも含まれていない。

事業所名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	許可出力	備考
東京電力ホールディングス(株)	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW	平成24年4月19日廃止
			2号	BWR	78.4万kW	
			3号	BWR	78.4万kW	
			4号	BWR	78.4万kW	
			5号	BWR	78.4万kW	平成26年1月31日廃止
			6号	BWR	110.0万kW	
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡檜葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW	令和元年9月30日廃止
			2号	BWR	110.0万kW	
			3号	BWR	110.0万kW	
			4号	BWR	110.0万kW	

※ BWR＝沸騰水型軽水炉

※ PAZ：原子力施設から概ね半径5kmの範囲で設定

※ UPZ：原子力施設から概ね半径30kmの範囲で設定

## 第2節 原子力災害事前対策

原子力災害の拡大を防止するため、原子力防災に関する体制の整備及び原子力防災知識の普及等について定め、その実施を図る。

### 第1 災害応急体制の整備【総務課】

町は原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、広域的な応援協力体制や長期化に備えた動員体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備し、手順書・マニュアル等に定めておく。

### 第2 情報の収集・連絡体制の整備【総務課】

#### 1 通信連絡者名簿等の整備

町は、連絡・指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、通報連絡を、緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備する。その際、夜間・休日においても対応できる体制の整備を図る。

#### 2 通信手段の確保

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県及び原子力規制委員会からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、第2章「第2節 防災情報通信網の整備」に基づき、あらかじめ緊急時連絡通信網に伴う諸設備等の整備を行う。

通信網の整備にあたっては、複合災害を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努める。

### 第3 住民等への的確な情報伝達体制の整備【総務課】

#### 1 体制及び設備等の整備

町は、県が作成する警戒事象通報後から住民等に提供すべき情報の項目を災害対応のフェーズ（段階）や場所等に応じて整理した広報実施マニュアル等に基づき、住民への伝達体制を整備する。

なお、伝達体制の整備にあたっては、地震等との複合災害においても的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線（戸別受信機）、広報車両等の整備を図る。

#### 2 県及び周辺市町村との連携

町は、住民からの問い合わせに備え、県及び原子力事業所が立地している周辺市町村と平時からの連携を図る。

### 第4 避難収容活動体制の整備【総務課・住民税務課】

緊急事態発生時における屋内退避や避難に関する誘導体制の整備に努めるとともに、災害時要配慮者に対する実効的な避難誘導・移送体制等の確立を図る。また、避難場所、避難方法、屋内退避の具体的な方法等についてあらかじめ住民への周知を図る。

### 第5 緊急被ばく医療への協力体制の整備【健康福祉課・健康管理センター】

町は、県等が実施する住民の健康管理、スクリーニング活動、除染など緊急被ばく医療活動に協力するとともに、体制の整備を図る。



## 第6 広域的な避難への対応【総務課】

原子力災害においては、市町村の枠を越えた広域避難が想定されることから、「福島県原子力災害広域避難計画」に基づき、町外からの避難者の受入体制等広域避難の要請を受けた場合の措置について検討する。

## 第7 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発【総務課】

### 1 住民に対する知識の普及と啓発

町は、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、国、県、関係市町村及び事業者と協力して、平常時から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する正しい知識の普及と啓発に努める。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- (7) 要配慮者の支援に関すること。
- (8) 避難に関すること（コンクリート屋内退避施設、指定避難所、避難経路、避難退域時検査及び簡易除染、避難手段等）。
- (9) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (10) 指定避難所での運営管理、行動等に関すること。
- (11) その他必要と認めること。

### 2 防災教育の充実

町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

### 3 要配慮者等への配慮

町が、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

## 第8 原子力防災に関する訓練への参加【総務課】

町は、国、県、事業者等が実施する原子力事故を想定した訓練に参加するよう努める。

## 第3節 緊急事態応急対策

### 第1 災害情報の収集伝達【総務課】

#### 1 通報連絡系統

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、「情報収集事態」「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」が発生した場合における通報、連絡は次により行われる。

#### 2 本町に対する情報提供

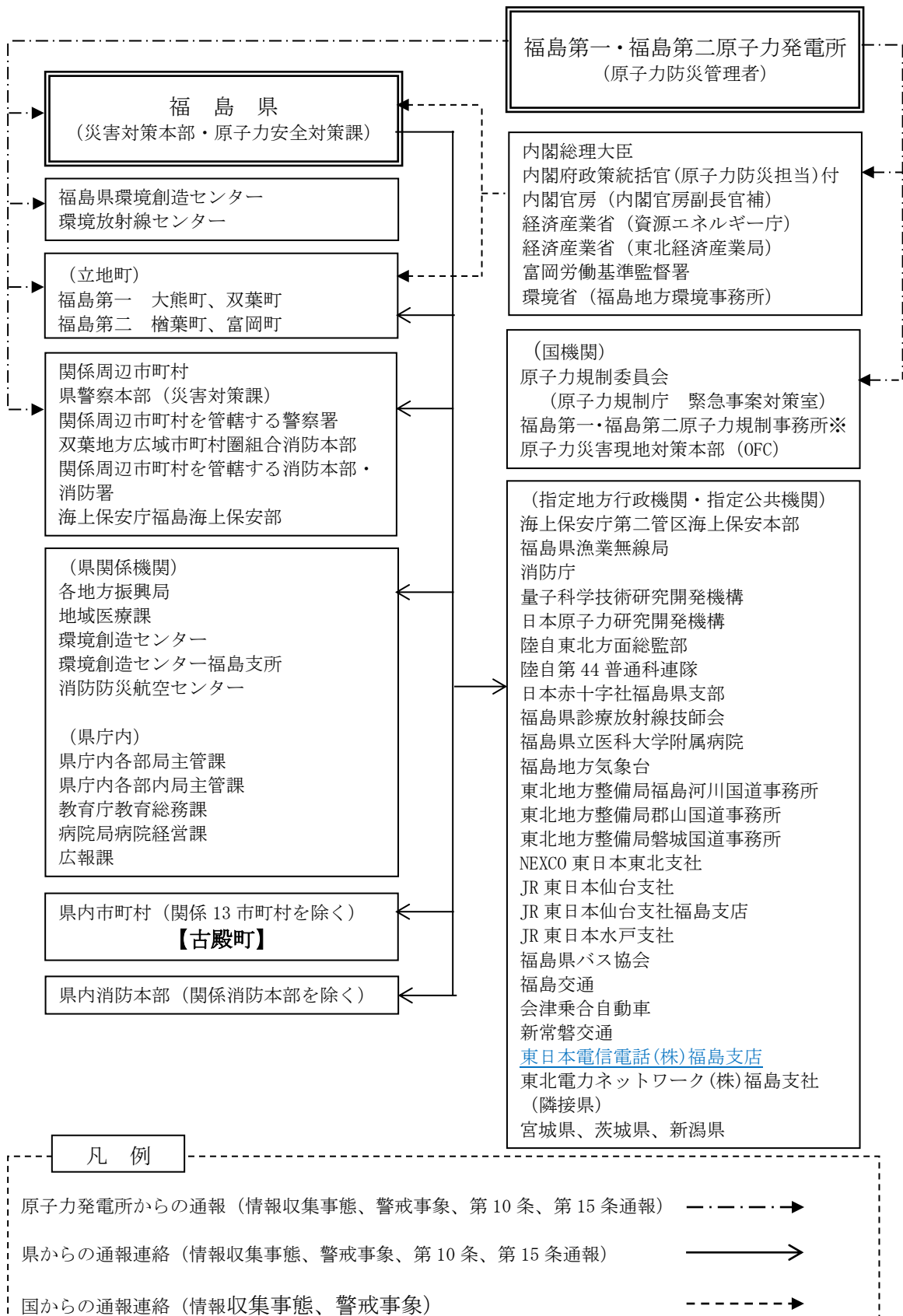
県は、県内市町村（関係市町村を除く）、県内各消防本部（関係市町村を管轄する消防本部を除く）及び指定地方公共機関に対し、発電所からの特定事象発生等の通報、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告及び緊急時モニタリング情報等、その他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やかに連絡する。

町は、県から原子力災害に関する連絡を受けた情報について、必要に応じ、速やかに防災関係機関へ伝達する。なお、町は、これにより連絡を受けた事項についての県、関係市町村、発電所への問い合わせは、緊急時対応の支障とならないよう配慮する。

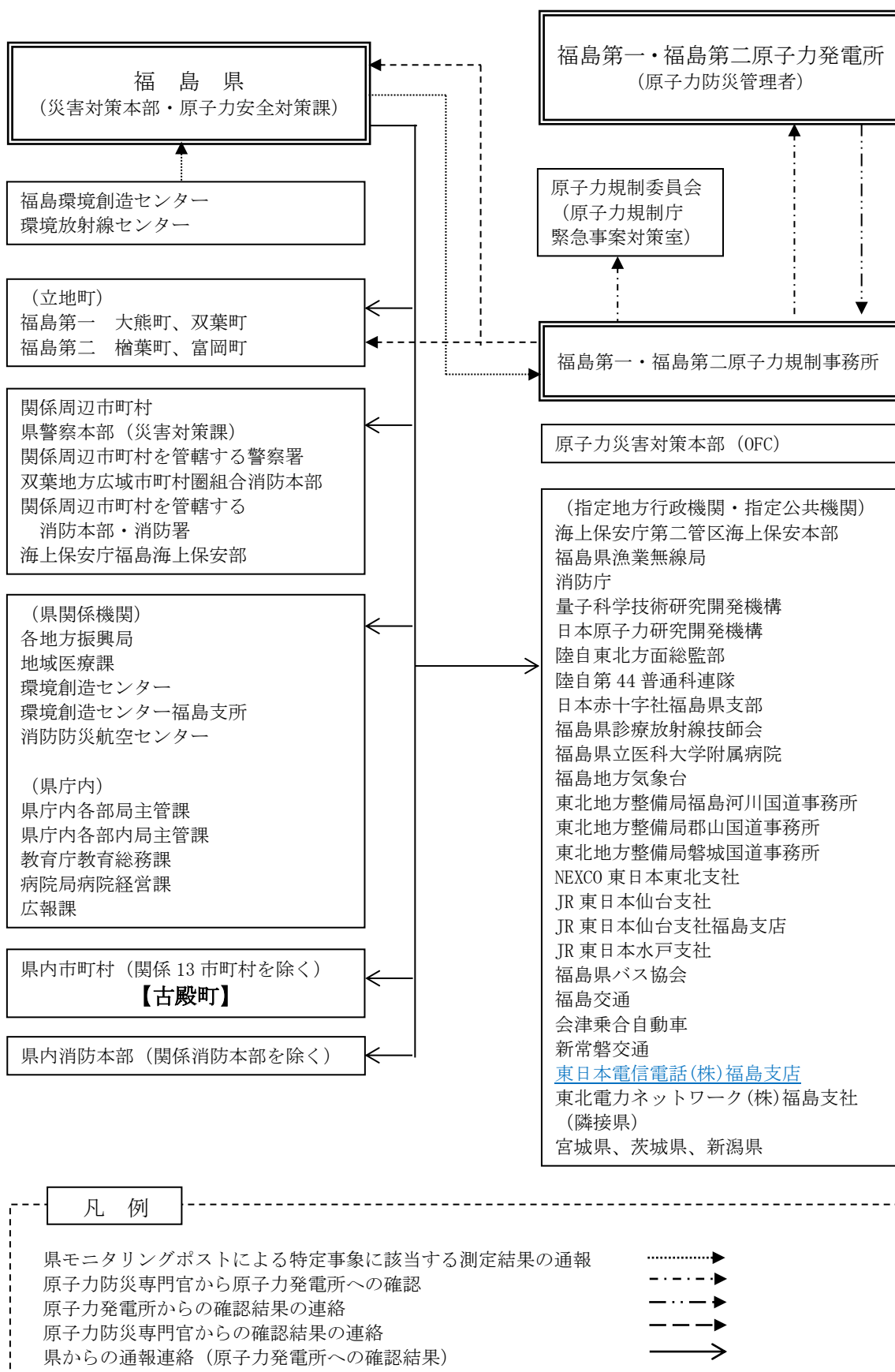
#### ■ 緊急事態区分の説明

区分	対象事象	概要
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる故障等）が発生した段階	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態
全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態

■ 通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）



※ 福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。



## 第2 活動体制の確立【総務課・各課】

町は県から原子力災害に関する連絡を受けた場合、速やかに情報収集伝達体制を確立するとともに、必要に応じて災害対策本部等応急対策に必要な体制をとる。

## 第3 住民等に対する指示の伝達と広報【総務課】

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案して、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行う。

### (1) 住民等への情報伝達

住民等への情報伝達は、県（県災害対策本部）がテレビ、ラジオ、新聞及びインターネット等により、必要な情報を提供するとともに、電話の自粛等災害応急対策の円滑な実施に対する協力を求めることとしている。

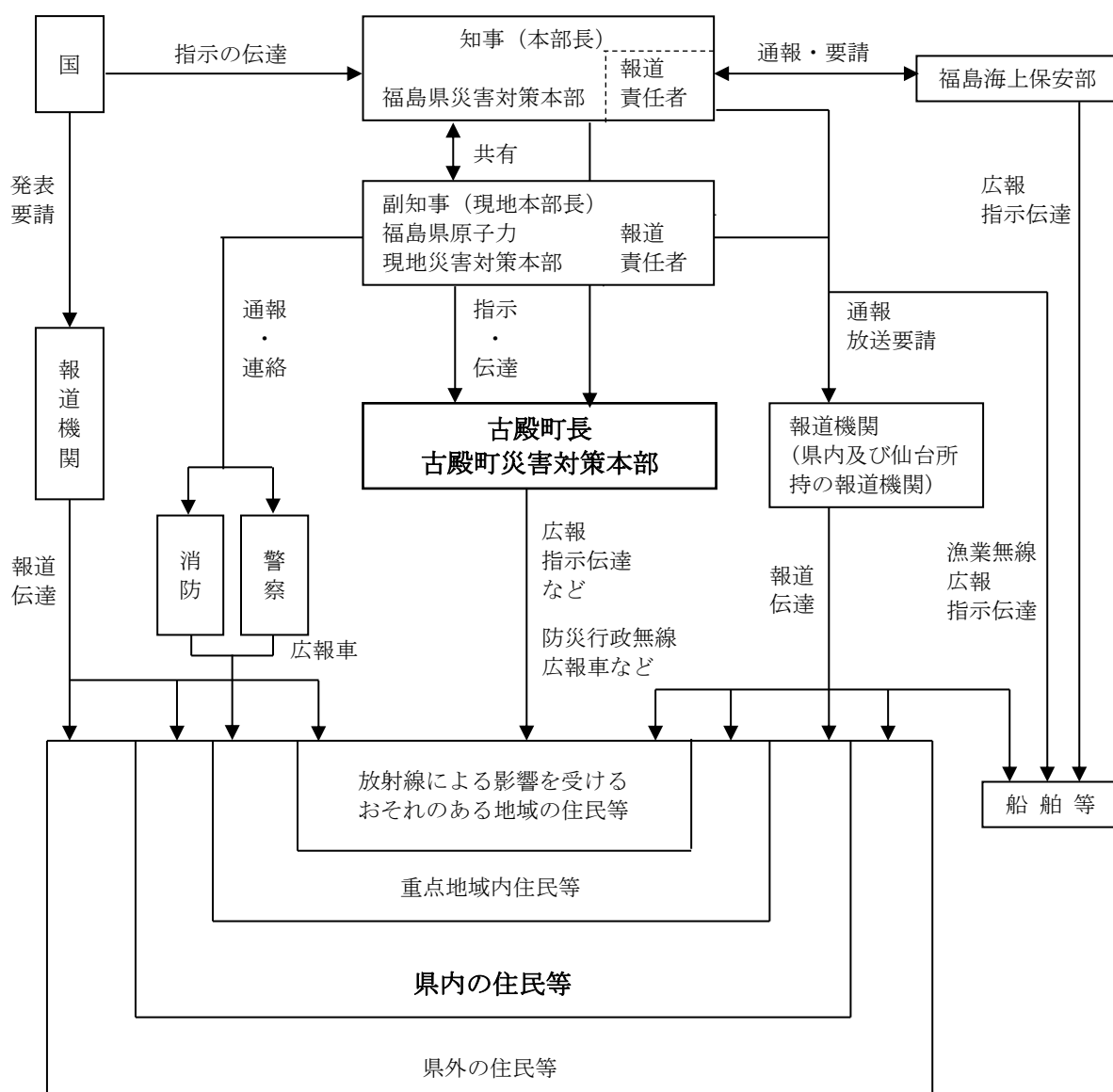
町は、県からの指示等に基づき、防災行政無線、広報車等を通じて住民等へ情報を提供する。

### (2) 問い合わせ窓口の設置

町は、国、県、原子力事業所と連携し、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置し、人員を配置するなど体制を確立する。

なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、インターネット等により、速やかに住民等に周知する。

## ■ 住民等に対する広報及び指示伝達系統図



## 第4 緊急時モニタリング体制への協力【総務課】

緊急時モニタリングセンター（原子力規制委員会）は、重点区域外の住民等の安全を確保するため、市町村等の協力を得て県内全市町村において、空間線量率等の測定を行うこととしており、測定結果については、県総合情報通信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付されることとなっている。

町は、緊急時モニタリングセンター（原子力規制委員会）等の協力要請に基づき、緊急時モニタリング活動に対して必要な情報提供や資料採取等測定における協力を行う。

## 第5 避難及び屋内退避【総務課・各課】

### 1 速やかな住民避難のための準備

町は、原災法第15条の全面緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施できる体制をとるため、警戒事象の通報受信後、県と連携のうえ、



直ちに住民の避難又は屋内退避のための準備として、緊急時モニタリング結果等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受け入れの調整の検討を開始するとともに、避難退域時検査場所等の開設準備、指定避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。

## 2 避難等の実施

### (1) 避難及び屋内退避等の防護措置の実施

町は、指針や国及び県の定めるマニュアル等を踏まえ、次の緊急事態区分に応じて避難及び屋内退避等の防護措置を実施する。

#### ア 警戒事態

町は、警戒事態（自然災害を除く。）発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備への協力等の防護措置を行う。

#### イ 施設敷地緊急事態

町は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、次の防護措置を行う。

(ア) 避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入。

(イ) 施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力。

#### ウ 全面緊急事態

町は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、避難及び安定ヨウ素剤の服用等の指示があった場合は次の防護措置を行うものとする。

(ア) 避難住民の受入。

(イ) OILに基づく避難の準備への協力（避難先、輸送手段の確保等）。

(ウ) 必要に応じて、屋内退避。

なお、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を講じる。

### (2) 屋内退避

屋内退避は原則として住民等が自宅等にとどまるものである。

町は、屋内退避地区内の住民等に屋外に出ないよう指示するとともに、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。

また、防災行政無線及び広報車の巡回等により、災害情報を広報して住民の安全確保に努めるものとする。

### (3) 避難

ア 町は、避難を決定したときは、対象地区の住民に対し、避難所、携帯品等の留意事項を含め、避難を指示する。

イ 避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、防災関係機関が保有する車両、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用する。

ウ 自力で避難可能な住民については、原則、自家用車により避難する。なお、自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ町が選定した集合場所等からバス等により避難する。

エ 医療施設や介護施設等において避難より屋内退避を優先させることが必要な場合には、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を指示する。

#### オ 集合場所への集合

町は、集合場所を指定し、住民に対して避難の指示を行うとともに、消防署員・消防団員、警察官の誘導のもとに住民を集合させる。

#### カ 避難場所への輸送

町は、防災関係機関の車両等の応援、又は必要に応じ、避難地区内の一般車両所有者等の協力を得て、集合場所に集合した住民等を避難場所へ輸送する。

なお、人員、輸送車両等に不足を生じた場合は、自衛隊の支援を要請するとともに、必要により県に支援を要請する。

#### キ 集合場所に自力で集合することが不可能な者に対する措置

集合場所に自力で集合することが不可能な者については、町職員、消防署員・消防団員及び警察官による救援活動を実施する。

#### ク 避難路の通行確保

警察官又は消防職員等、避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

#### ケ 避難状況の把握

町は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における住民登録等、あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認するものとし避難もれ等のないよう配慮する。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難場所以外に避難する場合があることに留意する。

### (4) コンクリート屋内退避

住民の防護対策については原則として屋内退避及び避難の措置を講じるものとするが、次に掲げる有効性が認められる場合であって、国がコンクリート屋内退避が適切であると判断したときは、コンクリート屋内への退避措置が講じられる。

ア 避難と同等程度に被ばくが低減されると認められるとき。

イ 既にコンクリート施設に退避している場合であって、そのままとどまることが有効であると認められるとき。

## 3 広域避難の実施

### (1) 他市町村への避難

町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外の広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、県の

調整のもと、風向、予測被ばく地域等を考慮したうえで住民の避難先とすべき市町村を協議・決定し、当該市町村に対し避難の受入を要請する。

なお、県から他市町村への避難の受入要請については、県に対して当該都道府県との協議を求める。

また、県から他市町村への避難の指示を受けたときは、その旨を速やかに住民に指示し、避難者の輸送に努めるとともに、受入市町村の避難所に職員を派遣し、受入市町村との連絡及び避難者の状況把握にあたらせる。

#### (2) 避難者の輸送

町は、避難を要する住民の乳幼児、妊婦等の優先順位の高い者から順に輸送する。

#### (3) 広域避難者等の受入

町は、県からの避難者の受入要請があった場合、「福島県原子力災害広域避難計画」に基づき、町が指定する避難所の中から、受入に必要な避難所を開設し、近隣市町村と連携して広域避難者の受入を行うとともに、関係市町村と協力してその運営を行う。

また、避難受入要請を受諾後、避難者の受入を行うことを防災行政無線等により住民等へ周知するとともに、避難所の設置・運営等への協力を求める。

### 4 要配慮者への配慮等

町は、要配慮者に向けた情報の提供、避難誘導、避難所での生活に十分配慮するものとし、特に要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、社会福祉施設等においては、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員が避難の誘導を行うものとする。

## 第6 飲食物の摂取制限、出荷制限【総務課・産業振興課・地域整備課】

### 1 防護対策区域の住民に対する飲食物の摂取制限

- (1) 県は、町が屋内避難等の防護対策を講じた場合には、防護対策区域内の住民に対し、とりあえず屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を禁止するよう、指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等による広報を行う。
- (2) 町は、県からの指示に基づき、防護対策区域内の住民に対し、飲食物の摂取制限を指示するとともに、飲食物の供給活動を実施する。

### ■ 飲食物摂取制限に関する指標

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹			防護措置の概要
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h※ ³ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ² )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※ ⁴	飲料水 牛乳・乳 製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000 Bq/kg※ ⁵	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL 6 値を参考として数値を設定する。

※5 根菜、芋類を除く野菜類が対象

## 2 農畜水産物の採取及び出荷制限

- (1) 県（現地本部）は、国の指示又は緊急時モニタリング等により指針に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、住民、農畜水産物の生産者、出荷機関及び市場責任者等に対して、当該試料が採取された地区の農畜水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の禁止等必要な措置を講じるよう、町に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等により広報する。
- (2) 町は、住民、生産者及び生産流通関係機関・団体に対し、農畜水産物の出荷を禁止するよう指示する。

## 3 飲料水及び飲食物の供給

町は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置について県より指示を受けた時は、「第2編第2章第18節第1 給水救援対策及び第2 食料救援対策」により、県と協力して関係住民等への応急対策を講ずる。

## 第7 メンタルヘルス対策【健康福祉課】

原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的变化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、町は、国、県、地域医師会等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施する。

メンタルヘルス対策の実施にあたっては、指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する防災業務関係者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。

## 第8 防災業務関係者の安全確保【総務課】

防災業務関係者が被ばくする可能性がある環境下で活動する場合には、国及び県との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断行動がとれるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮する。

## 第4節 原子力災害中長期対策

原災法第15条第4項の既定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合、町は、国及び県の指示に基づき、必要な原子力災害中長期対策を実施する。

### 第1 放射性物質による環境汚染への対処【総務課】

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

### 第2 緊急事態解除宣言後の対応【総務課】

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き国及び県と連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

### 第3 緊急時モニタリングの実施と公表【総務課】

町は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと、県が原子力事業者その他関係機関と協力して継続的に行う緊急時モニタリングの実施及び結果の公表に協力する。

### 第4 心身の健康相談体制の整備【健康福祉課】

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や指針等に基づき、国及び県とともに居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

### 第5 災害地域住民に係る記録等の作成【総務課・各課】

#### 1 災害地域住民の記録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

#### 2 影響調査の実施

町は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査する。

#### 3 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録し、保存する。

### 第6 適正な流通の促進【総務課・産業振興課】

#### 1 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

### 第7 被災者等の生活再建等の支援【総務課・健康福祉課】

#### 1 被災者等の生活再建への支援

町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。



## 2 相談窓口の設置等

町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

## 3 生活再建の推進

町は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第8 被災中小企業等に対する支援【産業振興課】

町は、災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

## 第10 活動体制の解除【総務課・各課】

町長は、国の原子力緊急事態の解除宣言後、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部等応急対策に必要な体制を解除する。

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、「第2編 一般災害対策編」の定めによる。

## 第1節 航空災害予防対策

### 第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え【総務課・各課】

#### 1 防災情報通信網等の整備

「第2編第1章第2節 防災情報通信網の整備」による。

#### 2 応援協力体制の整備

「第2編第1章第1節第4 応援協力体制の整備」による。

#### 3 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町、防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編第1章第11節第1 医療（助産）救護体制の整備」により、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (2) 町及び県は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

#### 4 消防力の強化

「第2編第1章第6節 火災予防対策」による。

#### 5 防災訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、大規模災害を想定し「第2編第1章第14節 防災訓練」により、町、県、防災関係機関、空港管理者及び航空運送事業者等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

### 第2 要配慮者対策【総務課・健康福祉課・住民税務課】

「第2編第1章第16節 要配慮者対策」による。

## 第2節 航空災害応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達【総務課・地域整備課・産業振興課】

- (1) 町及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め「第2編第2章第3節 災害情報の収集伝達」により、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。
- (2) 町及び消防本部から県への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム 2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告システム—6 航空災害」により連絡する。

### 第2 活動体制の確立【総務課・各課】

#### 1 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常招集を行い、情報収集伝達体制を確立し、「第2編第2章第1節 応急活動体制」「第2節 職員の動員配備」により、災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じた県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

#### 2 相互応援協力

- (1) 町は、航空災害の規模が大きく町の災害対策体制では十分な対応が困難と認められる場合には、「第2編第2章第5節 相互応援協力」により、知事又は他の市町村の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。
- (2) 消防本部は、航空災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請する。

#### 3 自衛隊の災害派遣

町は、航空災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要と認める場合は、県に対し「第2編第2章第10節 自衛隊災害派遣」により、自衛隊の災害派遣要請を要求する。

### 第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動【総務課・各課】

#### 1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 警察本部は、「第2編第2章第15節 災害警備活動及び交通規制措置」により、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出・救助活動を行う。  
また、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、警察航空隊のヘリにより迅速な搜索活動及び救出活動を行うものとする。
- (2) 町は、「第2編第2章第9節 救助・救急」「第13節 医療（助産）救護」により、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

#### 2 消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

- (2) 町は、「第2編第2章第7節 消防計画」により、消火活動の迅速かつ円滑な実施に努める。
- (3) 町は、必要に応じ県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請する。

## 第4 交通規制措置

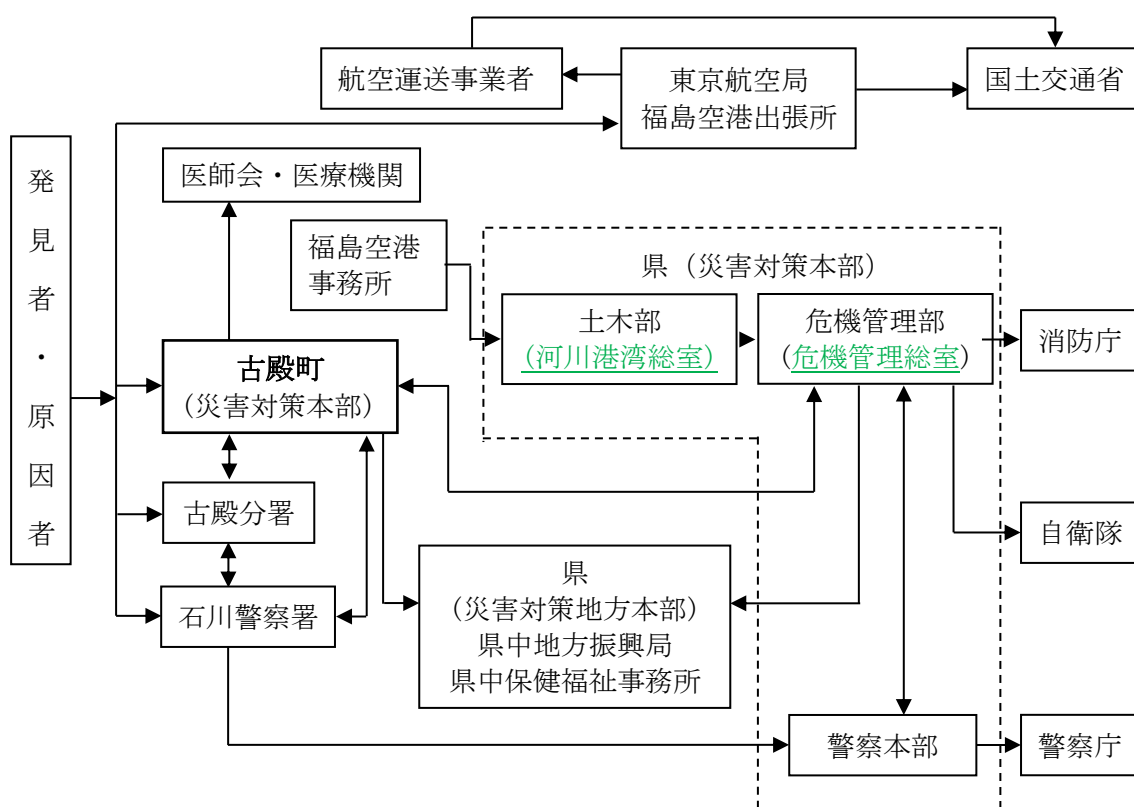
「第2編第2章第15節 災害警備活動及び交通規制措置」による。

## 第5 災害広報【総務課】

町は、県、防災関係機関及び航空運送事業者と、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制措置等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者に対し適切に広報するとともに、「第2編第2章第6節 災害広報」により、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

### ■ 航空災害情報伝達系統



※ この図（Ⅰ～Ⅱ）の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、「第2編 一般災害対策編」の定めによる。

## 第1節 道路災害予防対策

### 第1 道路交通の安全のための情報の充実【総務課・地域整備課】

道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める。

### 第2 道路施設等の整備【地域整備課】

- (1) 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努める。
- (2) 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (3) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施する。

### 第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え【総務課・各課】

#### 1 防災情報通信網等の整備

道路管理者は「第2編第1章第2節 防災情報通信網の整備」により、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努める。

#### 2 応援協力体制の整備

- (1) 町、県及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第2編第1章第1節第4 応援協力体制の整備」により、必要な措置を講ずる。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

#### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておく。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編第1章第11節第1 医療（助産）救護体制の整備」により、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。

- (3) 町及び県は、あらかじめ、消防関係機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

#### **4 消防力の強化**

- (1) 道路管理者のとりべき措置

消防活動について、平常時から消防機関などとの連携の強化を図る。

- (2) 町のとりべき措置

「第2編第1章第6節 火災予防対策」による。

#### **5 危険物等の流出時における防除活動**

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

#### **6 防災訓練の実施**

町、県及び防災関係機関は、大規模災害を想定し「第2編第1章第14節 防災訓練」により、町、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

### **第4 防災知識の普及啓発【総務課・地域整備課】**

道路管理者は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及啓発に努める。

### **第5 要配慮者対策【総務課・健康福祉課・住民税務課】**

「第2編第1章第16節 要配慮者対策」による。



## 第2節 道路災害応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達【総務課・地域整備課】

#### 1 道路管理者のとりべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

#### 2 町及び防災関係機関のとりべき措置

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第2編第2章第3節 災害情報の収集伝達」により実施する。
- (2) 町及び消防本部から県への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

### 第2 活動体制の確立【総務課・各課】

#### 1 道路管理者の活動体制

- (1) 道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。
- (2) 道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等による情報の収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うも。

#### 2 町の活動体制

町は、発災後速やかに「第2編第2章第1節 応急活動体制」「第2節 職員の動員配備」により、職員の非常招集を行い、情報収集伝達体制を確立し、災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じた県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

#### 3 相互応援協力

- (1) 道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。
- (2) 町は、道路災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編第2章第5節 相互応援協力」により知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。
- (3) 消防本部は、道路災害の規模が町の消防体制では十分な救助、救急活動の実施が困難と認められる場合には、町と調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援要請する。

#### 4 自衛隊の災害派遣

町は、道路災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要と認める場合は、県に対し「第2編第2章第10節 自衛隊災害派遣」により、自衛隊の災害派遣要請を要求する。

### 第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動【総務課・各課】

#### 1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 道路管理者は、消防機関、警察本部等による迅速かつ的確な救出・救助活動が行われるよう協力する。
- (2) 町は、「第2編第2章第9節 救助・救急」「第13節 医療（助産）救護」により、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (3) 消防機関は、保有する資機材を活用し、町、警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。
- (4) 警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出・救助活動を行う。

#### 2 消火活動

- (1) 道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。
- (2) 消防機関は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (3) 町は、「第2編第2章第7節 消防計画」により、消火活動の迅速かつ円滑な実施に努める。
- (4) 町は、必要に応じ県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請する。

### 第4 交通規制措置【総務課・地域整備課】

「第2編第2章第15節第2 交通規制措置」による。

### 第5 危険物の流出に対する応急対策【総務課】

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、「第4章 危険物等災害対策計画」により、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

### 第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧【地域整備課】

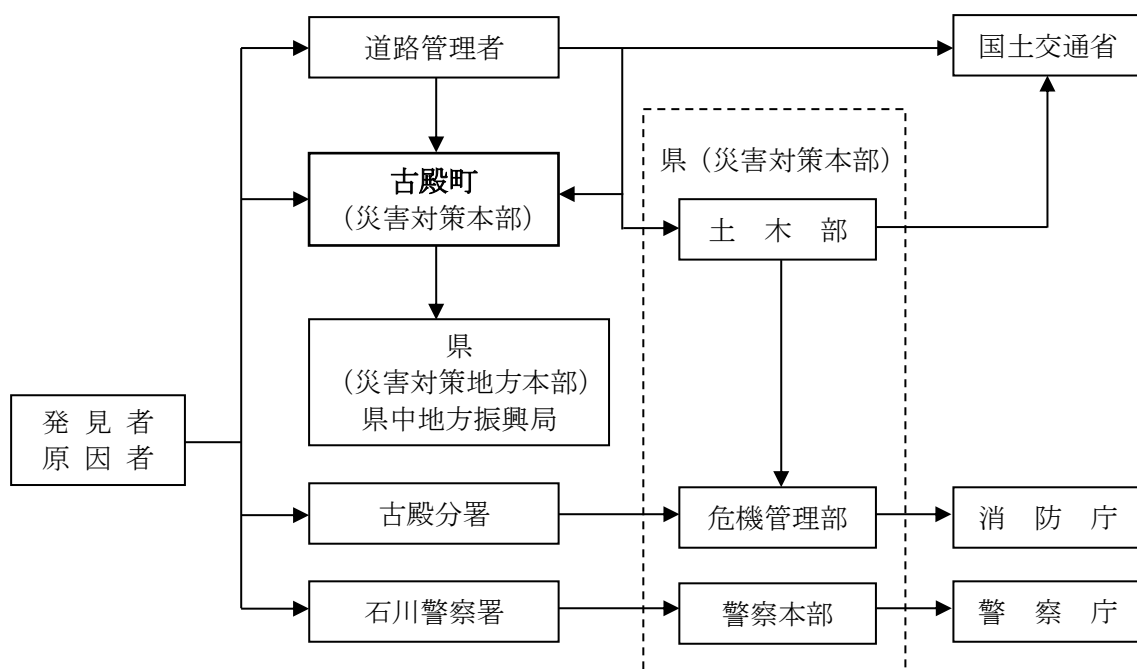
- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (2) 警察本部は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行う。

### 第7 災害広報【総務課】

町、県、防災関係機関及び道路管理者と、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制措置等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者に対し適切に広報するとともに、「第2編第2章第6節 災害広報」により、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

### ■ 道路災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第3節 道路災害復旧対策計画

(1) 道路管理者は、県、町及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行う。

また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示する。

(2) 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編第3章 災害復旧計画」による。

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、「第2編 一般災害対策編」の定めによる。

ただし、原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害対策については、「第1章 原子力災害対策編」の定めによる。

## 第1節 危険物等災害予防対策

### 第1 危険物等の定義【総務課】

#### 1 危険物

消防法第2条第7項の規定による。

#### 2 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条の規定による。

#### 3 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条の規定による。

#### 4 火薬類

火薬類取締法第2条の規定による。

### 第2 危険物施設の安全性の確保【総務課】

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、町及び消防本部は、危険物関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全の確保に努める。

#### 1 危険物

##### （1）事業者のとりべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「第2編第1章第18節第1 危険物施設災害予防対策」により、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図る。

##### （2）町及び消防本部のとりべき措置

ア 町及び消防本部は、危険物取扱者保安講習会等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図る。

イ 町及び消防本部は、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努める。

## 2 高圧ガス

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「第2編第1章第18節第3 高圧ガス施設災害予防対策」により、施設等の維持管理の徹底、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

## 3 毒物・劇物

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「第2編第1章第18節第4 毒物・劇物施設災害予防対策」により、施設等の維持管理の徹底、防災訓練の実施、事業従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

## 4 火薬類

事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「第2編第1章第18節第2 火薬類施設災害予防対策」により、施設等の維持管理の徹底、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備により自主保安体制の確立を図る。

# 第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え【総務課・各課】

## 1 防災情報通信網等の整備

「第2編第1章第2節 防災情報通信網の整備」による。

## 2 応援協力体制の整備

- (1) 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を促進し、連携の強化に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町、広域市町村圏等との応援協定締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「第2編第1章第1節第4 応援協力体制の整備」により、必要な措置を講ずる。
- (3) 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

## 3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 事業者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておく。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編第1章第11節第1 医療（助産）救護体制の整備」により、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (3) 町及び県は、あらかじめ、消防関係機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

#### 4 消防力の強化

##### (1) 事業者のとりべき措置

危険物災害による被害の拡大を最小限にとどめるため、危険物の種類に対応した科学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、平常時から消防機関等との連携の強化を図る。

##### (2) 町のとりべき措置

「第2編第1章第6節 火災予防対策」による。

#### 5 危険物等の大量流出時における防除活動

(1) 町は、関係機関による防除資機材の整備状況の把握に努め、災害発生時に応援を求めることができる体制の整備について支援する。

(2) 消防機関、関係事業者等は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

#### 6 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第2編第1章第10節 避難対策」により、必要な措置を講ずる。

#### 7 防災訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、大規模災害を想定し「第2編第1章第14節 防災訓練」により、町、県、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

#### 第4 防災知識の普及啓発【総務課・地域整備課】

町及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発に努める。

#### 第5 要配慮者対策【総務課・健康福祉課・住民税務課】

「第2編第1章第16節 要配慮者対策」による。



## 第2節 危険物等災害応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達【総務課】

#### 1 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物災害が発生した場合、速やかに「危険物等災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

#### 2 町及び防災関係機関のとりべき措置

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第2編第2章第3節 災害情報の収集伝達」により実施する。
- (2) 町及び消防本部から県への緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集報告系統－4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡する。

### 第2 活動体制の確立【総務課・各課】

#### 1 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、災害対策本部設置等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

#### 2 町の活動体制

町は、発災後速やかに「第2編第2章第1節 応急活動体制」「第2節 職員の動員配備」により、職員の非常招集を行い、情報収集伝達体制を確立し、災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じた県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

#### 3 相互応援協力

- (1) 事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- (2) 町は、危険物等災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編第2章第5節 相互応援協力」により知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。
- (3) 消防本部は、危険物等災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町と調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請する。

#### 4 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な危険物等災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要と認める場合は、県に対し「第2編第2章第10節 自衛隊災害派遣」により、自衛隊の災害派遣要請を要求する。

### 第3 災害の拡大防止【総務課】

#### 1 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法及び「第2編第2章第26節 危険物施設等災害応急対策」により、的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

## 2 町、消防機関のとりべき措置

町、消防機関等は、関係法及び「第2編第2章第26節 危険物施設等災害応急対策」により、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

## 第4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動【総務課・各課】

### 1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 町は、「第2編第2章第9節 救助・救急」「第13節 医療（助産）救護」により、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (2) 消防機関は、保有する資機材を活用し、町、警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。
- (3) 警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出・救助活動を行う。

### 2 消火活動

- (1) 事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。
- (2) 消防機関は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (3) 町は、「第2編第2章第7節 消防計画」により、消火活動の迅速かつ円滑な実施に努める。
- (4) 町は、必要に応じ県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請する。

## 第5 交通規制措置【総務課・地域整備課】

「第2編第2章第15節第2 交通規制措置」による。

## 第6 危険物の大量流出に対する応急対策【総務課】

### 1 事業者、消防機関、警察本部等のとりべき措置

事業者、消防本部及び警察本部等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

### 2 町のとりべき措置

町は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、消防機関、警察本部、事業者及び関係機関と相互に協力して、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理に必要な措置を講ずるものとする。

## 第7 避難誘導【総務課・各課】

### 1 町のとりべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「第2編第2章第11節 避難」により、地域住民等に対し避難情報の発令等の必要な措置を講ずる。

## 2 要配慮者対策

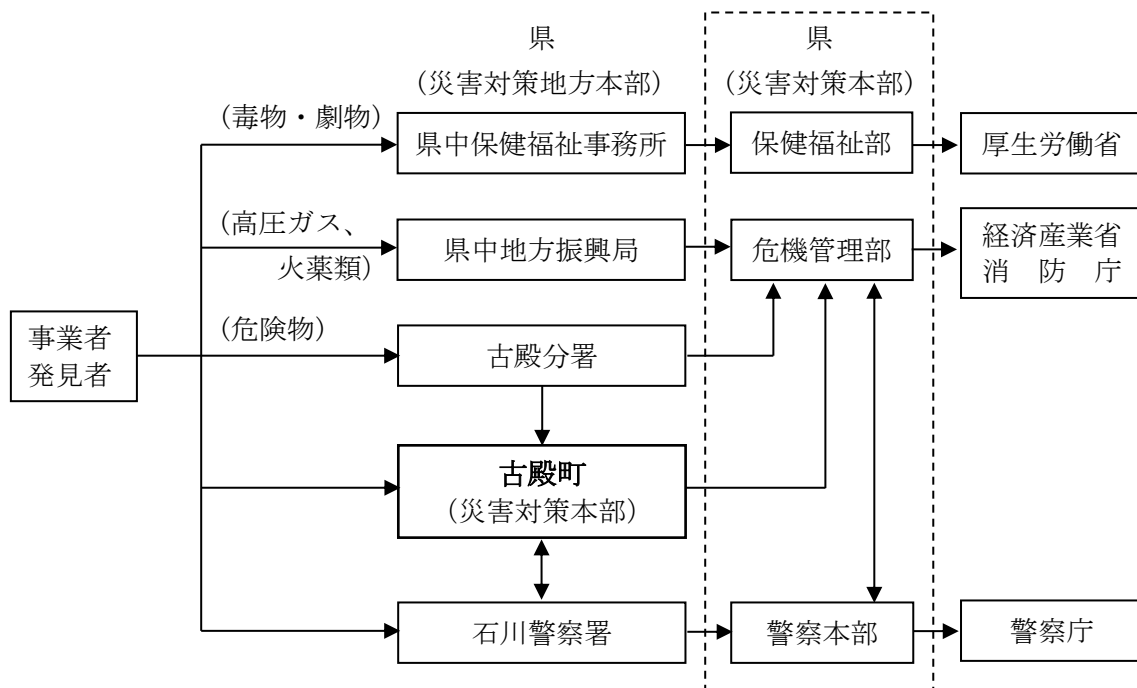
町は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「第2編第2章第11節 避難」「第24節 要配慮者対策」により、必要な措置を講ずる。

## 第8 災害広報【総務課】

町、県、防災関係機関及び事業者と、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2編第2章第6節 災害広報」により、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

### ■ 危険物等災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

### 第3節 危険物等災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編第3章 災害復旧計画」による。

この計画は、住宅の密集化、建築物の高層化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、「第2編 一般災害対策編」の定めによる。

## 第1節 大規模な火事災害予防対策

### 第1 災害に強いまちづくりの形成【総務課・地域整備課】

#### 1 災害に強いまちの形成

町は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導・避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

##### (1) 防災空間の整備

町は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に防災活動拠点等となる施設等を計画的に配置するとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を確保した道路の整備を推進する。

##### (2) 建築物の不燃化の推進

町は、防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進する。

#### 2 火災に対する建築物の安全化

##### (1) 消防用設備等の整備、維持管理

町、消防本部、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

##### (2) 建築物の防火管理体制

町、消防本部、事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限にとどめるため、学校、病院、工場等の防火対象物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努める。

消防本部は、「第2編第1章第6節第3第3 火災予防対策」に基づき防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図る。

##### (3) 建築物の安全対策の推進

ア 町は、「第2編第2章第7節第2 特殊建築物、建築設備の防災対策」により、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

イ 消防本部は、宿泊施設等不特定多数の者を収容する施設（防火対象物定期点検報告制度「防火基準点検済証」対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導を行う。

## 第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実【総務課】

### 1 気象情報の収集及び伝達

町及び消防本部は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、町防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象特別警報・気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

### 2 火災気象通報の伝達及び火災警報等

- (1) 福島地方気象台は、気象概況通報の一部として「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、「火災気象通報」を県に通報する。
- (2) 県は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村に伝えるものとする。
- (3) 町長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。
- (4) 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その町内に在る者は、町条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

## 第3 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え【総務課・各課】

### 1 防災情報通信網の整備

「第2編第1章第2節 防災情報通信網の整備」による。

### 2 応援協力体制の整備

- (1) 町及び防災関係機関は、大規模な火事災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町、広域市町村圏等との応援協定締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「第2編第1章第1節第4 応援協力体制の整備」により、必要な措置を講ずる。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編第1章第11節第1 医療（助産）救護体制の整備」により、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (2) 町及び県は、あらかじめ、消防関係機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

### 4 消防力の強化

町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるほか、「第2編第1章第6節 火災予防対策」による。



## 5 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第2編第1章第10節 避難対策」により、必要な措置を講ずる。

## 6 防災訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、大規模災害を想定し「第2編第1章第14節 防災訓練」により、町、県、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

## 第4 防災知識の普及啓発【総務課・地域整備課】

町及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発に努める。

## 第5 要配慮者対策【総務課・健康福祉課・住民税務課】

「第2編第1章第16節 要配慮者対策」による。

## 第2節 大規模な火事災害応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達【総務課】

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第2編第2章第3節 災害情報の収集伝達」により実施する。
- (2) 町及び消防本部から県への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム 2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡する。

### 第2 活動体制の確立【総務課・各課】

#### 1 町の活動体制

町は、発災後速やかに「第2編第2章第1節 応急活動体制」「第2節 職員の動員配備」により、職員の非常招集を行い、情報収集伝達体制を確立し、災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じた県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

#### 2 相互応援協力

- (1) 町は、火事災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編第2章第5節 相互応援協力」により知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。
- (2) 消防本部は、火事災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町と調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請する。

#### 3 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な火事災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要と認める場合は、県に対し「第2編第2章第10節 自衛隊災害派遣」により、自衛隊の災害派遣要請を要求する。

### 第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動【総務課・各課】

#### 1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 町は、「第2編第2章第9節 救助・救急」「第13節 医療（助産）救護」により、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (2) 消防機関は、保有する資機材を活用し、町、警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。
- (3) 警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出・救助活動を行う。

#### 2 消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 町は、「第2編第2章第7節 消防計画」により、消火活動の迅速かつ円滑な実施に努める。

(3) 町は、必要に応じ県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請する。

#### 第4 交通規制措置【総務課・地域整備課】

「第2編第2章第15節第2 交通規制措置」による。

#### 第5 避難誘導【総務課・各課】

##### 1 町のとるべき措置

大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「第2編第2章第11節 避難」により、地域住民等に対し避難情報の発令等の必要な措置を講ずる。

##### 2 要配慮者対策

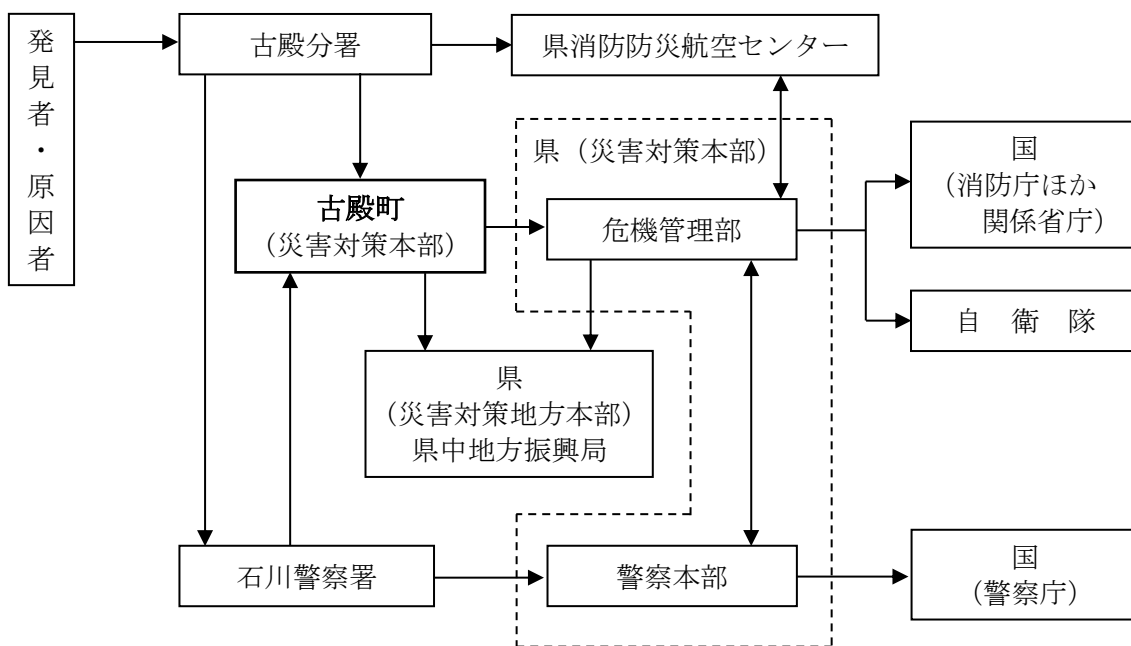
町は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「第2編第2章第11節 避難」「第24節 要配慮者対策」により、必要な措置を講ずる。

#### 第6 災害広報【総務課】

町、県、防災関係機関及び事業者と、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2編第2章第6節 災害広報」により、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

##### ■ 大規模な火事災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

### 第3節 大規模な火事災害復旧応急対策計画

- (1) 町及び関係機関は、県、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援する。
- (2) 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編第3章 災害復旧計画」による。

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、「第2編 一般災害対策編」の定めによる。

## 第1節 林野火災予防対策

### 第1 林野火災の特性【総務課・産業振興課】

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

### 第2 林野火災に強いまちづくり【総務課・産業振興課】

- (1) 林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域については、県と協議のうえ、その地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施するよう努める。
- (2) 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。
- (3) 町及び消防本部は、警報発表等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行う。

### 第3 林野火災防止のための情報の充実

町は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、町防災行政無線等を利用し、福島地方气象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

### 第4 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え【総務課・各課】

#### 1 防災情報通信網の整備

「第2編第1章第2節 防災情報通信網の整備」による。

#### 2 応援協力体制の整備

- (1) 町及び防災関係機関は、林野火災が隣接市町村に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「第2編第1章第1節第4 応援協力体制の整備」により、必要な措置を講ずる。

- (2) 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編第1章第11節第1 医療（助産）救護体制の整備」により、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (2) 町及び県は、あらかじめ、消防関係機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

### 4 消防力の強化

町は、「第2編第1章第6節 火災予防対策」によるほか、下記の措置をとる。

- (1) 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進する。
- (2) 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するように整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- (3) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

### 5 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第2編第1章第10節 避難対策」により、必要な措置を講ずる。

### 6 防災訓練の実施

町、県及び防災関係機関は、大規模災害を想定し「第2編第1章第14節 防災訓練」により、町、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

## 第5 防災知識の普及啓発【総務課・産業振興課】

- (1) 町及び防災関係機関は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関東森林管理局、県、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。
- (2) 消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

## 第6 要配慮者対策【総務課・健康福祉課・住民税務課】

「第2編第1章第16節 要配慮者対策」による。



## 第2節 林野火災応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達【総務課】

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第2編第2章第3節 災害情報の収集伝達」により実施する。
- (2) 町及び消防本部から県への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告システム 1 林野火災」により連絡する。

### 第2 活動体制の確立【総務課・各課】

#### 1 町の活動体制

町は、発災後速やかに「第2編第2章第1節 応急活動体制」「第2節 職員の動員配備」により、職員の非常招集を行い、情報収集伝達体制を確立し、災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じた県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

#### 2 林野所有者（管理者）及び林業関係事業者の活動体制

林野所有者（管理者）及び林業関係事業者は、消防機関、県警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

#### 3 相互応援協力

- (1) 町は、林野火災の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編第2章第5節 相互応援協力」により知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。
- (2) 消防本部は、林野火災の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町と調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請する。

#### 4 自衛隊の災害派遣

町は、大規模な林野火災が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要と認める場合は、県に対し「第2編第2章第10節 自衛隊災害派遣」により、自衛隊の災害派遣要請を要求する。

### 第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動【総務課・各課】

#### 1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 町は、「第2編第2章第9節 救助・救急」「第13節 医療（助産）救護」により、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (2) 消防機関は、保有する資機材を活用し、町、警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。
- (3) 警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出・救助活動を行う。

#### 2 消火活動

(1) 町は、林野火災は、その発生場所、風向き及び地形現地の状況によって常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては、「第2編第2章第7節 消防計画」によるほか、消防機関等と連携し、次の事項を検討して、最善の方策を講ずる。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防御担当区域（地況精通者の確保）

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給

ク 交代要員の確保

ケ 救急救護対策

コ 住民等の避難

サ 空中消火の要請

シ 空中消火資機材の手配及び消火体制

（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中資機材等貸付要領」による。）

(2) 消防機関は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(3) 町は、必要に応じ県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請する。

#### 第4 交通規制措置【総務課・地域整備課】

「第2編第2章第15節第2 交通規制措置」による。

#### 第5 避難誘導【総務課・各課】

##### 1 町のとるべき措置

大規模な林野火災により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「第2編第2章第11節 避難」により、地域住民等に対し避難情報の発令等の必要な措置を講ずる。

##### 2 要配慮者対策

町は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「第2編第2章第11節 避難」「第24節 要配慮者対策」により、必要な措置を講ずる。

##### 3 森林内の滞在者

町、消防本部等は、林野火災発生 of 通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

#### 第6 災害広報【総務課】

町、県、防災関係機関及び事業者と、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、

交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2編第2章第6節 災害広報」により、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

## 第7 二次災害の防止【総務課・産業振興課・地域整備課】

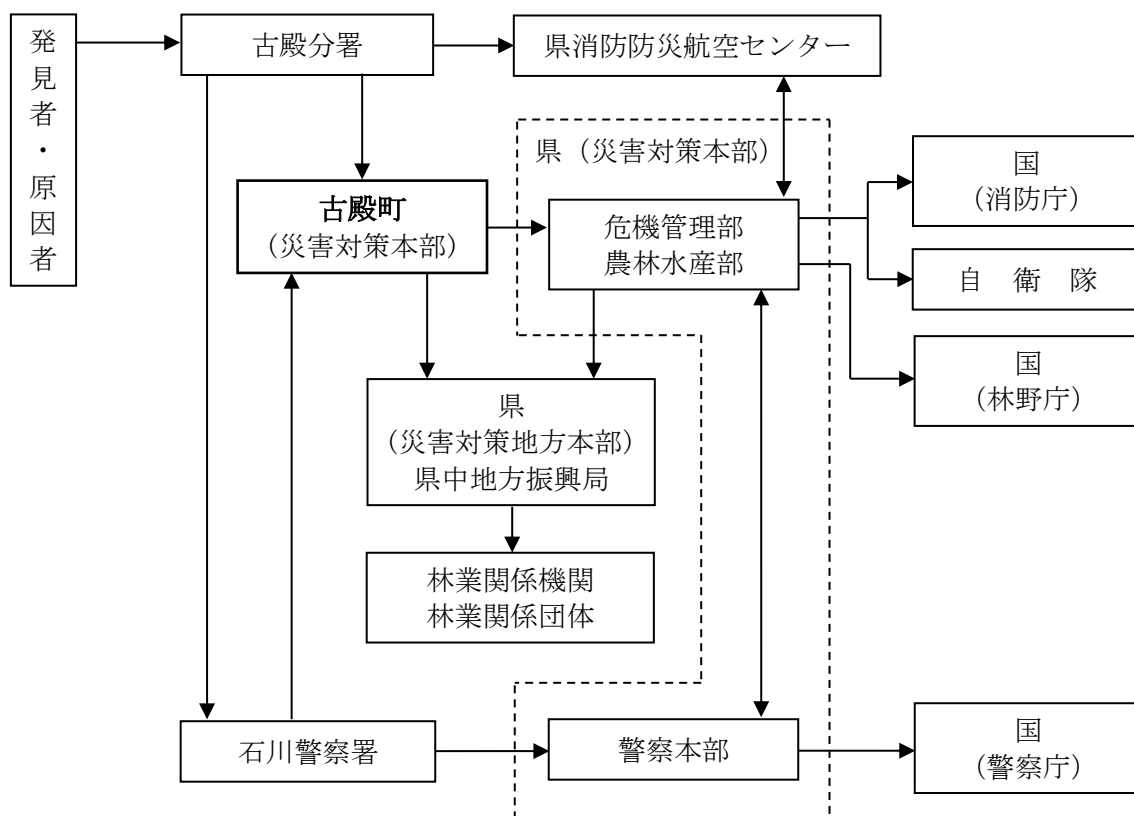
(1) 町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれのあることに十分に留意して、二次災害の防止に努める。

(2) 町は、必要に応じ県、国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行う。

また、できるだけ速やかに砂防施設、治山施設、地滑り防止施設等の整備を行う。

(3) 町は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な処置をとる。

### ■ 林野火災情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

### 第3節 林野火災復旧対策計画

- (1) 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編第3章 災害復旧計画」による。
- (2) 町は、必要に応じ県・国と連携し、造林補助事業により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努める。

# 古 殿 町 地 域 防 災 計 画

令和 4 年 3 月  
古殿町防災会議

発 行：古殿町

編 集：古殿町 総務課

〒963-8304

福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原 31 番地

TEL：0247-53-3111（代表），FAX：0247-53-3154

